

尼崎の教育

(令和4年度)



尼崎市教育委員会

目 次

< 市勢の概要 >

1	尼崎の歴史	1
2	尼崎市の位置と面積	1
3	市 章	2
4	市の花・市の木・市の草花	2
5	姉妹都市・友好都市	2
6	人口・世帯数	3

< 教育行政 >

1	教育委員会	
(1)	教育委員会の組織	4
(2)	歴代教育長等在任期間	5
(3)	教育委員会会議（令和3年度）	8
(4)	教育委員協議会（令和3年度）	11
2	教育方針（尼崎市教育振興基本計画）	
(1)	教育の基本方針	12
(2)	教育を通じて目指す人間像	13
(3)	教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割	13
3	教育委員会事務局・教育機関	
(1)	事務局の所在地	14
(2)	事務局の機構	14
(3)	事務分掌	15
(4)	事務局等の職員数	22
(5)	学校の教職員数	23
	教職員数、年齢別教諭数、教諭の平均年齢、交流人事数、新採用数	
4	学校、児童及び生徒数	
(1)	校種別	26
(2)	児童・生徒数の推移	26
(3)	高等学校 生徒数	27
(4)	幼稚園 園児数	27

< 教育財政 >

1	令和4年度一般会計予算	28
2	令和4年度教育費歳出予算	
(1)	目的別内訳表	29
(2)	性質別内訳表	29
(3)	投資的事業一覧	30
3	教育費の推移	31
4	令和4年度主要施策	32

< 人権教育 >

1	指導の重点	34
2	令和4年度の主な施策	
(1)	指導体制の充実	35
(2)	教育の機会均等の推進	35
(3)	教育条件の整備	36
(4)	市民啓発の推進	36

(5) 総合的な人権教育の推進	38
< 学校教育 >	
1 学校教育の重点取組、施策体系	43
2 学校施設の整備充実	
(1) 主要施策	44
(2) 学校園施設整備事業	45
(3) 学校施設一覧	46
小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園	
3 小・中学校適正規模・適正配置推進事業	
(1) 経過	49
(2) 推進計画の主な内容	49
(3) これまでの主な取組	49
(4) 過大規模・過小規模学校対策検討事業	50
4 幼稚園等の教育振興	
(1) 尼崎市立幼稚園教育振興プログラムの主な内容	51
(2) 今年度の取組	51
(3) 今後の取組	52
5 学校教育の振興	
(1) 主要施策	53
(2) 教育課程と教科書	54
(3) 教育内容の充実	56
(4) キャリア教育の推進（進路指導の充実）	59
(5) 生徒指導の推進	63
(6) 課外クラブ活動の振興	64
6 特別支援教育の推進	
(1) 尼崎市特別支援教育の理念	64
(2) 6つの重点目標	64
(3) 特別支援学校及び特別支援学級設置一覧	66
(4) 特別支援学校及び特別支援学級在籍者の推移	68
(5) 就学相談	69
7 こども自立支援活動の推進	
(1) 不登校の児童生徒に対する指導・支援	70
(2) 心の教育相談事業	70
8 就学の助成	
(1) 就学援助制度	72
(2) 修学援助金制度	73
(3) 実費徴収に係る補足給付制度	73
9 学校保健	
(1) 保健指導	74
(2) 健康管理	74
(3) 環境衛生	77
(4) 学校保健会	77
10 学校給食	
(1) 学校給食の目標	78
(2) 実施状況	78
(3) 給食ができるまで	80

(4)	給食指導	80
1 1	学校給食センター整備運営事業	80
1 2	学校安全	
(1)	安全教育	81
(2)	安全管理	81
(3)	教育職員に対する研修	81
(4)	学校・幼稚園の警備・防災	81
(5)	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	81
(6)	尼崎市学校災害見舞金給付制度	81
(7)	安全パトロール活動	81
(8)	災害発生状況	82
1 3	教職員の資質向上、情報教育の充実	
(1)	設置目的	83
(2)	機能	83
(3)	施設の概要	83
(4)	主要施策	83
(5)	事業内容	85
< 社会教育 >		
1	社会教育・社会体育の推進	
(1)	【生涯学習】生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	94
(2)	【子ども・子育て支援】健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	94
(3)	【人権尊重・多文化共生】互いの人権を尊重し、ともに生きるまち	94
(4)	【魅力創造・発信】歴史や文化を守り活かし、人をひきつける魅力あふれるまち	94
2	社会教育関連施策	
(1)	施策の体系	95
(2)	尼崎市総合計画における社会教育関連施策と事業	96
3	社会教育施設	
(1)	文化財施設	101
(2)	図書館	108
(3)	スポーツ施設	111
(4)	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団	118
4	社会教育関係団体	121
5	青少年教育施設	
(1)	美方高原自然の家	123
(2)	丹波少年自然の家	123
(3)	青少年いこいの家	124
< 付録 >		
1	附属機関一覧表	125
2	尼崎市内の学校及び教育機関等一覧表	128

< 市勢の概要 >

1 尼崎の歴史

近代都市としてたくましく躍動を続けている尼崎は、豊かな歴史を持つ都市です。紀元前から進んだ文化を持った人々が、自然条件にも恵まれた西摂平野に定住し、近畿地方のなかでも先進的な地域でした。弥生時代・古墳時代を経て、白鳳文化の花が咲く頃、尼崎にも法隆寺と同じ伽藍配置を持つ寺が猪名寺の地に創建され、往来する人々の目を見張らせていました。

都が平城京から長岡京へ移された翌年の延暦4(785)年に淀川と神崎川を結ぶ水路が開削されたのを契機として、河口の河尻は瀬戸内海航路の発着点としてその名を都に知られるようになり、また、神崎は貴族の遊宴の地として賑わうようになりました。

平安時代から鎌倉時代にかけて、河口地域には新たな集落が形成され尼崎と呼ばれるようになり、河尻にかわって瀬戸内海有数の港町として発達していきました。鎌倉時代以降、船舶の関所や市場、倉庫などの施設が整備され、材木を始めとする西国の物資を都へ中継する港湾都市として栄えま

した。

江戸時代になると徳川幕府は尼崎を大阪の西の守りとするために、元和3(1617)年に現在の城内のあたりに尼崎城の築城を命じました。そして、尼崎藩は神崎川を東限として、西は須磨に至る広い藩領を持ち、阪神間ただ一つの城下町を形成しました。

明治維新に際し、尼崎は廃藩置県、廃城令等のため、かつての城下町としての活気を失いましたが、明治中期には紡績業を中心として近代工業都市への脱皮が始まり、大正・昭和初期にかけて重化学工業が発展し、昭和18(1943)年には人口33万を超える工業都市を実現するに至りました。なお、この間、大正5(1916)年には尼崎町を中心に尼崎市が誕生。昭和11(1936)年には小田村と、続いて大庄・立花・武庫・園田の各村を相次いで合併して現市域が形成されました。

2 尼崎市の位置と面積

阪神広域圏に属する尼崎市は、大阪平野の西部にあって、兵庫県の東南部に位置し、総面積50.71平方キロメートルの都市です。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面しています。

尼崎市は、北方の六甲、妙見山系と伊丹洪積層台地がゆるやかな傾斜を描いて大阪湾に下る広大な三角洲上に立地しています。大部分が武庫川、猪名川及びその分流の運んできた砂礫によって形成された沖積層平地です。この三角洲が形成される過程で、比較的軟質の武庫川流砂

が猪名川流砂よりも多く流入し、市西部は東部よりやや高くなっています。

また、北部は伊丹市との市境に沿って、おおむね9メートルの等高線が東西に走り、南方に向けてゆるい傾斜で低くなり、市域の約30パーセン



トにあたる地域が海水面 (0.P プラス 2.10 メートル) 以下となっています。

3 市章



工都を表わす「工」と「アマガサキ」の「ア」「マ」を図案化したもの。はじめは中央両脇の丸印がなかったのですが、昭和 11

年小田村との合併の際、丸印を加え、現在の市章となりました。

4 市の花・市の木・市の草花

昭和 27 年 4 月、市の花として、夏を盛りに紅色の花を咲かせ、繁殖力が旺盛で害虫にも強いキョウチクトウが選定されました。さらに、平成 5 年 1 月には、市の木とし



キョウチクトウ ハナミズキ ペゴニア

て四季折々に白や淡紅の花や紅葉を見せるなど変化に富んだハナミズキが、また、市の草花として、開花期間が長く、育てやすいペゴニアが選定されました。

5 姉妹都市・友好都市

尼崎市では、外国との文化や産業など幅広い分野における友好交流を通して、国際感覚を養うとともに、市民とまちの国際性の向上を図ることを目的として、ドイツ連邦共和国・アウクスブルク市と姉妹都市提携、中国・鞍山市と友好都市提携を結び、それぞれ交流を深めています。

- (1) 姉妹都市 アウクスブルク市
(A u g s b u r g)
○ドイツ連邦共和国バイエルン州
○人口 約 27 万人 面積 147km²
○提携 昭和 34 年 4 月 7 日
- (2) 友好都市 鞍山市
○中華人民共和国遼寧省
○人口 359 万人 面積 9,255km²
○提携 昭和 58 年 2 月 2 日

参考

2 尼崎市の位置と面積、3 市章、4 市の花・市の木・市の草花、5 姉妹都市・友好都市についての詳細は、次の URL で市のホームページ中、「尼崎市の紹介」を参照ください。
<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

6 人口・世帯数

年次	面積	世帯数	人口			人口増減		1世帯 当たり 人員	1km ² 当たり 人口	備考
			総数	男	女	増減数	率			
大正5年	7.365 km ²	6,496	32,013 人	15,743 人	16,270 人	— 人	— %	4.93 人	4,347 人	市制施行 (4月1日)
9	7.365	7,526	38,461	19,836	18,625	6,448	20.14	5.11	5,222	第1回国勢調査
14	7.365	9,887	44,241	21,939	22,302	5,780	15.03	4.47	6,007	第2回国勢調査
昭和5年	7.365	11,252	50,064	25,725	24,339	5,823	13.16	4.45	6,798	第3回国勢調査
10	7.365	14,872	71,072	37,537	33,535	21,008	41.96	4.78	9,650	第4回国勢調査
11	16.319	29,773	137,368	71,501	65,867	66,296	93.28	4.61	8,418	小田村合併
15	16.319	39,164	181,011	96,115	84,896	43,643	31.77	4.62	11,092	第5回国勢調査
17	39.606	68,074	310,020	162,742	147,278	129,009	71.27	4.55	7,828	立花村・大庄 村・武庫村合併
22	47.81	54,272	232,755	119,613	113,142	△77,265	△24.92	4.29	4,868	第6回国勢調 査・園田村合併
25	47.81	63,600	279,264	140,741	138,523	46,509	19.98	4.39	5,841	第7回国勢調査
30	47.81	77,033	335,513	167,906	167,607	56,249	20.14	4.36	7,018	第8回国勢調査
35	47.81	101,854	405,955	207,592	198,363	70,442	21.00	3.99	8,491	第9回国勢調査
40	47.81	135,938	500,990	255,682	245,308	95,035	23.41	3.69	10,479	第10回国勢調査
45	48.91	162,027	553,696	280,990	272,706	52,706	10.52	3.42	11,321	第11回国勢調査
50	49.11	170,999	545,783	274,176	271,607	△7,913	△1.43	3.19	11,113	第12回国勢調査
55	49.11	178,151	523,650	260,694	262,956	△22,133	△4.06	2.94	10,663	第13回国勢調査
60	49.47	177,817	509,115	252,688	256,427	△14,535	△2.78	2.86	10,291	第14回国勢調査
平成2年	49.51	185,819	498,999	247,065	251,934	△10,116	△1.99	2.69	10,079	第15回国勢調査
7	49.69	191,407	488,586	241,786	246,800	△10,413	△2.09	2.55	9,833	第16回国勢調査
12	49.69	190,894	466,187	228,861	237,326	△9,113	△1.95	2.44	9,382	第17回国勢調査
13	49.69	190,577	465,135	228,128	237,007	△1,771	△0.38	2.44	9,361	
14	49.77	192,140	464,286	227,116	237,170	△886	△0.19	2.42	9,329	
15	49.77	193,821	463,544	226,383	237,161	△535	△0.12	2.39	9,314	
16	49.77	195,603	462,849	225,713	237,136	△1,153	△0.25	2.37	9,300	
17	49.77	198,653	462,647	226,084	236,563	642	0.14	2.33	9,296	第18回国勢調査
18	49.77	200,977	461,903	225,506	236,397	△581	△0.13	2.30	9,281	
19	49.80	202,838	461,005	224,866	236,139	△898	△0.19	2.27	9,257	
20	49.80	205,551	461,738	225,115	236,623	△520	△0.11	2.25	9,272	
21	49.81	207,999	462,561	225,444	237,117	823	0.18	2.22	9,287	
22	49.97	209,343	453,748	221,216	232,532	△8,813	△1.94	2.15	9,080	第19回国勢調査
23	49.97	210,127	452,020	220,280	231,740	△1,728	△0.38	2.15	9,046	
24	50.20	210,763	450,264	219,313	230,951	△1,756	△0.39	2.14	8,969	
25	50.27	211,903	449,258	218,514	230,744	△1,006	△0.22	2.12	8,937	
26	50.27	212,410	447,466	217,380	230,086	△1,792	△0.40	2.11	8,901	
27	50.27	213,501	452,571	218,978	233,593	5,105	1.12	2.12	9,003	第20回国勢調査
28	50.72	212,051	451,716	218,610	233,106	△855	△0.11	2.13	8,906	
29	50.72	213,813	451,000	218,083	232,917	△716	△0.16	2.11	8,892	
30	50.72	216,028	451,072	217,956	233,116	72	0.02	2.09	8,893	
令和1年	50.72	218,434	451,475	218,111	233,364	403	0.09	2.07	8,901	
2	50.72	221,404	459,593	222,293	237,300	7,974	1.77	2.08	9,061	第21回国勢調査
3	50.72	222,519	457,638	221,142	236,496	△1,955	△0.43	2.06	9,023	

*昭和17年までは年末現在の公簿人口を、国勢調査の年及び平成13年以降は、10月1日現在の推計人口を表しています。

< 教育行政 >

1 教育委員会

(1) 教育委員会の組織



白畑 教育長



徳山教育長職務代理者



太田垣 委員



中平 委員



正岡 委員

役職名	氏名	職業など	任期
教育長	白畑 優		令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
教育長職務代理者	徳山 育弘	弁護士	平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
委員	太田垣 亘世	宮司	令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
委員	中平 了悟	住職	令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
委員	正岡 康子	元高校教諭	令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(2) 歴代教育長等在任期間

① 教育長

氏 名	期 間
竹村 越三	S.27. 11. 1～S.34. 12. 4
谷口 義治	S.35. 1. 1～S.41. 12. 8
大家 又司	S.42. 4. 1～S.43. 9. 30
中子 観次	S.43. 10. 18～S.43. 11. 2
足立 恭三	S.44. 4. 1～S.51. 10. 17
福島 輝喜	S.51. 10. 18～S.63. 10. 17
宮田 良雄	S.63. 10. 18～H. 4. 10. 17
山田 耕三	H. 4. 10. 18～H.11. 7. 7
小林 巖	H.11. 7. 8～H.16. 10. 17
保田 薫	H.16. 12. 27～H.20. 12. 26
村山 保夫	H.20. 12. 27～H.22. 12. 31
徳田 耕造	H.23. 1. 1～H.30. 3. 31
松本 眞	H.30. 4. 1～R. 3. 3. 31
白畑 優	R. 3. 4. 1～現在

② 教育委員

氏 名	期 間	氏 名	期 間
相原 晃	S.27. 11. 1～S.29. 8. 30	澤田 嘉貞	S.50. 12. 23～H. 3. 12. 23
	S.32. 11. 1～S.38. 9. 30	上井 輝代	S.53. 4. 14～S.61. 3. 31
中島 常雄	S.27. 11. 1～S.31. 12. 31	城森 外夫	S.54. 4. 1～S.62. 3. 31
岡沢 良雄	S.27. 11. 1～S.31. 12. 31	片山 佳子	S.61. 4. 1～H. 4. 6. 30
瀬尾 正	S.27. 11. 1～S.31. 12. 31	中村 弘一	S.62. 3. 22～H. 3. 3. 21
太田 尚信	S.27. 11. 1～S.31. 12. 31		H. 3. 3. 25～H. 7. 3. 24
隅崎 守俊	S.29. 6. 1～S.30. 11. 30		H. 7. 3. 30～H.15. 3. 29
日高 重義	S.30. 12. 1～S.31. 7. 5	亀山 清	S.63. 10. 9～H. 7. 2. 28
松本 松太郎	S.31. 7. 6～S.31. 9. 30	榎林 親教	H. 4. 4. 1～H.12. 3. 31
榎本 建三	S.32. 1. 1～S.43. 9. 30	谷本 京子	H. 4. 7. 6～H.14. 3. 31
中馬 英	S.32. 1. 1～S.34. 7. 16	白髪 一雄	H. 7. 3. 30～H.12. 10. 8
岡本 静心	S.32. 1. 1～S.34. 12. 31	山本 栄一	H.12. 10. 9～H.17. 1. 7
奥村 清子	S.34. 7. 17～S.35. 7. 13	岡本 元興	H.12. 4. 1～H.28. 3. 31
山縣 英一	S.35. 2. 9～S.41. 10. 24	小西 加保留	H.14. 4. 1～H.22. 3. 31
土井 佳代	S.35. 7. 19～S.36. 7. 2	仲野 好重	H.15. 3. 30～H.23. 3. 29
芳賀 和喜	S.36. 10. 23～S.40. 10. 22	山下 健治	H.17. 3. 28～H.20. 10. 8
雀部 猛利	S.38. 10. 7～S.42. 10. 6	濱田 英世	H.20. 10. 9～R. 2. 3. 31
諏訪 節子	S.41. 4. 1～S.53. 3. 31	仲島 正教	H.22. 4. 1～R. 3. 3. 31
日比 憲一	S.42. 3. 22～S.43. 4. 10	礪田 雅司	H.23. 3. 30～R. 3. 3. 31
西村 亀	S.42. 12. 23～S.50. 12. 22	徳山 育弘	H.28. 4. 1～現在
河野 裕	S.43. 7. 2～S.54. 3. 21	太田垣 亘世	R. 2. 4. 1～現在
石賀 次郎	S.43. 10. 9～S.47. 10. 8	中平 了悟	R. 3. 4. 1～現在
内藤 尚武	S.47. 10. 9～S.63. 10. 8	正岡 康子	R. 3. 4. 1～現在

③ 歴代委員長、委員長職務代行者、教育長職務代理者在任期間

氏 名	委 員 長	副委員長・ 委員長職務代行者	教育長職務代理者
相原 晃	S.27.11.1～S.28.12.1 S.32.1.1～S.38.9.30	—	—
岡沢 良雄	S.28.12.2～S.31.7.5	S.31.10.1～S.31.12.31	—
太田 尚信	—	S.28.12.2～S.30.11.30	—
日高 重義	—	S.30.12.1～S.31.7.5	—
松本 松太郎	—	S.31.7.6～S.31.9.30	—
中島 常雄	S.31.7.6～S.31.12.31	S.27.11.1～S.28.12.1	—

中馬 英	—	S.32.1.1～S.32.9.30	—
岡本 静心	—	S.32.10.1～S.33.9.30	—
榎本 建三	S.38.10.22～S.41.10.21 S.42.5.1～S.43.9.30	S.33.10.9～S.38.10.21 S.41.10.21～S.42.3.30	—
山縣 英一	—	S.38.10.22～S.41.10.20	—
雀部 猛利	S.41.10.22～S.42.4.30	S.42.5.1～S.42.10.6	—
日比 憲一	—	S.42.10.11～S.43.4.10	—
西村 亀	—	S.43.5.1～S.48.10.8	—
石賀 次郎	S.43.10.9～S.47.10.8	—	—
河野 裕	S.47.10.9～S.52.3.26	—	—
内藤 尚武	S.52.3.27～S.63.10.8	S.48.10.9～S.52.3.26	—
澤田 嘉貞	S.63.10.11～H.3.12.23	S.52.3.27～S.63.10.10	—
中村 弘一	H.3.12.28～H.5.3.29	S.63.10.11～H.3.3.21 H.3.4.22～H.3.12.27	—
亀山 清	—	H.3.12.28～H.7.2.28	—
榎林 親教	—	H.7.3.2～H.12.3.31	—
谷本 京子	—	H.12.4.1～H.14.3.31	—
岡本 元興	H.15.4.4～H.18.4.3	H.14.4.5～H.15.4.3 H.18.4.4～H.19.3.29 H.22.4.6～H.24.3.31 H.24.4.5～H.25.4.4	—
山本 栄一	—	H.15.4.4～H.17.1.7	—
小西 加保留	—	H.17.1.8～H.18.4.3 H.19.4.6.～H.22.3.31	—
仲野 好重	H.18.4.4～H.19.3.29 H.19.4.6～H.23.3.29	—	—
濱田 英世	H.23.4.5～H.28.3.31	—	H.28.4.1～R.2.3.31
磯田 雅司	—	H.25.4.5～H.28.3.31	R.2.4.1～R.3.3.31
徳山 育弘	—	—	R.3.4.1～現在

(3) 教育委員会会議（令和3年度）

定例会は、原則として毎月第4月曜日（平成16年7月1日より実施。それまでは第4木曜日に開催）、臨時会を必要に応じて開催している。

教育委員会会議について

（令和3年度開催分） 定例会12回、臨時会9回

- | | | | |
|-----|----------|--------------------------------------|--|
| 4月 | 5日（臨時会） | 協議・報告
報告第1号 | 教育長職務代理者について
尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について |
| 4月 | 26日（定例会） | 議案第30号
議案第31号
議案第32号 | 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱について
職員の人事について |
| 5月 | 26日（定例会） | 議案第33号
議案第34号
議案第35号 | 職員の人事について
尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について |
| 6月 | 28日（定例会） | 議案第36号
議案第37号
議案第38号
議案第39号 | 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
尼崎市社会教育委員の解嘱について
尼崎市社会教育委員の委嘱について
尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| | | 協議・報告 | 令和2年度あまっ子ステップ・アップ調査の結果について |
| 7月 | 12日（臨時会） | 議案第40号 | 職員の人事について |
| 7月 | 30日（定例会） | 議案第41号
議案第42号
議案第43号
議案第44号 | 令和3年度教育委員会事務点検・評価報告書について
令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
尼崎市社会教育委員の委嘱について
尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について |
| | | 協議・報告 | 尼崎市体罰等防止ガイドラインについて |
| 8月 | 23日（定例会） | 議案第45号
議案第46号 | 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について |
| | | 協議・報告 | 市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて |
| 9月 | 27日（定例会） | 報告第2号
議案第47号
議案第48号
議案第49号 | 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
尼崎市教育委員会事務局文書事務規程の一部を改正する訓令について
職員の人事について
尼崎市生涯学習審議会委員の委嘱について |
| | | 協議・報告
協議・報告 | いじめ重大事態について
市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて |
| 10月 | 4日（臨時会） | 協議・報告 | 市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて |
| 10月 | 11日（臨時会） | 議案第50号 | 職員の人事について |
| | | 協議・報告
協議・報告 | 尼崎市教育振興基本計画の進捗と今後の取り組みについて
令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告について |
| 10月 | 25日（定例会） | 議案第51号 | 指定管理者の指定について |

	協議・報告	尼崎市文化財保護審議会への諮問について
	協議・報告	市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて
11月	22日(定例会)	
	議案第52号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
	議案第53号	令和4年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
	議案第54号	令和4年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
	議案第55号	令和4年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
	議案第56号	尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則及び尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
	協議・報告	いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について(指針)
	協議・報告	(仮称)尼崎市こども家庭センター設置基本方針(素案)について
	協議・報告	市立尼崎高等学校における学校改革とその取り組みについて
12月	3日(臨時会)	
	議案第57号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
	協議・報告	いじめ重大事態について
12月	27日(定例会)	
	議案第58号	尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例を廃止する条例について
	議案第59号	尼崎市立学校給食センター条例施行規則について
	議案第60号	尼崎市学校運営協議会の設置等に関する規則について
	議案第61号	工事請負契約の締結について(サンシビック尼崎大規模機械設備改修工事)
	議案第62号	工事請負契約の締結について(サンシビック尼崎大規模電気設備改修工事)
	議案第63号	尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
	協議・報告	いじめ重大事態の経過報告について
1月	17日(臨時会)	
	議案第1号	職員の人事について
1月	24日(定例会)	
	議案第2号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
	議案第3号	指定管理者の指定について
	協議・報告	いじめ重大事態について
	協議・報告	尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン(案)の策定について
2月	7日(臨時会)	
	議案第4号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
	議案第5号	令和4年度尼崎市一般会計教育関係予算について
	協議・報告	令和4年度教育委員会事務局組織改正について(案)
2月	28日(定例会)	
	報告第1号	令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
	議案第6号	職員の人事について
	議案第7号	尼崎市指定文化財の指定について
	協議・報告	スクール・ミッション(素案)の策定について
3月	14日(臨時会)	
	議案第8号	職員の人事について
3月	22日(臨時会)	
	議案第9号	職員の人事について
	議案第10号	職員の人事について
	議案第11号	職員の人事について
3月	28日(定例会)	
	議案第12号	尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任について
	議案第13号	尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
	議案第14号	尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
	議案第15号	尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
	議案第16号	予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について

議案第 17 号	尼崎市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
議案第 18 号	尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 について
協議・報告	行政不服審査請求に係る協議について
協議・報告	市立高等学校スクール・ミッションの策定について

(4) 教育委員協議会(令和3年度)

協議会は、教育委員と教育委員会事務局との意思疎通を図りつつ、教育委員への速やかな情報提供と審議にあたっての理解を深める中で、的確な判断のもと教育施策の充実を図るため開催している。(平成22年度より実施。)

教育委員協議会について

(令和3年度開催分) 5回

- 4月 12日
 - ・重点取組説明について
- 6月 14日
 - ・竹谷幼稚園、竹谷小学校の施設見学について
 - ・立花幼稚園の施設見学について
- 7月 12日
 - ・ALT 授業の視察について
 - ・令和4年度使用尼崎市立学校教科用図書採択について
- 8月 10日
 - ・「アマブラリ」、「あまぼーと」の視察について
 - ・「兵庫県尼崎こども家庭センター」の視察について
 - ・「いくしあ」の視察について
- 11月 8日
 - ・学校給食センターの施設見学について
 - ・歴史博物館の施設見学について
 - ・いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について(指針)

2 教育方針（尼崎市教育振興基本計画）

（1） 教育の基本方針

これまで本市では、学力や生徒指導など教育における多くの課題に対して様々な取組を行ってきた結果、学力や学習環境の面で着実に改善が進んでいます。

しかしながら、私たちを取り巻く社会は急速に変化しており、グローバル化、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新への対応、また身近な環境では、地域コミュニティの弱体化など、新たな課題も生じています。

これからの子どもたちは、このような新たな困難や課題に直面しながら、それを乗り越えて、未来社会を創っていくという重要な役割を担っています。

そのためには、一人ひとりが、社会の変化に受け身ではなく主体的かつ柔軟に他者と協働しながら対応していく力、知識や技能を活用して解決していく力、持続可能な新しい社会を創造する力を身に付けることが、今の教育に求められています。

「教育は未来への先行投資である」という認識を共有し、尼崎市教育振興基本計画に基づき、以下の3つの柱を基本に据えながら、教育行政を計画的に進めていきます。

1 「未来志向の教育」

これまでに蓄積された客観的なデータなどエビデンスを踏まえた学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場の ICT 環境整備など、私たちがこれまで築き上げてきた教育環境を土台として、変化に柔軟に対応し、子どもたちがこれからの社会を生き抜くことができるよう、未来を見据えた教育に取り組みます。

2 「個の尊厳や人権の尊重」

持続可能な未来社会の形成には、個の尊厳や人権が尊重されることが不可欠であり、多様性を受容し他人の気持ちが分かる児童生徒の育成、子どもの育ち支援センターにおける取組やインクルーシブ教育システムの展開など、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組みます。

3 「家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）」

子どもはその成長過程において、学校園のみならず、地域社会の中で育ち、また、社会福祉など様々な領域と関わります。教育委員会及び学校園は、「子どもの視点」に立ち、地域学校協働活動などを通じて、家庭・地域社会と連携をしながら、一体となった教育に取り組みます。

(2) 教育を通じて目指す人間像

目標や希望を持ち 生涯を意欲的に生き抜くことができる人

社会が急激に変化する中においても、心身ともに健康で、それぞれの年代に応じた目標や希望を持ち、その実現に向けて失敗してもそれを乗り越え、粘り強くチャレンジするなど、生涯を意欲的に生き抜くことができる人。

人の気持ちや立場を尊重し 互いに協働・協力できる人

一人ひとりの人間は、かけがえのない存在であり、その尊厳や人権を尊重し、一人ひとりの個性・能力を大切に、互いに協働・協力することができる人。

多様な他者と協働して 主体的に地域社会に関わる人

地域社会の構成員の一人として主体的に地域社会に関わり、学校園・家庭・地域社会など多様な他者との協働や多世代交流を通じて、地域への誇りや愛着を育むとともに、互いに支え合う社会を築くことができる人。

(3) 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割

1 教育委員会の役割

教育委員会は、社会が期待する教育などを踏まえた基本的な方針を定め、今後の目指す方向性を示すとともに、それらの教育・学習活動を支え、学校園・家庭・地域社会が一体となった教育・学習活動が促進されるよう努めます。

2 学校園の役割

学校園は、基本的な方針を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、社会が期待する教育を展開する主役として、教育委員会と連携し、家庭・地域社会と一体となった教育活動に努めます。

3 家庭・地域社会の役割

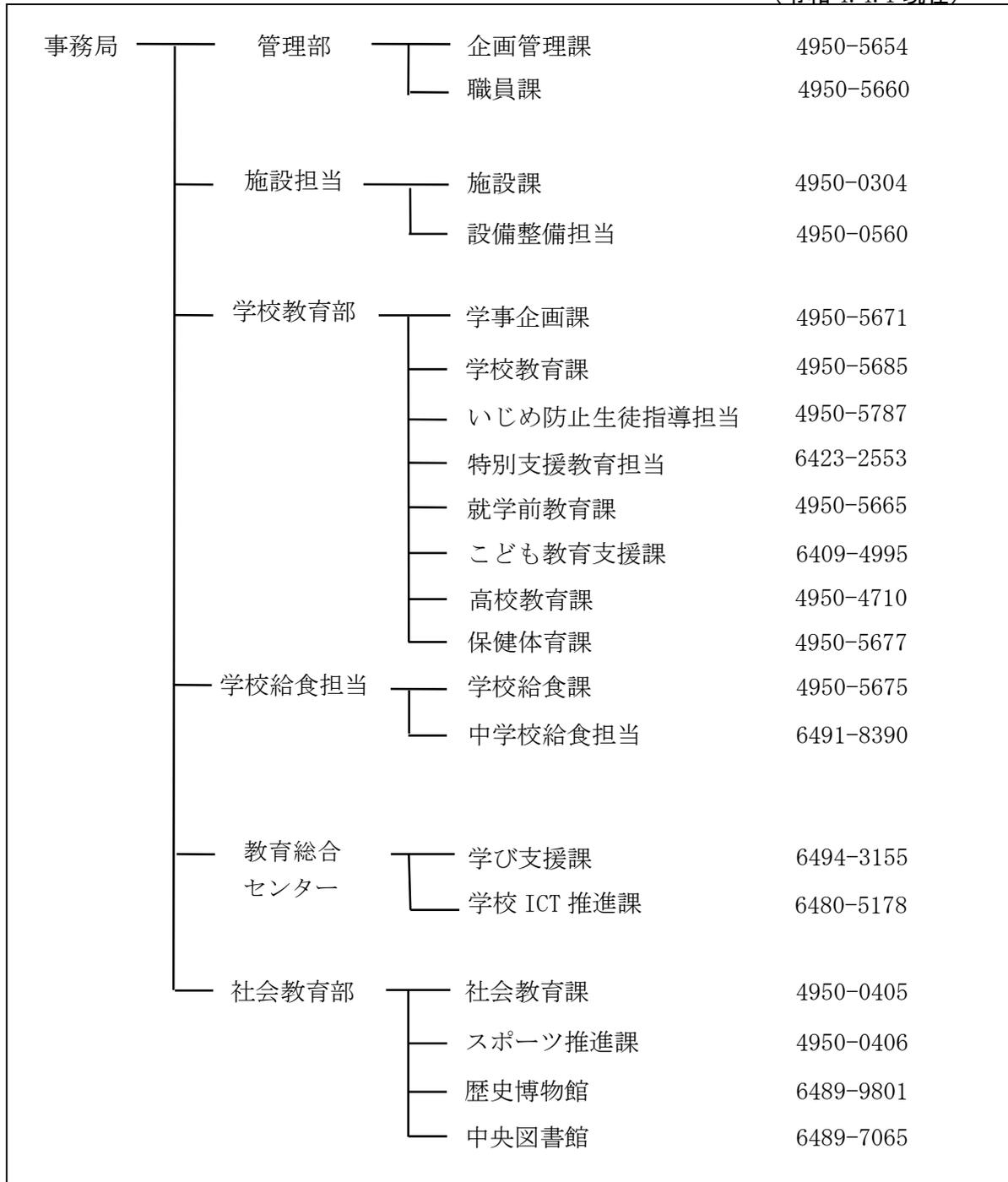
家庭・地域社会は、自らも生涯にわたって学び続け、また自らの学びを学校園や地域社会へと循環させることで地域社会の活性化に努めるとともに、教育・学習活動への積極的な参画により、学校園を含めた三者がそれぞれの教育力を発揮し、地域ぐるみで子どもの育ちの支援に努めます。

3 教育委員会事務局・教育機関

(1) 事務局の所在地 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

(2) 事務局の機構 (FAX: 06-4950-5658)

(令和4.4.1現在)



小学校 41校 中学校 17校(外分校1) 高等学校 3校(全日制2・定時制1)
特別支援学校 1校 幼稚園 9園

(公財)尼崎市スポーツ振興事業団についてはP118を参照

(3) 事務分掌

管理部

企画管理課

- (1) 儀式、表彰、秘書及び渉外事務に関すること
- (2) 教育委員会の会議に関すること
- (3) 事務局幹部会に関すること
- (4) 文書管理に関すること
- (5) 公印に関すること
- (6) 公告式及び令達に関すること
- (7) 広報及び広聴並びに教育行政に関する相談並びに審査請求に関すること
- (8) 議会に提出する議案に関する資料又は報告の調整に関すること
- (9) 教育行政の企画調整に関すること
- (10) 事務局の事務改善及び事業の進行管理に関すること
- (11) 特命による施策の調査及び企画調整に関すること
- (12) 事務局の予算、決算及び会計に関すること
- (13) 教育振興基金に関すること
- (14) 規則等の審査及び解釈に関すること
- (15) 事務局内の事務の連絡に関すること
- (16) 損害賠償額の調整に関すること
- (17) 事務局内の他の部及び課の主管に属しないこと

職員課

- (1) 内部組織及び職員定数の管理に関すること
- (2) 職員の任用及び配置に関すること
- (3) 職員の表彰、分限、懲戒及び服務に関すること
- (4) 職員の人事評価及び人材育成に関すること
- (5) 職員の退職管理に関すること
- (6) 教育職員の免許状に関すること
- (7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること
- (8) 職員証の交付及び職員き章の貸与に関すること
- (9) 被服及び名札の貸与に関すること
- (10) 職員の厚生及び福利に関すること
- (11) 職員団体及び労働組合に関すること
- (12) 学校における体罰の防止に関すること
- (13) その他職員の人事及び給与に関すること

施設課

- (1) 教育施設その他教育委員会が管理する施設(以下「教育施設等」という。)の建設計画及び建設の申請に関すること
- (2) 教育施設等の保険契約及び警備委託契約に関すること
- (3) 教育財産その他教育委員会が管理する財産(以下「教育財産等」という。)の統括管理に関すること

- (4) 教育財産等の台帳及び関係図面の整理及び保存に関すること
- (5) 学校施設の使用の許可に関すること(学事企画課の主管に属するものを除く。)
- (6) 教育施設等の建築設計及び設備設計に関すること
- (7) 教育施設等の修繕及び保全に関すること
- (8) 教育施設等以外の施設の建築工事に関すること(教育施設等の整備に伴うものに限る。)
- (9) その他教育施設等の整備に関すること

学校教育部

学事企画課

- (1) 学校教育に係る施策及び学校教育計画の総合調整に関すること
- (2) 学校予算の在り方の研究に関すること
- (3) 学校の設置及び廃止に関すること
- (4) 学校規模の適正化に関すること
- (5) 学校施設の地域開放の検討に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (6) 尼崎市立学校施設目的外使用規則(昭和51年尼崎市教育委員会規則第9号)の規定による学校施設の目的外使用に関すること
- (7) 教材、教具等の整備に関すること
- (8) 学校予算の配当及び執行調整に関すること
- (9) 学校の会計事務に関する企画並びに指導及び助言に関すること
- (10) 学齢児童及び学齢生徒の就学奨励に関すること
- (11) 高等学校の修学援助金に関すること
- (12) 高等学校の就学支援金、授業料、私立大学等入学支度金の回収等に関すること
- (13) 義務教育諸学校の教科書の無償給付に関すること
- (14) 学級編制及び通学区域に関すること
- (15) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること
- (16) 学校基本調査及び児童生徒の将来推計に関すること
- (17) 学校の管理運営に関する規則及び学則に関すること
- (18) 学校園現場(校園外教育現場を含む。)における事故の処理等に関すること(保健体育課の主管に属するものを除く。)
- (19) その他学事に関すること
- (20) 部内の他の課の主管に属しないこと

学校教育課

- (1) 学校教育計画の立案に関すること
- (2) 小学校、中学校及び特別支援学校(以下「義務教育諸学校」という。)に係る学校教育の研究、指導及び助言に関すること
- (3) 義務教育諸学校に係る学校経営の指導及び助言に関すること
- (4) 義務教育諸学校に係る教材及び教育資料の収集及び研究に関すること
- (5) 義務教育諸学校の教科書の採択に関すること
- (6) 義務教育諸学校の校外行事に関すること

- (7) ICT を活用した学習方法の調査及び研究に関すること
- (8) 学校教育における人権教育計画の立案に関すること
- (9) 学校教育における人権教育の研究、指導及び助言に関すること
- (10) 学校教育における人権教育に関する教材及び資料の収集及び研究に関すること
- (11) 教育奨励金及び地域児童、生徒に係る教育活動に関すること
- (12) 生徒指導計画の立案に関すること
- (13) 生徒指導の研究、指導及び助言に関すること
- (14) 児童及び生徒の問題行動対策に関すること
- (15) いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)に規定するいじめの防止等の実施に関すること
- (16) 学校教科用図書選定委員会に関すること
- (17) いじめ問題対策審議会に関すること
- (18) 特別支援教育の振興に係る企画、調査及び研究に関すること
- (19) 特別支援教育の指導及び助言に関すること
- (20) 特別支援教育の指導に係る調査、研究及び連絡に関すること
- (21) 障害児の就学指導に関すること
- (22) 就学前障害児に関する調査及び連絡に関すること
- (23) 教育支援委員会に関すること
- (24) 教育総合センターとの連絡に関すること
- (25) その他学校教育に関すること

就学前教育課

- (1) 幼児教育の振興に関する企画及び立案に関すること
- (2) 幼稚園に係る幼児教育の研究、指導及び助言に関すること
- (3) 幼稚園に係る園経営の指導及び助言に関すること
- (4) 幼稚園に係る教材及び教育資料の収集及び研究に関すること
- (5) 幼稚園の園外行事に関すること
- (6) 幼児の就園奨励に関すること
- (7) 幼児の入園、転園及び退園に関すること
- (8) 保育料、授業料等の減免及び徴収に関すること
- (9) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1 号認定子ども」という。)に係る施設型給付費の支給その他 1 号認定子どもに関する連絡調整及び実施に関すること
- (10) 支援法第 59 条第 1 項第 10 号に規定する一時預かり事業(幼稚園において行うものに限る。)の企画調整に関すること
- (11) 子ども・子育て審議会に関すること(幼児期の学校教育に関することに限る。)

こども教育支援課

- (1) 長期欠席の児童及び生徒の支援に関すること
- (2) 教育相談の調査及び研究に関すること
- (3) 教育相談の指導及び助言並びに実施に関すること

高校教育課

- (1) 高等学校における教育に関する企画及び立案に関すること
- (2) 高等学校に係る学校教育の研究、指導及び助言に関すること
- (3) 高等学校に係る学校経営の指導及び助言に関すること
- (4) 高等学校に係る教材及び教育資料の収集及び研究に関すること
- (5) 高等学校の教科書の採択に関すること
- (6) 高等学校の校外行事に関すること
- (7) 高等学校教育審議会に関すること

保健体育課

- (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に関すること
- (2) 学校保健及び学校安全の指導及び助言に関すること
- (3) 学校の環境衛生に関すること
- (4) 幼児、児童及び生徒並びに職員の保健に関すること
- (5) 学校保健の調査及び統計に関すること
- (6) 学校の警備及び防災並びに通学安全に関すること(施設課の主管に属するものを除く。)
- (7) 幼児、児童及び生徒の事故の処理、報告、分析・評価及び統計に関すること
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること(学校安全に係るものに限る。)
- (9) 学校保健関係団体に関すること
- (10) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること
- (11) 職員の安全に関すること
- (12) 公務災害に関すること
- (13) 学校体育関係団体に関すること
- (14) その他保健、安全及び学校体育に関すること

学校給食課

- (1) 学校給食計画の立案に関すること
- (2) 学校給食の指導及び助言に関すること
- (3) 学校給食の衛生管理に関すること
- (4) 学校給食用物資に関すること
- (5) 学校給食に係る給食費等の徴収及び滞納整理に関すること
- (6) 学校給食調理業務委託業者選定委員会に関すること
- (7) 琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会に関すること
- (8) 学校給食センターとの連絡・調整に関すること
- (9) 学校給食センターの運営方針の樹立及び運営指導に関すること
- (10) その他学校給食に関すること

・ 学校給食センター（中学校給食担当）

- (1) 学校給食の実施に必要な調理及び配送に関すること
- (2) 学校給食センターの維持管理に関すること

教育総合センター

学び支援課

- (1) 教育総合センターの運営方針の樹立に関すること
- (2) 教育総合センターの運営に関すること
- (3) 教育情報の収集、整理及び提供に関すること
- (4) 教科書センターに関すること
- (5) 教育に関する専門的又は技術的な事項の調査、研究及び相談に関すること
- (6) 教育関係職員その他教育関係者の研修及び研究助成に関すること
- (7) 教育情報システムに関すること(学校 ICT 推進課の主管に属するものを除く。)
- (8) ICT を活用した研修計画に関すること
- (9) その他教育総合センターの事業に関すること

学校 ICT 推進課

- (1) 教育情報システムに関すること
- (2) コンピュータ・ネットワーク等の環境整備及び活用業務の総合調整に関すること
- (3) 学習用及び校務用の ICT 機器等の情報教育機器の利用普及に関すること
- (4) 情報教育に関する調査及び研究に関すること
- (5) 情報教育に関する器材、教材の整理及び管理に関すること
- (6) デジタル学習教材の収集及び研究に関すること
- (7) ICT を活用した学習基盤の整備に関すること
- (8) 教育情報セキュリティポリシーに関すること

社会教育部

社会教育課

- (1) 社会教育計画の立案に関すること
- (2) 社会教育の指導及び助言に関すること
- (3) 社会教育資料の収集及び研究に関すること
- (4) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 5 条第 2 項に規定する地域学校協働活動に関すること
- (5) ユネスコ活動に関すること
- (6) 社会教育における人権教育計画の立案に関すること
- (7) 社会教育における人権教育の指導及び助言に関すること
- (8) 社会教育における人権教育資料の収集及び研究に関すること
- (9) 社会教育関係団体に関すること
- (10) 社会教育委員に関すること
- (11) 生涯学習審議会に関すること(教育委員会の事業に関することに限る。)
- (12) 青少年非行化防止対策事業の実施に関すること
- (13) 青少年非行化防止の普及及び啓発に関すること
- (14) 青少年の補導に関すること
- (15) 少年補導委員に関すること
- (16) 少年補導センター運営協議会に関すること
- (17) 図書館その他の社会教育機関との連絡に関すること

- (18) その他社会教育に関すること
- (19) 部内の他の課の主管に属しないこと

スポーツ推進課

- (1) スポーツの推進に係る計画の立案に関すること
- (2) スポーツの推進に係る調査及び研究に関すること
- (3) 屋内プール及び地区体育館の整備及び運営指導に関すること
- (4) 学校のスポーツ施設の供用計画の立案及び運営に関すること
- (5) スポーツ施設の整備に関すること
- (6) 地域住民スポーツ活動に関すること
- (7) スポーツ指導者の養成に関すること
- (8) スポーツを通じた健康づくりに係る事業の実施に関すること
- (9) 各種スポーツ推進事業の実施に関すること
- (10) スポーツ推進委員に関すること
- (11) スポーツ関係団体に関すること
- (12) スポーツ推進審議会に関すること
- (13) 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に関すること
- (14) その他スポーツの指導及び推進に関すること

歴史博物館

- (1) 歴史博物館の運営方針の樹立に関すること
- (2) 尼崎及び歴史的関連地域に係る史料等の収集、閲覧及び調査研究に関すること
- (3) 尼崎市史の編集及び発行に関すること
- (4) 講座、史料展示等の普及活動に関すること
- (5) 文化財の保護に関すること
- (6) 文化財の保護審議会に関すること
- (7) 歴史博物館の維持管理に関すること
- (8) 歴史博物館田能資料館との連絡に関すること
- (9) その他歴史博物館の事業に関すること

・ 歴史博物館田能資料館

- (1) 歴史博物館田能資料館の運営に関すること
- (2) 歴史博物館田能資料館の維持管理に関すること
- (3) その他歴史博物館田能資料館の事業に関すること

中央図書館

- (1) 図書館の運営方針の樹立に関すること
- (2) 図書館の維持管理に関すること
- (3) 図書館の広報に関すること
- (4) 図書館の調査及び統計に関すること
- (5) 図書館オンラインシステムに関すること
- (6) 図書館資料（以下「資料」という。）の選択、収集及び管理に関すること

- (7) 資料の分類、目録の作成及び装備に関すること
- (8) 資料の館内及び館外利用に関すること
- (9) 資料の利用の調査相談に関すること
- (10) 書誌の編さんに関すること
- (11) その他資料の運用に関すること
- (12) 読書会、資料展示会等の主催及び奨励に関すること
- (13) 配本所に関すること
- (14) 学校その他の関係機関との連絡及び協力に関すること
- (15) 北図書館の運営方針の樹立及び運営指導に関すること
- (16) 他の図書館との連絡及び相互協力に関すること

(4) 事務局等の職員数

(令和 4. 5. 1 現在)

部課名 職階	事務局	管理部	企画管理課	職員課	施設担当	施設課	設備整備担当	学校教育部	学校支援担当	学事企画課	学校教育課	いじめ防止生徒指導担当	特別支援教育担当	就学前教育課	子ども教育支援課	高校教育課	保健体育課	学校給食担当	学校給食課	中学校給食担当	教育総合センター	学び支援課	学校ICT推進課	社会教育部	社会教育課	スポーツ推進課	歴史博物館	中央図書館	スポーツ振興事業団派遣	文部科学省派遣	合計
	教育長	1																													
教育次長	2																														2
参与																															0
部長級	主事		1					1	1									1					1								5
	技師					1																									1
	指導主事							1													1										2
課長級	主事			1	1					1				1		1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	12
	技師						1	1												1											3
	指導主事										1	1	1		1							2									6
課長補佐級	主事																					1									1
	管理主事				1																										1
	指導主事										1																				1
係長級	主事			2	4		1			4				2	1		1	1	1			1	1		2	2	3	3			28
	技師					2	1													1	1				1	1					7
	管理主事				2																										2
	指導主事										8	4	5	1	4	2	3					6	2							1	36
	作業員																														0
主任級	主事																					1									1
	技師																														0
3級職	主事			2	2					5				3	1				2	1						2	2	1	2		23
	技師						1													1											2
	指導員																														0
	調理師																			1											1
	校務員																									1					1
2級職	書記			2	5		1			3				1	1		1	2	2			1						1			19
	技手						2	1																			3				6
1級職	事務員			1	1		1			3							1	1								1	1	1			11
	技術員							3																			1				4
再任用	事務職																					1		1	1	1	1				5
	技術職							2																			4				6
計	3	1	8	16	1	9	8	2	1	16	10	5	6	7	7	3	7	1	10	5	1	10	7	1	7	8	16	9	1	1	187

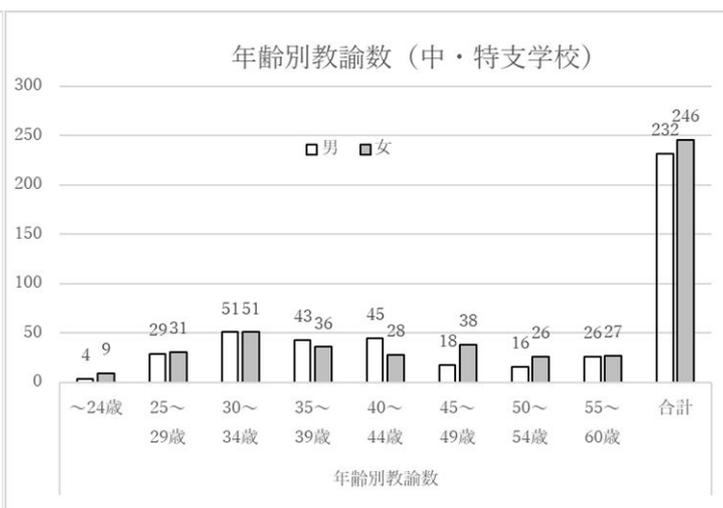
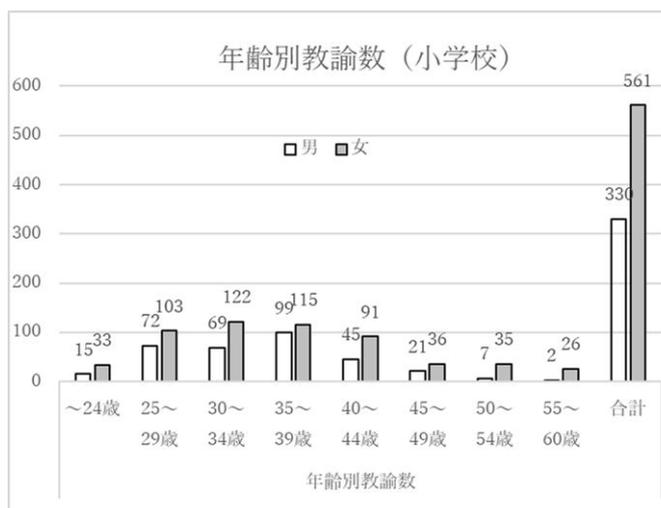
※短時間再任用職員、会計年度任用職員を除く

(5) 学校の教職員数

(令和4.5.1現在)

区 分		小学校	中学校	特別支援 学校	高等学校	幼稚園	計	
教 職 員 数	県 費 負 担	校 長	41	17	1	1	60	
		教 諭	1026 (41)	562 (18)	57 (1)	38 (3)	1,683 (63)	
		養 護 教 諭	42	17	2		61	
		事 務	51	27	3		78	
		栄 養 職 員 諭 栄 養 教 諭	21	4	1		26	
		小 計	1,181 (41)	627 (18)	64 (1)	39 (3)	1,911 (63)	
	市 費 支 弁	校 (園) 長				2	9	11
		教 諭				158 (4)	43 (9)	201 (13)
		養 護 教 諭				5	9	14
		実 習 助 手 実 習 担 当 教 諭				8		8
		事 務				10		10
		技 術			1			1
計	校 務 員	39	13		5		57	
	調 理 師	11		2			13	
	学 校 栄 養 士	3					3	
	小 計	53	13	3	188 (4)	61 (9)	318 (13)	
計		1,234 (41)	640 (18)	67 (1)	227 (7)	61 (9)	2,229 (76)	

※ () 内は教頭で再掲
フルタイム職員のみ。中学校は琴城分校を含む。



注：教諭・主幹教諭のみの人数

○教諭の平均年齢の推移（小・中学校）

年度	小学校	中学校
12	46.5	42.9
13	47.1	43.4
14	46.8	43.6
15	45.6	43.2
16	45.4	43.2
17	44.7	43.4
18	44.3	43.6
19	44.0	43.5
20	43.1	43.5
21	42.3	44.0
22	40.8	43.1
23	40.1	42.9
24	39.3	42.3
25	39.6	40.5
26	37.2	40.8
27	36.7	40.6
28	35.8	40.7
29	35.5	40.7
30	35.3	40.7
R1	35.5	40.4
R2	37.7	42.5
R3	35.7	40.2
R4	35.9	40.0

注：教諭・主幹教諭のみの平均年齢
R4. 4. 1 現在年齢

○高等学校教諭の平均年齢（R4年度）

高等学校	47.7
------	------

○幼稚園教諭の平均年齢（R4年度）

幼稚園	39.0
-----	------

○特別支援学校教諭の平均年齢

（R4年度）

特別支援学校	37.9
--------	------

○交流人事数（教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭・学校栄養職員）

年 度	小学校		中学校・特別支援学校		合 計	
	転 出	転 入	転 出	転 入	転 出	転 入
19	11	3	8	0	19	3
20	11	2	7	5	18	7
21	12	6	0	6	12	12
22	10	4	3	4	13	8
23	20	2	4	3	24	5
24	15	1	8	6	23	7
25	16	2	6	3	22	5
26	19	3	9	3	28	6
27	22	1	2	4	24	5
28	6	1	3	6	9	7
29	10	1	3	4	13	5
30	7	3	5	4	12	7
R1	8	4	5	7	13	11
R2	18	5	5	2	23	7
R3	13	2	6	9	19	11
R4	5	3	5	3	10	6

○新規採用数（教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭・学校栄養職員）

年度	小 学 校					中 学 校・特別支援学校					合 計
	教諭	養教	事務	栄養	計	教諭	養教	事務	栄養	計	
19	56	1	0	0	57	22	1	0		23	80
20	70	2	0	0	72	23	4	0		27	99
21	80	2	0	0	82	25	0	0		25	107
22	78	4	1	0	83	22	1	1		24	107
23	58	2	1	0	61	19	1	1		21	82
24	69	3	2	1	75	35	0	0		35	110
25	74	3	2	0	79	40	1	2		43	122
26	76	1	1	0	78	38	1	0		39	117
27	53	2	0	1	56	26	2	0		28	84
28	66	1	1	1	69	21	1	0		22	91
29	58	1	3	1	63	21	1	0		22	85
30	40	1	1	0	42	19	0	0		19	61
R1	46	1	0	0	47	16	0	0		16	63
R2	36	1	1	0	38	14	0	2		16	54
R3	43	1	2	0	46	24	1	0		25	71
R4	44	1	2	0	47	17	1	1	1	20	67

4 学校、児童及び生徒数

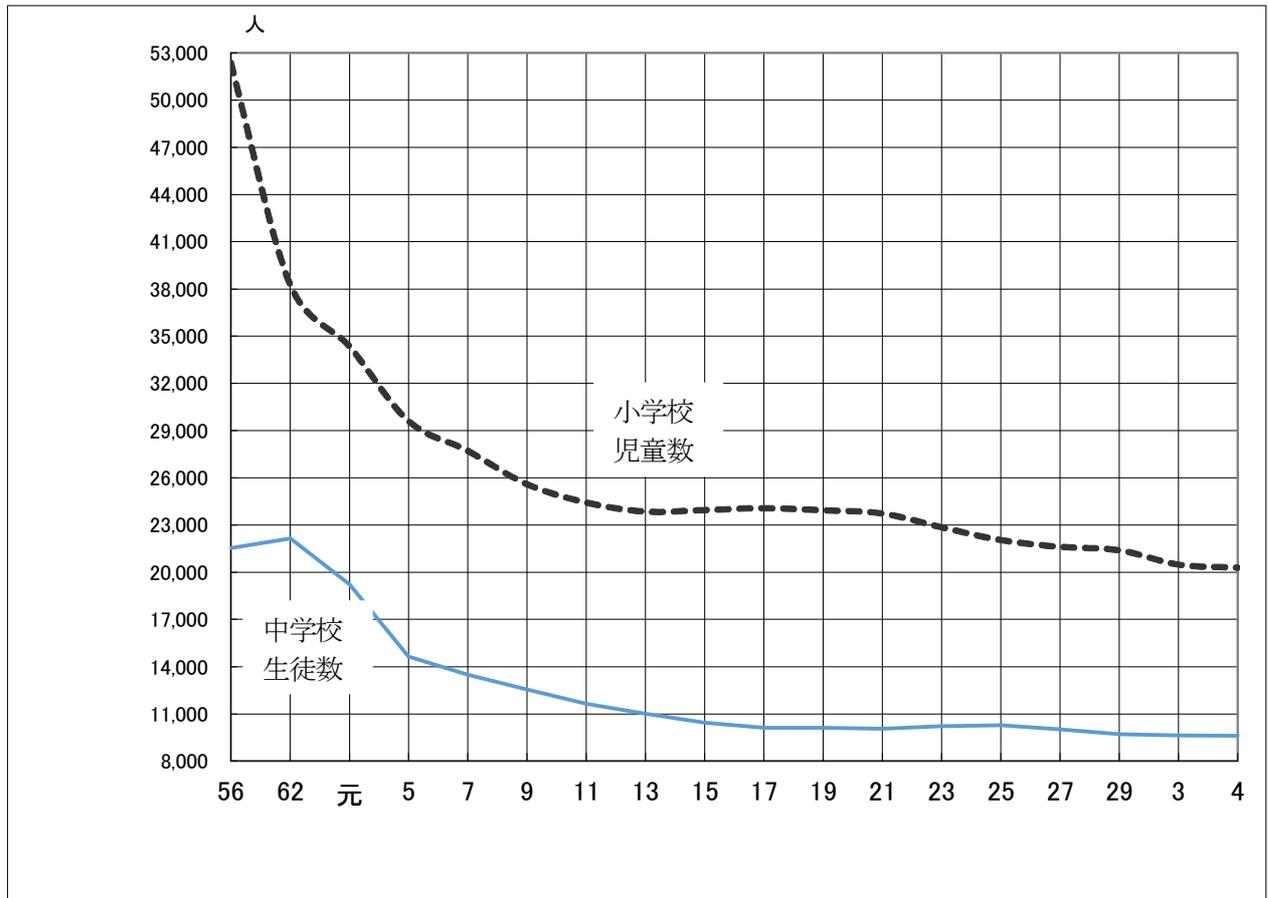
(1) 校種別

(令和4.5.1現在)

区 分	小学校	中学校 (分校)	特別支援 学校	高等学校	幼稚園	計
学 校 (園) 数	41	17 (1)	1	3	9	71 (1)
児童・生徒・幼児数	20,296	9,624 (36)	64	2,207	420	32,611 (36)
学 級 数	799	314 (3)	27	66	28	1,234 (3)

注：() 内は分校別掲

(2) 児童・生徒数の推移



(単位：人)

年	昭和56	昭和62	平成元	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27	29	令和3	4
小学校	52,370	38,298	34,366	29,611	27,720	25,614	24,443	23,865	23,964	24,081	23,949	23,745	22,871	22,054	21,626	21,407	20,494	20,296
中学校	21,542	22,163	19,223	14,653	13,509	12,571	11,647	11,021	10,448	10,128	10,134	10,076	10,237	10,289	10,032	9,718	9,632	9,624

注：各年度とも5月1日現在（琴城分校を除く。）

(3) 高等学校 生徒数

令和4年5月1日現在

学校名	学科名	定員	生徒数	学級数			
				1年	2年	3年	4年
尼崎	普通科	720	709	6	6	6	
	体育科	240	236	2	2	2	
	合計	960	945	8	8	8	
尼崎双星	普通科	600	584	5	5	5	
	商業学科	240	235	2	2	2	
	ものづくり機械科	120	108	1	1	1	
	電気情報科	120	110	1	1	1	
	合計	1,080	1,037	9	9	9	
全日制計		2,040	1,982	17	17	17	
琴ノ浦	普通科	640	225	4	5	5	1
定時制計		640	225	4	5	5	1
合計		2,680	2,207	21	22	22	1

(4) 幼稚園 園児数

令和4年5月1日現在

園名	定員			幼児数		
	4歳児	5歳児	合計	4歳児	5歳児	合計
竹谷	60	80	140	22	20	42
長洲	60	80	140	8	16	24
大島	60	80	140	16	19	35
立花	60	80	140	28	44	72
塚口	60	80	140	26	27	53
武庫	90	115	205	33	33	66
園田	60	80	140	29	24	53
園和北	60	80	140	16	26	42
小園	60	80	140	8	25	33
合計	570	755	1,325	186	234	420

※特設学級の定員は、5歳児の定員に含めている。

< 教育財政 >

1 令和4年度一般会計予算

歳 入

(単位：千円)

款	令和4年度予算額		令和3年度予算額		比較増減
	金額	百分比	金額	百分比	
05 市 税	81,439,691	38.6%	76,368,706	36.6%	5,070,985
10 地 方 譲 与 税	798,301	0.4%	769,401	0.4%	28,900
11 利 子 割 交 付 金	39,000	0.0%	47,000	0.0%	△ 8,000
12 配 当 割 交 付 金	347,000	0.2%	337,000	0.2%	10,000
13 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	493,000	0.2%	344,000	0.2%	149,000
14 法 人 事 業 税 交 付 金	1,002,000	0.5%	945,000	0.5%	57,000
15 地 方 消 費 税 交 付 金	10,151,000	4.8%	9,065,000	4.3%	1,086,000
18 環 境 性 能 割 交 付 金	170,000	0.1%	107,000	0.1%	63,000
19 地 方 特 例 交 付 金	530,500	0.3%	1,542,000	0.7%	△ 1,011,500
20 地 方 交 付 税	14,747,000	7.0%	9,084,000	4.4%	5,663,000
25 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	67,000	0.0%	65,000	0.0%	2,000
30 分 担 金 及 び 負 担 金	858,972	0.4%	839,817	0.4%	19,155
35 使 用 料 及 び 手 数 料	6,524,029	3.1%	6,686,666	3.2%	△ 162,637
40 国 庫 支 出 金	53,847,364	25.5%	49,408,348	23.7%	4,439,016
45 県 支 出 金	14,646,562	6.9%	14,035,053	6.7%	611,509
50 財 産 収 入	3,390,480	1.6%	1,103,059	0.5%	2,287,421
55 寄 付 金	186,662	0.1%	178,769	0.1%	7,893
60 繰 入 金	3,661,775	1.7%	4,903,825	2.4%	△ 1,242,050
65 繰 越 金	1	0.0%	1	0.0%	0
70 諸 収 入	6,838,663	3.2%	6,801,955	3.3%	36,708
75 市 債	11,258,000	5.3%	26,238,400	12.6%	△ 14,980,400
歳 入 合 計	210,997,000	100.0%	208,870,000	100.0%	2,127,000

歳 出

(単位：千円)

款	令和4年度予算額		令和3年度予算額		比較増減
	金額	百分比	金額	百分比	
05 議 会 費	829,673	0.4%	821,833	0.4%	7,840
10 総 務 費	17,314,967	8.2%	15,530,460	7.4%	1,784,507
15 民 生 費	108,708,662	51.5%	105,200,307	50.4%	3,508,355
20 衛 生 費	18,068,127	8.6%	14,163,483	6.8%	3,904,644
25 労 働 費	160,021	0.1%	171,739	0.1%	△ 11,718
30 農 林 水 産 業 費	146,278	0.1%	134,842	0.1%	11,436
35 商 工 費	1,356,669	0.6%	1,275,799	0.6%	80,870
40 土 木 費	17,019,857	8.1%	16,611,617	8.0%	408,240
45 消 防 費	5,172,939	2.5%	4,947,502	2.4%	225,437
50 教 育 費	17,925,992	8.5%	19,338,860	9.3%	△ 1,412,868
53 災 害 復 旧 費	1	0.0%	1	0.0%	—
55 公 債 費	24,083,061	11.4%	30,462,760	14.6%	△ 6,379,699
60 諸 支 出 金	10,753	0.0%	10,797	0.0%	△ 44
65 予 備 費	200,000	0.1%	200,000	0.1%	—
歳 出 合 計	210,997,000	100.0%	208,870,000	100.0%	2,127,000

※表中の百分比は表示単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある

2 令和4年度教育費歳出予算

(1) 目的別内訳表

(単位：千円)

項	令和4年度予算額		令和3年度予算額		比較増減	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	伸び率
05 教育総務費	6,117,291	34.1%	5,784,461	29.9%	332,830	5.75%
10 小学校費	1,832,304	10.2%	1,524,446	7.9%	307,858	20.2%
15 中学校費	827,959	4.6%	892,296	4.6%	△ 64,337	△ 7.2%
20 高等学校費	2,201,375	12.3%	2,132,013	11.0%	69,362	3.3%
25 幼稚園費	576,962	3.2%	538,579	2.8%	38,383	7.1%
30 特別支援学校費	269,164	1.5%	231,624	1.2%	37,540	16.2%
35 社会教育費	1,015,350	5.7%	876,118	4.5%	139,232	15.9%
40 保健体育費	5,085,587	28.4%	7,359,323	38.1%	△ 2,273,736	△ 30.9%
合計	17,925,992	100.0%	19,338,860	100.0%	△ 1,412,868	△ 7.3%

(2) 性質別内訳表

(単位：千円)

区分	令和4年度予算額		令和3年度予算額		比較増減	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	伸び率
1 消費的経費	15,870,722	88.5%	14,731,259	76.2%	1,139,463	7.7%
(1) 人件費	5,900,291	32.9%	5,665,621	29.3%	234,670	4.1%
(2) 物件費	6,402,231	35.7%	5,700,804	29.5%	701,427	12.3%
(3) その他	3,568,200	19.9%	3,364,834	17.4%	203,366	6.0%
2 貸付金等	38,717	0.2%	105,892	0.6%	△ 67,175	△ 63.4%
(1) 貸付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(2) 積立金	38,717	0.2%	105,892	0.6%	△ 67,175	△ 63.4%
3 投資的経費	2,016,553	11.3%	4,501,709	23.3%	△ 2,485,156	△ 55.2%
4 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(1) 繰出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	17,925,992	100.0%	19,338,860	100.0%	△ 1,412,868	△ 7.3%
一般会計予算額	210,997,000		208,870,000		2,127,000	1.0%
教育費比率	8.5%		9.3%			

※表中の百分比は表示単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある

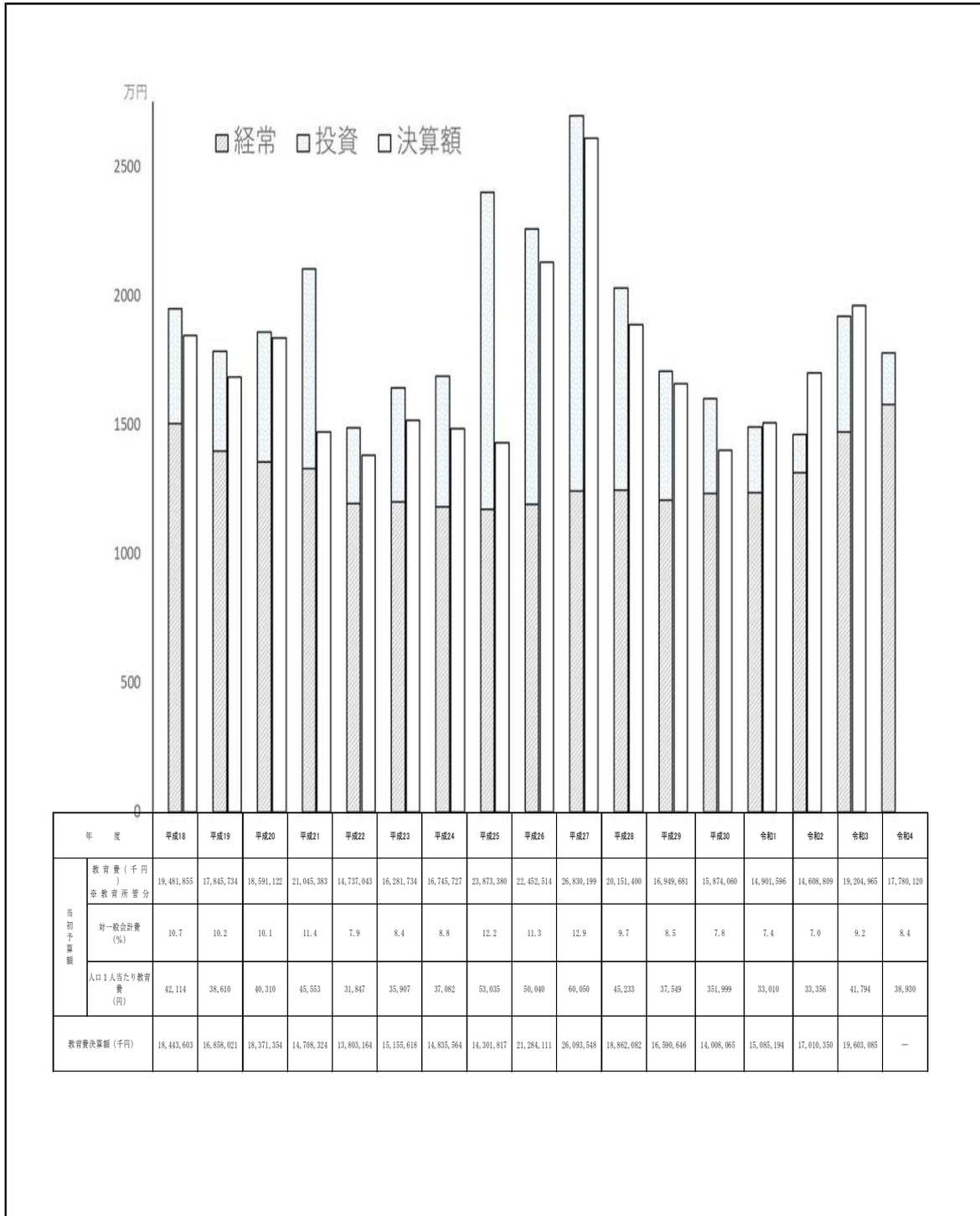
(3) 投資的事業一覧

(単位：千円)

1	学校・園等の整備	752,659
	(1) 各種施設整備	487,767
	・小学校(外壁改修1校、体育館床改修1校、屋上防水改修1校等)・中学校(外壁改修1校、屋上防水改修1校、老朽化ガス配管改修1校等)・高等学校(空調設備改修1校、消防設備改修1校) ・幼稚園(老朽化ガス配管改修1園、消防設備改修2園)	
	(2) 市立全日制高等学校用地取得事業	242,242
	・高等学校	
	(3) 特別支援学級教室整備	22,650
	・小学校3校	
2	学校・園等の備品等の充実	293,879
	(1) 小学校	29,129
	・給食用備品等購入・情報教育推進事業・学齢簿等管理事業 ・学校給食費徴収管理関係・学校給食管理システム関係 ・学校保健コンピュータシステム整備・就学援助システム	
	(2) 中学校	4,106
	・情報教育推進事業・学齢簿等管理事業	
	(3) 高等学校	10,754
	・情報教育推進事業・施設維持管理事業	
	(4) 特別支援学校	35,911
	・情報教育推進事業・スクールバス運転業務委託等	
	(5) 教育総合センター	213,979
	・学校情報通信ネットワークシステム	
3	社会教育施設整備	970,015
	(1) 社会教育関係	170,656
	・図書館サービス網関係・中央・北図書館整備事業 ・田能資料館施設整備事業・田能資料館施設整備・文化財保護啓発・中学校跡地活用事業 ・丹波少年自然の家	
	(2) 社会体育関係	799,359
	・地区体育館整備(空調整備)・サンシビック尼崎予防保全(改修工事) ・ふれあいスポーツ推進・(仮称)健康ふれあい体育館整備 ・立花体育館予防保全事業	

3 教育費の推移

注 人口は1月1日付推計人口



4 令和4年度主要施策

No.	主要事業名	事業概要	事業費
1	(仮称) 就学前教育ビジョン策定事業費	就学前教育の充実を図るとともに官民幼保が連携した効果・効率的な取組を推進していくため、令和3年度に設置した「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」からの報告書の内容も踏まえ、現行の「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に代わるこれからの就学前教育の方向性を示す。	98 千円
2	課外クラブ関係事業費	本市における部活動の地域移行へ向けたモデル事業として、市立中学校の運動部活動に対して指導補助員を派遣することにより、部活動における指導体制の充実及び教員の負担軽減を図る。	39,132 千円
3	教育支援室運営事業費	学校以外の学びの場の保障と親を含めた支援者との連携を行うため、不登校児童生徒の通う「教育支援室」の運営と、身近な学習スペースである「サテライト教室」を運営するとともに、「不登校の子をもつ親のつどい」を実施する。 学校以外の学びの場の保障と親を含めた支援者との連携を行うために、不登校児童生徒が通う「教育支援室」の運営に係る設備（オンライン機能）の拡充を行う。	20,653 千円
4	情報モラル向上支援事業費	ネットいじめの防止に向け、SNSをはじめとする情報モラルの向上を図るとともに、児童生徒による主体的なスマホルール作りの導入を進める。 また校種の枠を越えたスマホサミットを引き続き開催するとともに、令和4年度からは、市立小・中学校に加え、市立高等学校においても専門的知識を有する支援員による出前授業を行う。	528 千円
5	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費	生徒の個性を活かした特色と魅力ある学校づくりを推進するため、音楽類型では専門の講師を招き技術指導を行い専門性を高めるとともに、専門学科では各種技能検定試験を受験するための実践的な指導等を行う。模擬人工衛星（缶サット）の製作・研究過程における、科学、技術、工学等の分野での主体的で創造的な学びを通して、現代社会で必要とされる問題解決のためのクリエイティブな発想やチームワーク等を体験的に育成する。また、正解のない問いに取り組む「課題解決型学習」を行うことで、これからの「生きる力」を育む。	8,360 千円
6	インクルーシブ教育システム検討事業費	学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等を検討し、本市の特別支援教育を推進する。	420 千円

7	英語教育推進事業費	ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、今求められる4技能5領域※をバランスよく高めるための指導の工夫を行うことにより、児童生徒の異文化に対する関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする資質・能力の育成を図り、実践的なコミュニケーション能力の伸長を図る。 ※「聞くこと」「読むこと」「話すこと【やり取り】」「話すこと【発表】」「書くこと」	50,000千円
8	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）推進事業費	子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、市立学校に地域住民等が学校運営に当事者として参画する学校運営協議会を順次設置し、「地域とともにある学校づくり」を推進する。	39千円
9	要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費	小・中学校に在学する児童生徒が、経済的理由により就学が困難と認められる場合、その保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	212,038千円
10	看護師派遣業務委託等事業費	登下校園及び学校教育活動中において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の安全を確保するために、民間機関に委託して看護師等を派遣及び配置する。	53,315千円
11	学社連携推進事業費	地域の方々の活動や学習を支援するとともに、その成果を子どもたち・地域へ還元する機会の創出を図る。地域の豊かな社会資源を活用し、子どもたちが地域社会の中で様々な体験ができるよう、また、学校の求めと地域力をマッチングし、より効果的な連携が行われるよう調整するコーディネーターを各市立小学校に配置する中で、地域学校協働活動を推進する。地域学校協働活動については、市立学校に順次設置する学校運営協議会の運営とともに一体的に推進する。	7,290千円
12	歴史的公文書等管理・公開事業費	尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づき、保存期間を終えた公文書のうち、歴史資料として重要な公文書（歴史的公文書）を市民共有の知的資源と位置付け、歴史博物館において適切に保存する。 また、歴史的公文書の閲覧利用制度を定めることにより、現在と将来の市民への説明責任を果たしていく。	3,706千円
13	立花体育館予防保全事業費	尼崎市公共施設マネジメント基本方針（方針2：予防保全）に基づき、予防保全による施設の長寿命化に向け、立花体育館の改修を行う。	8,621千円

< 人 権 教 育 >

1 指導の重点

人権教育については、人間尊重の精神を不変のものとして受け継ぎ、人権尊重の精神に徹し、社会の中にある偏見と差別の本質を正しくとらえ、その解消に意欲と実践力を持つ人間の育成をめざした教育を推し進めてきた。

こうしたなかで、平成13年3月に「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」が策定され、平成22年3月には、人権を取巻く社会環境の変化や多様化する人権課題に的確に対応するために、「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」が改訂された。

令和2年3月には、一人ひとりがかかけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重されるまちなしていくため、人権についての基本理念を示す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（以下「条例」という。）」が制定され、条例に基づき「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」（以下、「計画」という。）が、令和3年6月に策定された。

今後は、条例や計画に沿うとともに、「尼崎市教育振興基本計画」及び兵庫県教育委員会策定の「人権教育基本方針」等に基づいて、次のとおり人権教育を推進する。

- 1 教職員の人権問題に対する認識を深め、指導力の向上を図り、学校教育における人権教育の指導体制を強化する。
- 2 人権にかかわる課題を有する児童生徒の在籍する学校の教育条件を整備し、それら児童生徒の学習指導・生徒指導・進路指導の充実を図る。
- 3 教育活動全体を通して人権尊重の精神を養い、同和問題、女性、障がいのある人、外国人等への偏見や差別を解消するための人権教育を推進する。
- 4 市民の人権問題に対する認識を深め、人権尊重の意識を高める人権教育を推進する。
- 5 学校教育と社会教育との有機的な連携のもとに、関係機関及び諸団体との調整を図りながら、人権教育を総合的に推進する。

2 令和4年度の主な施策

(1) 指導体制の充実

教職員及び人権教育関係指導者を対象に、①人権問題に対する理解と認識を深め、②指導力の向上を図り、③差別意識の払拭・人権意識の高揚等に向けて、効果的な人権教育を展開していくための体制を確立する。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に即した指導計画を作成し、すべての教育活動の中で一貫性をもたせた取組を展開する。また、社会教育においては、市民啓発を中心にすえ、その核となる指導者の養成とその資質の向上や学習効果をあげるための教材の研究及び作成、関係資料の整備等を図る。

事業名	内 容 説 明	実施予定月 場 所	主 管 課
人権教育 研修の充実	管理職、教職員、1年目教員等の研修を通じて、人権に関する問題の本質を正しく認識させるとともに、自己の人権感覚を高め、指導力の向上を図る。	年 間 教 育 総 合 セ ン タ ー	学 び 支 援 課
研 究 体 制 の 充 実	幼稚園・小学校・中学校・高等学校の人権教育研究会や校内授業研究会等を通して、人権学習教材の作成及び指導内容、指導方法の向上を図る。	年 間 各 学 校 園	学 校 教 育 課
市 民 リ ー ダ ー の 養 成	人権教育指導者、人権啓発推進リーダー、人権啓発オピニオンリーダーを設置し、市民啓発体制を充実する。	年 間 生 涯 学 習 プ ラ ザ 等	社 会 教 育 課
人権教育に 関する資料 の作成等	人権学習及び市民啓発等に効果的な資料を収集し、教材等として作成する。	年 間	社 会 教 育 課 他

(2) 教育の機会均等の推進

児童生徒の実態を踏まえ、学校・家庭・地域の連携を密にし、家庭及び地域の教育力の向上を図りながら、学習指導・生徒指導・進路指導等における課題解決に努める。

事業名	内 容 説 明	実施予定月 場 所	主 管 課
こころの教育 推進事業	保護者や地域と共に学び、考える機会を充実させるため、児童・生徒の実態を踏まえ、「人権教育の推進」、「生命を尊重する心」等に関する講演会を実施する。	年 間	学 校 教 育 課

(3) 教育条件の整備

人権にかかわる課題を有する児童生徒の実態を把握するとともに、自己実現に向けて教育条件を整備する。

(支援教員配置校：小学校 11 校、中学校 6 校)

事業名	内 容 説 明	実施予定月 場 所	主 管 課
児童生徒 支援教員 の配置	人権にかかわる課題を有する児童生徒が在籍し、指導上の困難度が高く、きめ細かな指導が必要な学校に児童生徒支援教員を配置し、学習指導・生徒指導・進路指導の支援を行う。 (17人)	年 間 関係校等	県 教 委 所 管
同室指導 及び別室 指導の効果 的活用等	人権にかかわる課題を有する児童生徒の自己実現をめざし、学習指導・生徒指導・進路指導の充実を図るため、支援教員を中心に効果的な同室複数指導や別室指導に取り組む。	年 間 関係校等	関係校等

(4) 市民啓発の推進

心豊かな社会をつくりあげていくにあたっては、市民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会を実現することが重要な課題であり、社会一般にある差別意識の払拭や人権意識の高揚のため、市民各層にわたる市民啓発を推進する。

① 組織を通じた啓発

事業名	内 容 説 明	実施予定月 場 所	主 管 課
人権教育 小集団 学習事業の 実施と学習 交流会	人権問題に対する正しい理解を深め、差別意識の払拭を目指す市民の育成を図るため、継続的・系統的な学習活動を推進する市内の自主的学習グループの学習を支援する。また、学習の成果を発表する場を設け、学習者の連帯感と人権教育学習の質的向上を図る。	年 間 学 校 園 等	社会教育課
人権・同和 教育振興事 業の委託	学校教育機関及び社会教育関係団体等が加入する尼崎市人権・同和教育研究協議会に、人権・同和教育振興事業を委託する。	年 間	

② 指導、助言による啓発

事業名	内 容 説 明	実施予定月 場 所	主 管 課
人権啓発 オピニオン リーダー 設置及び研 修事業	人権学習に取り組む小集団学習グループの市民の リーダーを選任し、市民の自主的な学習活動の推進 を図る。	年 間 学 校 園 等	社会教育課
人権教育 指導者 派遣事業	人権問題の解決を目指し、市内の各種団体等が行う 自主的な研修会等に社会教育課に登録された指導 者を派遣する。	年 間 生 涯 学 習 プ ラ ザ 等	
社会教育指 導員による 指導助言	小集団学習グループ及び社会教育関係団体、地域団 体、市民グループ等に対して、求めに応じて人権教 育の指導助言を行う。	年 間 学 校 園 等	
人権啓発 推 進 リ ー ダ ー 設 置 事 業	オピニオンリーダー経験者、社会教育関係団体のリ ーダー等の中から、同和問題や人権問題に精通して いる人を人権問題等の学習会での助言者として選 任する。(市民の自主的活動の推進や人権意識の高 揚を図るため。)	年 間 学 校 園 等	

③ 広報媒体による啓発

事業名	内 容 説 明	実施予定月 場 所	主 管 課
市民啓発 活動事業	啓発資料を配布し、市民への人権教育の普及と徹底 を図る。	12月	社会教育課
平和教育 推進事業	平和都市宣言の趣旨を啓発するとともに、各地区生 涯学習プラザ及び地域総合センター等で実施される 平和教育事業を紹介するリーフレットを作成し、平 和について考える機運を高める。	7月	
人権推進 資 料 コ ー ナ ー の 充 実	人権問題に関する図書の整備を図り、市民に閲覧・ 貸出等を行う。	年 間 図 書 館 他	中央図書館

④ 講演会、講座等による啓発

事業名	内 容 説 明	実施予定月 場 所	主 管 課
人権週間の つどい事業	人権の意義を正しく理解し、人権の尊さについて考える機会を設け、広く市民に人権思想の普及を図る。 (尼崎市人権啓発活動地域ネットワーク協議会との共催)	11月	社会教育課
人権教育 巡回啓発 講座事業	公・私立幼稚園の保護者を対象に、人権問題についての講座を実施し、人権意識の高揚を図る。	年 間 幼 稚 園	
じんけん学 習サポート 事業	人権問題についての正しい知識や感覚を身につけるための学習活動を行うグループ等の学習を支援する。	年 間	

(5) 総合的な人権教育の推進

市民各層にわたる諸団体を通じて、人権教育の推進を図る。

事業名	内 容 説 明	実施予定月 場 所	主 管 課
人権・同和 教育振興 事業	学校教育機関及び社会教育関係団体等が加入する尼崎市人権・同和教育研究協議会へ人権・同和教育振興事業を委託し、人権問題に対する正しい理解を深め、差別の解消を目指す市民の育成を図る。	年 間	社会教育課

【参考資料】

「尼崎市人権文化いきづつまちづくり条例」〈令和3年3月〉(抜粋)

「尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画」〈令和3年6月〉(抜粋)

◆ 人権についての基本的な考え方

【人権とは】

人権とは、一人ひとりがかかけがえのない尊い存在であるとして尊重される権利であり、全ての人が生まれながらにして持っている普遍的な権利です。しかし、今もなお、不当な差別や排除、暴力等による人権侵害が生じており、多くの人々が傷ついています。特に、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病等のほか、部落差別を受けてきた地域の出身であることその他の出自

に係る事情、経歴等を理由とした不当な差別や排除は、私たちの日々の暮らしの中に存在しています。また、近年、不当な差別を助長し、誘発することにつながるウェブサイトにおける悪質な書き込み、様々なハラスメント、子どもへの虐待や体罰、いじめなどが大きな問題となっています。これは、多様性を受け入れられないこと、知らないものや理解できないものに対して否定的な感情を抱くこと、これらのものに対し関心を持たないこと、力や立場の優位性を利用して相手を服従させるための行為が容認されていることなどがその要因の一つになっていると考えられます。このような問題を解決し、一人ひとりがかけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重される社会を実現していくためには、子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、私たちそれぞれが、不当な差別や排除、暴力等を許すことなく、互いの多様性を認め合い、自己的人権のみならず、他人の人権についても理解と関心を深め、これらを行動や態度に表していくことが必要です。私たちは、相互理解を深め、人権の尊重について学び続けなくてはなりません。

◆ 計画の目標

【人権文化いきづくまちづくり】

「人権文化」とは、人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していることを意味します。つまり、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有りようそのものをいいます。

「人権を尊重する」ということは、女性や子ども、障害のある人など、「人権を侵害されやすい立場の人」を保護したり支援したりすることだけに留まりません。あらゆる人たちの人権をより積極的に尊重し、すべての人の自己実現を保障する、well-being の理念を社会全体で共有することが大切になります。そのためには、人権を侵害されやすい立場の人（女性や子どもなど）のことを単に保護の対象として捉えるのではなく、一人の人間として捉え、「意見表明権」や「社会に参画する権利」や「自己実現」などあらゆる権利を行使できる主体として認める必要があります。

尼崎市では、誰もが権利を行使できる主体として認められ、暮らしやすいと実感できる、それがあたりまえになるまちを目指します。

【計画の期間】

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としています。

◆ 計画における4つの視点（人権施策の展開方向）

本計画は、人権文化いきづくまちづくり条例第7条の規定に基づき、さまざまな人権問題に対する課題を横断的にとらえ、人権施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しました。

また、全ての行政施策を推進するうえで基礎となる計画です。

本計画は「尼崎市総合計画」とともに、SDGs（「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国連で決まった令和12（2030）年までの全世界共通の17個の目標）の視点を意識して推進していきます。

1 つながり、支えあう人権尊重のまちづくり

(1) 地域でのつながりや支え合いの推進

- ◆ 市民が互いにプライバシーを尊重しながらも隣人としてつながり、支え合える、よりよいまちの創造を目指します。市民が互いにつながり、支え合うまちでは、自分の居場所があり、尊重されていると誰もが感じることができ、暮らしやすいと実感できます。

そうしたまちづくりの主役は市民です。市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係を築き、よりよいまちを創造していけるよう、市民が自由に意見を表明する機会を設け、必要な情報提供や場づくりの支援に取り組みます。また、市民が自ら学習しようとする環境づくりを行い、学びの支援にも取り組みます。

- ◆ 市民や市民活動団体等の多様な主体が、互いに多様性を認め、地域においてつながり支え合えるよう、地域における各公共施設等を拠点とした地域交流を進めていきます。
- ◆ 日頃から地域で多様な人々がつながり支え合っていることにより、特に災害時など緊急事態下においては、社会的に孤立する人を無くし、必要な支援に早くつなげることができます。そのため、性別、年代、家庭環境等を問わずさまざまな人が集い、つながるコミュニティづくりに取り組みます。
- ◆ 異なる言語や文化、歴史的背景を持つ市民が共生する多文化共生社会の実現を目指すため、地域で交流ができる場の提供などの施策に取り組みます。

(2) 関係機関の連携強化

- ◆ 人権施策を推進するにあたっては、市の各部局、関係機関等における情報共有とネットワークの強化に取り組みます。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

- ◆ 人権に関する各種相談窓口においては、相談員の人材育成に取り組み、相談場所や手法等について、より市民のニーズにあった効果的な運用を目指します。また、「あの窓口へ行けば相談にのってもらえる」と市民が認識できるよう、あらゆる機会をとらえ、多様な手法で相談窓口の周知を図ります。
- ◆ 外国籍住民への相談に応じる相談員については、外国人の文化や習慣について知識を有している人材が望ましいことから、そうした人材の発掘と登用に努めます。
- ◆ 相談事例等、市が把握した人権侵害や差別事象については、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで適切な支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組みます。

(2) 差別の防止と偏見の解消

- ◆ インターネットを悪用した差別を助長する悪質な書き込みを監視するインターネットモニタリング事業や、ヘイトスピーチ対策、さまざまな人権侵害から子どもを守っていくための第三者機関の設置、性的マイノリティや外国籍住民など差別・偏見の対象となりやすいマイノリティとの交流の場づくりなど、多様性を受け入れ、差別や偏見を許さない風土の醸成と、必要な支援が受けられるための取組を進めます。

(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

- ◆ 施設等においては、段差をなくす、性的マイノリティにも配慮したユニバーサルトイレを設置するなど誰もが利用しやすいよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを意識した設計や運用に取り組みます。
- ◆ また、外国籍住民、障害のある人、高齢者などの情報弱者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、多言語や障害特性に配慮した情報提供、意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組みます。

- ◆ 特に障害のある人については、障害者差別解消法に基づき、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、可能な限り社会的障壁の除去に向けた取組を行います。
- ◆ 災害時など緊急事態下では、避難所などにおいて、特に女性や性的マイノリティ、子ども、外国籍住民、障害のある人、高齢者のほか、妊婦や乳幼児を持つ親などは、人権侵害を受けやすいことから、そうした人々の人権に配慮した施設整備、運営に取り組みます。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

(1) 学校園等における人権教育

- ◆ 子ども自身が自らを権利の主体であると理解し、尊重されていると実感することが重要です。そのため、児童の権利に関する条約の周知を基本として、子どもたちの発達段階や理解度に応じた人権教育を推進するとともに、虐待や貧困、不登校、ひきこもり、その他社会的支援を必要としている子どもへの支援を充実させ、すべての子どもが健やかに学び育つ環境づくりを進めます。
- ◆ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期です。就学前教育においては、他者とかかわりあいながら、相手を尊重する意識や思いやりの心を持つよう、さまざまな行事や集団生活、遊びを通して、乳幼児の発達の特性に応じた人権教育（保育）を進めていきます。
- ◆ 学校教育においては、児童の権利に関する条約の周知を基本とし、生きる力や違いを認め尊重し合う態度や姿勢を育み、豊かな人権感覚が養えるよう発達段階に応じ、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育に取り組みます。また、いじめの問題については、道徳教育でいじめ問題を取り上げるとともに、組織的に早期発見や未然予防、迅速な事案対処ができる学校体制の改善など、学校全体での意識改革や体制づくりを進めます。
- ◆ また、子どもだけでなく保護者など家庭への人権啓発にも取り組みます。

(2) 地域における人権教育・啓発

- ◆ 人が人として自分らしく生きていくためには、日々の暮らしの中で人権が尊重されることが不可欠です。そのためには、一人ひとりがさまざまな人権問題について理解を深め、人権は他者の問題ではなく自分の問題であることに気づくことが必要になります。こうしたことから、市民が生活の身近な場で人権について学び続けることができるよう、さまざまなテーマの人権問題の講演会や学習会を実施します。
- ◆ また、市民主体の人権学習を進めるため、地域でグループによる学習会を行うとともに、学習会が市民の主体的な活動となるよう、人権学習のリーダー育成を行います。

(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

- ◆ 事業者は、社会の構成員としてその事業活動に関わる者の人権意識の高揚に取り組むことが求められます。企業には人権を尊重する責任があり、その責任は景気がよくないから後回しにしていいというものではなく、景気の動向に関係のない不動の大原則です。

近年、ビジネスと人権に関しては、自社だけでなく、製造を委託する工場などにおける人権侵害（強制労働や劣悪な環境での長時間労働等）についても注意をはらうことが求められています。その他、ハラスメントの防止、安全衛生の向上、採用や昇進における公正性の保証、日本人労働者と外国人労働者の労働条件の格差の解消、広告宣伝における差別

的表現のチェック機能の整備など、多様な課題があります。

少子高齢化が進み、外国人労働者などの多様な人々が働く社会となっている中、誰もが安心して働き、能力を活かせる職場づくりは、事業者の責務であるとともに事業者の利益にもつながります。そのため、事業者が、ビジネスと人権に関するさまざまな人権問題への認識を深めるとともに、人権意識の高揚が図れるよう、市が事業者に対して人権研修・講演会を実施するなどの啓発に取り組みます。

また、人権問題に関する情報や資料の提供も行います。

4 市職員・教職員等への人権研修

(1) 市職員・教職員への人権研修

- ◆ 人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員は、さまざまな人権問題の知識を備えるとともに、日常業務の中で課題に気づく人権感覚と、対応するための技能や実践力が求められます。また、人権行政は特定の部局のみが実施するものではありません。保健、福祉、教育、建築・土木や消防などすべての行政分野において、すべての市職員が市民の人権を保障する責任を有しています。

このため、多様な人権問題に関する研修を実施し、市職員の人権感覚の醸成と人権意識の高揚に取り組みます。

- ◆ 人権行政の推進リーダーとしての役割を担う各課長については、人権問題研修推進員と位置づけて、毎年時宜に応じた人権研修を実施します。
- ◆ 新規採用職員については、人権に関する歴史的経緯など正しい知識が得られるよう重点的に人権研修を実施します。
- ◆ 教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じるように育成する指導力が求められます。

そのため、教職員が子どもの権利に関する条約を含め人権問題や人権教育に関する認識を深め、子どもの様子を敏感に察することができる感性を磨くことが大切であり、本市教育総合センターにおける研修や校内研修などを実施し、その資質と指導力の向上を図っていきます。

- ◆ また、体罰根絶に向けても、教職員研修を通じた人権意識の醸成を図っていきます。

(2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

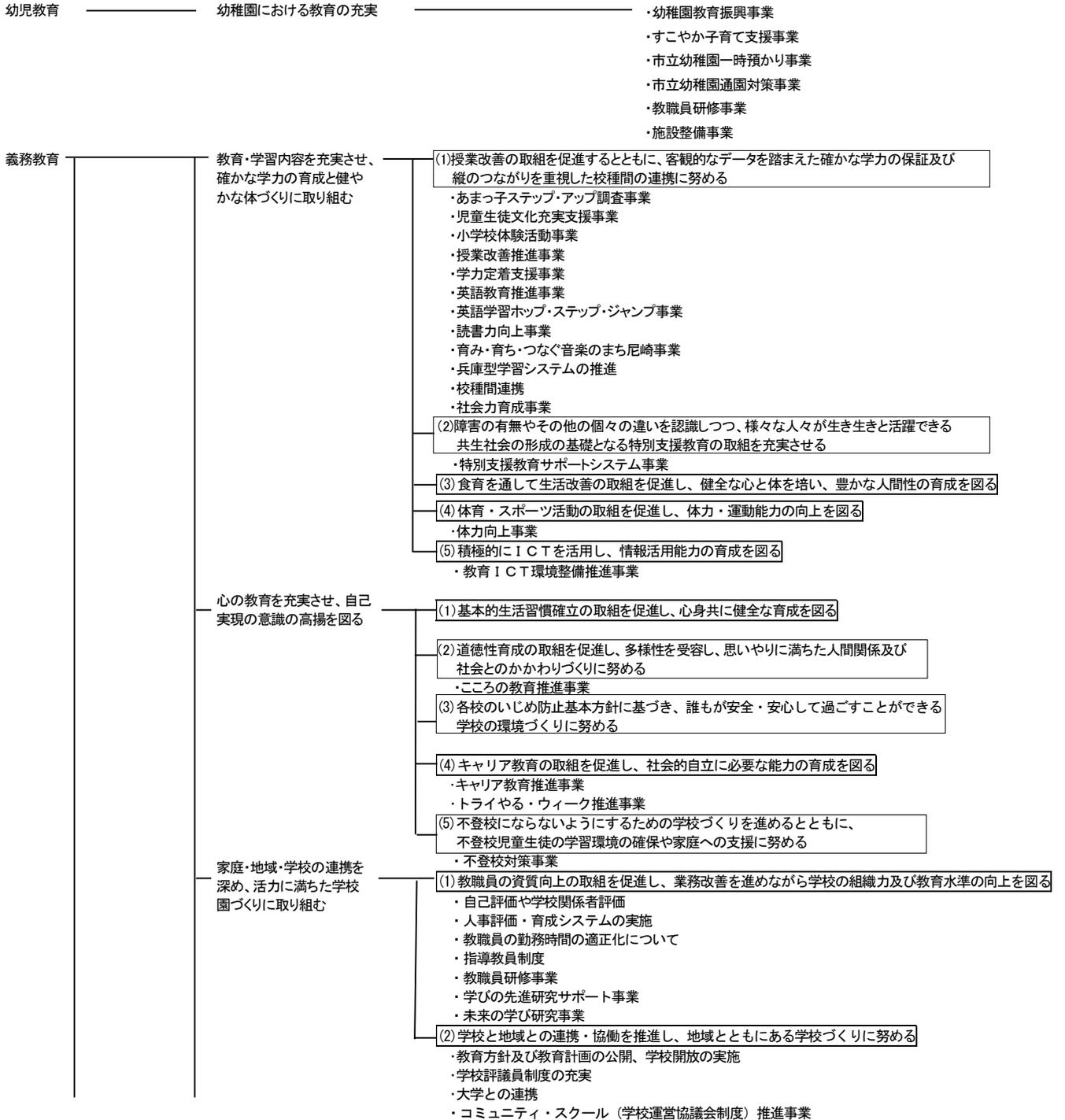
- ◆ 市職員・教職員以外にも、医療・保健関係者、福祉関係者（福祉施設や事業所等）のように、人権とかかわりの深い特定職業従事者等は、生命や健康、生活を守り支えるという重要な役割を担っています。また、虐待やDVなどの人権侵害を発見しやすい立場にもあります。
- ◆ このため、研修会や講演会を実施するほか人権に関する情報提供や啓発に取り組みます。

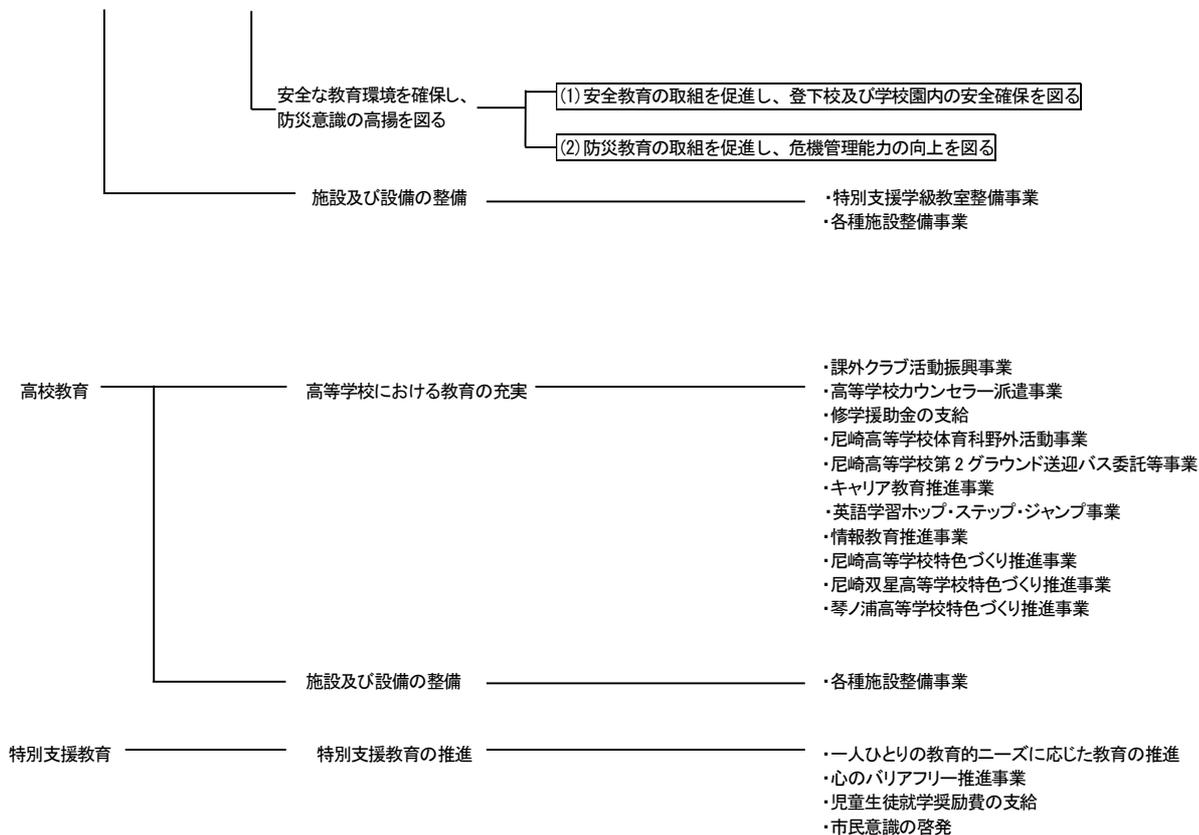
＜ 学 校 教 育 ＞

1 学校教育の重点取組、施策体系

- (1) 教育・学習内容を充実させ、確かな学力の育成と健やかな体づくりに取り組む
- (2) 心の教育を充実させ、自己実現の意識の高揚を図る
- (3) 家庭・地域・学校の連携を深め、活力に満ちた学校園づくりに取り組む
- (4) 安全な教育環境を確保し、防災意識の高揚を図る

(施策体系)





2 学校施設の整備充実

(1) 主要施策

学習環境の向上を図り、安全・安心に利用できる施設とするため、本年度は次の事業を中心に学校園の施設整備事業を実施する。

① 各種施設整備事業

施設設備における経年劣化その他の実態に応じて各種の整備を実施する。

② 小・中学校便所整備事業

児童生徒が利用しやすい清潔で明るいトイレとするため、内装を改修するとともに便器の洋式化等を行う。

③ 特別支援学級教室整備事業

特別支援学級運営に際して良好な学習環境を確保し、特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級教室を整備する。

(2) 学校園施設整備事業

区分 校種	各種施設整備事業 (校)	小・中学校便所整備事業 (校)	特別支援学級教室整備事業 (校)
小学校	(23) 武庫庄 立花北 園田 塚口 明城 長洲 浜 武庫北 武庫東 武庫の里 園田北 園和北 上坂部 難波 大島 浜田 小園 武庫南 立花西 清和 杭瀬 成文 尼崎北	(3) 名和 塚口 園和北	(3) 杭瀬 七松 武庫の里
中学校	(7) 大成中 武庫東中 常陽中 立花中 園田中 成良中 小園	(1) 大庄北	
高等学校	(2) 尼崎高 琴ノ浦		
幼稚園	(4) 塚口 竹谷 武庫 立花		
特別支援学校			

(3) 学校施設一覧 (令和4.5.1現在)

① 小学校

区分 校名	建 物																	校地面積 (㎡)	運動場 面積 (㎡)	児童数	
	校舎等 (㎡)	屋 体		保 有 教 室 数																	
		構造	面積 (㎡)	普通教室			理科	生活	音楽	図工	家庭科	外国語	視聴覚	コンピュータ	図書室	特別活動	教育相談				計
				普通	特支	計															
1	明城	5,432	R	878	14	3	17	1	1	1	1	1	0	1	0	1	10	17,793	5,344	448	
2	難波	7,160	R	839	14	4	18	1	2	1	1	1	0	1	1	1	2	11	15,035	5,986	427
3	難波の梅	8,599	R	1,322	18	8	26	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	10	20,558	10,114	578
4	竹谷	5,886	R	873	12	2	14	1	1	1	1	1	0	1	0	1	2	10	8,949	3,584	312
5	下坂部	6,520	R	808	13	4	17	1	1	1	1	1	0	1	1	2	3	13	11,762	6,259	385
6	潮	5,888	R	810	20	2	22	1	1	1	1	1	1	0	1	0	2	10	16,573	9,493	631
7	長洲	5,414	R	810	11	3	14	1	1	2	2	1	0	1	0	1	3	13	12,176	7,997	292
8	清和	3,970	R	812	7	1	8	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	7	18,633	9,567	182
9	杭瀬	7,176	R	809	18	3	21	1	1	1	1	1	0	1	1	1	2	12	17,458	7,807	529
10	浦風	4,540	R	810	6	1	7	1	0	1	1	1	0	1	1	1	2	10	12,876	6,003	179
11	金楽寺	6,497	R	1,057	17	3	20	1	1	2	1	1	0	1	0	1	3	13	13,279	6,232	508
12	浜	6,871	R	893	15	4	19	1	1	1	1	1	0	1	1	1	3	12	12,786	5,349	470
13	大庄	7,457	R	825	13	4	17	1	1	1	1	1	0	1	1	1	3	14	17,212	7,200	432
14	成文	6,059	R	813	9	3	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	17,414	7,920	239
15	成徳	4,499	R	926	11	3	14	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	10	23,574	11,796	262
16	わかば西	6,256	R	1,094	12	3	15	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	10	16,447	6,322	373
17	大島	9,202	R	806	15	6	21	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	8	13,379	4,569	467
18	浜田	7,480	R	812	12	2	14	1	2	1	1	1	0	1	1	1	3	14	21,799	10,708	316
19	立花	8,456	R	809	15	3	18	1	1	1	1	1	1	0	1	2	1	11	17,309	6,039	457
20	立花南	6,828	R	1,124	18	5	23	1	1	2	1	1	0	1	1	1	1	11	15,506	10,075	604
21	立花西	7,876	R	808	15	3	18	1	1	2	2	1	1	1	1	4	2	17	20,429	11,936	474
22	立花北	5,629	R	1,180	12	3	15	1	1	1	1	1	0	1	0	1	4	12	15,291	7,092	382
23	名和	7,457	R	808	15	3	18	1	2	1	1	1	1	0	1	2	1	12	15,364	8,286	464
24	塚口	8,252	R	808	23	3	26	1	1	2	1	1	0	1	1	1	0	11	16,263	5,852	732
25	尼崎北	7,748	R	1,079	23	4	27	1	1	2	1	1	0	0	1	1	2	11	11,949	5,276	782
26	水堂	6,869	R	808	15	3	18	1	1	1	1	1	1	0	1	1	2	11	15,251	4,058	440
27	七松	6,410	R	810	12	4	16	1	1	1	1	1	1	0	1	2	1	11	17,093	8,686	403
28	武庫	8,482	R	808	21	4	25	1	1	2	1	1	1	0	1	4	1	14	17,930	5,593	728
29	武庫南	7,396	R	816	18	5	23	2	1	1	1	1	1	1	1	3	1	14	16,940	8,942	597
30	武庫北	8,125	R	808	12	4	16	2	1	1	1	1	0	0	1	1	4	14	19,429	10,944	371
31	武庫東	8,583	R	808	23	3	26	1	1	1	1	1	1	0	1	3	2	13	17,361	7,836	713
32	武庫庄	6,560	R	952	20	3	23	1	0	2	1	1	0	0	1	1	0	8	16,227	10,588	648
33	武庫の里	6,063	R	1,239	17	3	20	1	1	1	1	1	0	1	0	1	2	9	15,054	6,593	508
34	園田	9,448	R	808	24	5	29	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	10	18,541	7,023	758
35	園田北	4,809	R	978	12	6	18	1	0	1	1	1	0	1	1	1	0	7	16,359	10,406	398
36	園和	10,457	R	1,009	23	4	27	1	1	1	1	1	0	1	1	1	5	15	17,223	6,045	745
37	園和北	8,155	R	941	22	5	27	1	1	2	1	1	0	1	1	1	5	15	19,860	8,447	672
38	園田東	4,832	R	808	6	3	9	1	1	1	1	1	1	0	1	3	1	12	16,510	7,128	162
39	上坂部	7,648	R	797	18	3	21	1	1	2	1	1	0	1	1	1	3	13	11,713	6,028	561
40	小園	6,731	R	816	25	4	29	2	1	2	1	1	0	1	0	1	2	12	16,243	7,997	785
41	園田南	6,803	R	1,038	26	4	30	1	0	2	1	1	0	1	1	1	0	9	12,850	7,503	882
計	41校	284,523		36,857	652	147	799	44	39	53	43	41	13	38	23	42	88	470	664,398	310,623	20,296

② 中学校

区分 校名		建 物																		校地面積 (㎡)	運動場 面積 (㎡)	生徒数	
		校舎等 (㎡)	屋 体		保有教室数																		
			構造	面積 (㎡)	普通教室			理科	音楽	美術	技術	家庭科	外国語	視聴覚	コンピュータ	図書	特別活動	教育相談	進路指導				計
1	成良	6,835	R	1,211	12	3	15													2	1	1	
2	中央	7,409	R	1,587	17	5	22	2	1	1	2	2	1	0	1	2	3	1	0	16	30,115	17,794	668
3	日新	7,157	R	1,211	9	2	11	3	1	1	2	2	1	1	1	1	3	2	0	18	21,638	10,758	359
4	小田	7,987	R	1,411	16	2	18	2	1	1	2	2	2	1	1	1	4	4	0	21	23,186	10,600	583
5	小田北	6,847	R	1,491	12	5	17	2	1	2	2	2	1	1	1	1	6	1	2	22	22,736	14,368	430
6	大成	6,448	R	1,211	15	2	17	2	1	2	2	2	1	0	1	1	1	1	0	14	18,175	8,241	541
7	大庄	7,713	R	1,588	18	4	22	2	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	0	15	27,606	15,812	694
8	大庄北	6,147	R	1,250	12	2	14	2	1	1	2	2	1	1	0	1	5	2	1	19	21,536	11,703	425
9	立花	8,219	R	1,277	17	3	20	3	1	1	2	2	2	1	0	1	3	1	1	18	26,908	11,964	638
10	塚口	8,302	R	1,237	17	3	20	2	1	1	2	2	1	1	1	1	5	2	1	20	22,980	11,050	613
11	武庫	8,918	R	1,210	13	2	15	2	2	2	2	2	1	1	1	1	4	2	5	25	30,221	15,038	476
12	南武庫之荘	8,360	R	1,204	18	3	21	2	2	2	2	2	2	1	0	1	6	2	0	22	21,694	12,600	675
13	武庫東	6,985	R	1,379	18	4	22	2	2	1	2	2	0	2	0	1	1	1	0	14	20,242	12,800	661
14	常陽	6,837	R	1,358	9	2	11	2	1	1	2	2	1	1	0	1	8	1	0	20	16,831	9,624	299
15	園田	7,633	R	1,298	18	4	22	2	1	2	2	2	0	1	1	1	8	2	3	25	21,820	11,377	714
16	園田東	7,507	R	1,210	16	4	20	2	1	1	2	2	1	1	1	1	3	1	0	16	16,939	8,123	608
17	小園	7,672	R	1,079	21	5	26	2	1	2	2	2	0	1	0	1	4	1	1	17	18,264	10,835	777
18	琴城分校	1,870			3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	4	1,436	413	36
計	18校	128,846		22,212	261	55	316	37	20	23	34	34	18	16	12	19	67	27	14	321	384,667	203,951	9,660

③ 高等学校

区分 校名		建 物								校地面積 (㎡)	運動場 面積 (㎡)	生徒数
		校舎等 (㎡)	屋 体		保有教室数							
			構造	面積 (㎡)	普通	選択	計	特別				
全日制	尼崎	12,228	R	14,685	24	13	37	25	55,687	40,791	945	
	尼崎双星	26,438	R	1,996	29	10	39	30	33,280	14,830	1,037	
	計	38,666		16,681	53	23	76	55	88,967	55,621	1,982	
定時制	琴ノ浦	8,694	R	1,079	15	10	25	17	11,525	7,670	225	
	計	8,694		1,079	15	10	25	17	11,525	7,670	225	

④ 特別支援学校

区分 校名	建 物							校地面積 (㎡)	運動場 面積 (㎡)	児童・ 生徒数
	校舎等 (㎡)	屋体		保有教室数						
		構造	面積 (㎡)	普通 (小中)	普通 (高)	計	特別			
あまよう	7,435	R	1,027	18	9	27	8	9,061	1,027	64

⑤ 幼稚園

区分 校名	園舎等 (㎡)	普通教室			園地面積 (㎡)	運動場 面積 (㎡)	園児数	
		保育室	特設 学級	計				
1	竹谷	603	2	1	3	1,118	614	42
2	長洲	581	2	1	3	1,404	824	24
3	大島	595	2	1	3	955	470	35
4	立花	935	3	1	4	2,873	1,618	72
5	塚口	661	2	1	3	1,712	618	53
6	武庫	924	2	1	3	1,999	846	66
7	園田	632	2	1	3	1,508	617	53
8	園和北	706	2	1	3	1,925	693	42
9	小園	595	2	1	3	1,133	754	33
	9園	6,232	19	9	28	14,627	7,054	420

3 小・中学校適正規模・適正配置推進事業

長期的な展望に立って、教育上適切な児童・生徒集団を確保し、良好な教育環境を創出するため、尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画に基づいた取り組みを進めてきた。

(1) 経過

- ・平成12年7月 「尼崎市立小・中学校適正規模等懇話会」から報告書提出
小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針をまとめる。
- ・平成13年8月 「尼崎市立小学校及び中学校通学区域検討委員会」から答申
小・中学校の適正規模・適正配置の具体的方策をまとめる。
- ・平成14年1月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を策定
- ・平成14年11月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
明倫中学校と昭和中学校の統合等を追加
- ・平成16年4月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
城内中学校と育英中学校の統合手法等を変更
- ・平成17年8月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
大庄東中学校と大庄西中学校の統合等を追加
- ・平成19年8月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
第2次学校別計画を追加
- ・平成23年2月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
成徳小学校と大庄小学校の統合を削除

(2) 推進計画の主な内容

ア 計画の目的

- ・子どもたちの多様で心豊かな出会いにより社会性を培う。
- ・わかりやすい学習指導を展開することにより個々の能力を伸ばす。
- ・学校行事やクラブ活動を活性化させることにより活動意欲を高める。

イ 計画の期間

平成16年度から平成25年度までとする。

ウ 適正規模・適正配置の考え方

適正規模

小学校 12学級～24学級

中学校 12学級～24学級（理想的な学校規模は15学級～18学級）

適正配置

- ・複数の小学校で1中学校を構成
- ・原則として校区内に設置
- ・小・中学校の連携強化
- ・通学時間・距離・安全、地域との連携に配慮

(3) これまでの主な取組

- ・平成16年4月 開明小学校と城内小学校を統合（明城小学校）
- ・平成17年4月 城内中学校と育英中学校を統合（成良中学校）
明倫中学校と昭和中学校を統合（中央中学校）
併せて、昭和中学校と大成中学校の通学区域の変更を実施
- ・平成18年4月 常光寺小学校と杭瀬小学校を統合（杭瀬小学校）
大庄東中学校と大庄西中学校を統合（大庄中学校）
- ・平成19年4月 小田北中学校と小園中学校の通学区域の変更を実施
- ・平成26年4月 北難波小学校と梅香小学校を統合（難波の梅小学校）

- ・平成 28 年 4 月 若葉小学校と西小学校を統合（わかば西小学校）
啓明中学校と大庄中学校を統合（大庄中学校）
若草中学校と小田南中学校を統合（小田中学校）
併せて、若草中学校と小田北中学校の通学区域の変更を実施

(4) 過大規模・過小規模学校対策検討事業

ア 経過

平成 13 年の通学区域検討委員会の答申に基づき、小・中学校適正規模・適正配置推進計画を策定し、現在、適正規模化に取り組んでいるところであるが、その後の情勢の変化により、教室が不足する学校が出現するなど、その対応策を早急に検討する必要性が生じたため、平成 20 年度に検討会を設置し、その検討結果をもとに平成 21 年度から課題解消に向けた取組を行っている。

イ 対象校

- (ア) 上坂部小学校及び隣接する学校（過大規模校）
- (イ) 園田東小学校及び隣接する学校（過小規模校）

ウ これまでの主な取組

【上坂部小学校】

- 平成 20 年 6 月 過大規模・過小規模学校対策検討会（上坂部小学校）設置
- 平成 20 年度 検討会実施（9 回）
- 平成 21 年 3 月 報告書提出
- 平成 22 年 4 月～通学区域の変更を実施（新小学 1 年生から順次実施）
「南塚口町 5 丁目を名和小学校へ、南塚口町 6 丁目を立花小学校へ」
- 平成 26 年 4 月 普通学級数が 23 学級となり、過大規模を解消

【園田東小学校】

- 平成 20 年 7 月 過大規模・過小規模学校対策検討会（園田東小学校）設置
- 平成 20 年度 検討会実施（9 回）
- 平成 21 年 3 月 報告書提出
- 平成 22 年 7 月～学校・地域活性化モデル事業を実施
- 平成 23 年 6 月～園田東小学校の特別許可区域の検討
- 平成 25 年 3 月 特別許可区域導入対象地域一部へアンケート調査を実施

エ 今後の取組

学校を取り巻く環境は計画策定当時から大きく変化しており、今後は、計画のあり方を含めて検討していく。

4 幼稚園等の教育振興

近年、家庭や地域社会の教育力の低下が懸念されるなか、市立幼稚園に求められる役割も変化してきている。また、尼崎市の幼児人口は昭和 48 年をピークに減少を続け、市立幼稚園では4歳児の定員割れが常態化している園が存在し、4歳、5歳児ともに1クラスしかない園があるなどの課題があった。

このため、平成 22 年 6 月に「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」へ「今後の市立幼稚園のあり方」についての検討を依頼し、同年 11 月に報告書を受けた。

教育委員会では、同報告書の趣旨を踏まえ、平成 24 年 8 月に、市立幼稚園の教育内容の充実と効果・効率的な運営体制を確立するための「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」を策定した。

一方、国においては、急速な少子化の進行や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質・量が不十分といった様々な課題に対応するため、子ども・子育て支援新制度を平成 27 年 4 月から施行した。

教育委員会においては、子ども・子育て支援新制度など国の動向を踏まえながら、プログラムに掲げる教育内容の充実等を図る。

(1) 尼崎市立幼稚園教育振興プログラムの主な内容

教育内容の充実を図るとともに、本市の財政状況も視野に入れ、現在の園児数に見合った定員を確保しつつ、18園体制を9園体制に見直した。

ア 教育内容の充実

- ・遊びを通した学びを推進し、後伸びする力を育む複数学級
- ・幼稚園と小学校の滑らかな接続に向けた教員間の連携推進
- ・特設学級の充実
- ・発達に関する専門機能の強化
- ・家庭教育の支援
- ・幼保一体化や預かり保育等、幼児教育制度の研究

イ 計画期間

平成 28 年度から段階的に実施する。

なお、平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度を鑑み、一時預かり保育など一部の事業を前倒しし、平成 27 年度から実施している。

また、幼稚園の再編については、特定の幼稚園に入園希望者が集中し、多数の希望者が市立幼稚園に入園できない状況が生じるおそれを回避するため、平成 28 年 3 月 31 日をもって5園（博愛、梅園、富松、武庫南、武庫庄）を、平成 30 年 3 月 31 日をもって3園（大庄、立花東、武庫北）を、平成 31 年 3 月 31 日をもって1園（園和）を廃止した。

(2) 今年度の取組

ア 幼稚園教育振興事業

「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げる6つの柱をさらに推進するため、幼保小連携推進事業では、関係機関の代表者・学識経験者等を構成員とする「幼保小連携推進委員会」を設置し、幼児期と児童期の滑らかな接続を推進するための方策等を検討するとともに、幼保小連携の理解を深めるために、市内全施設を対象に全体研修会や地区別情報交換会等を実施する。また、幼保小連携の具体的な取組として、アプローチ・スタートカリキュラムの実施・検証、各校園所における交流連携（幼児児童間連携・教師間連携・施設利用）、公開保育・授業等に取り組む。

発達専門機能強化事業では、臨床心理士の資格若しくは幼稚園や小学校の教員免許を有する者を「特別支援教育専門相談員」として、各幼稚園の巡回相談を行い、園児一人ひとりの発達に応じた適切な教育環境や教育の実践に関する助言などを行う。

市立幼稚園体験保育事業では、地域の未就園児を対象とした体験保育を定期的を実施し、子育て支援の充実を図る。

イ 市立幼稚園一時預かり事業

市立幼稚園において、子どものより良い育ちを実現するための支援の一つとして、在園児を対象に通常保育後及び長期休業期間中における一時預かり保育を実施する。

ウ 市立幼稚園通園対策事業

幼稚園の再編に伴い、通園する園までの徒歩での通園距離が 1.2km を超え、徒歩での通園が困難な家庭等に対して、通園に係る保護者の負担の軽減を図るため、公共交通機関を利用する園児とその保護者等に対して、その経費の一部を補助する。

(3) 今後の取組

市立幼稚園においては、少子化の影響や女性の社会進出に伴う保育需要の増加等により、園児数が大幅に減少し、複数学級の編成が困難な状況となっている。また、一方では、特別な支援が必要な幼児の入園割合が増加傾向にある中、これらの幼児に係る受入枠や入園基準の見直し等、特別支援教育のあり方についても検討が必要な状況にあり、さらに、近年における子どもを取り巻く環境の変化により、本市全体の保育需要は増加の一途にあり、待機児童の解消が本市の子育て支援を推進していく中でも、喫緊の課題であった。

こうした状況の中、令和3年度に「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」を設置し、「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」におけるこれまでの教育内容の成果や課題等を踏まえながら、将来に向けた市立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、幼保連携による機能整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等、今後の市立幼稚園のあり方について検討を行い、令和4年2月に報告書を受けた。

今後においては、同報告書の趣旨も踏まえ、就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や官民幼保の連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示すため、「(仮称) 尼崎市就学前教育ビジョン」の策定を進める。

5 学校教育の振興

(1) 主要施策

学校教育施策体系に基づき、教育内容の充実や指導方法の改善、充実を図るために、各校種ごとの研究推進制度を始めとする諸施策を実施する。

○主要施策に計上している主な事業

- ① 教員研修の拡充（英語教育推進事業）
- ② 中学校図書室への学校司書の配置
- ③ 尼崎双星高等学校特色づくり推進事業

○主な事業

① 小学校体験活動事業

学習の場を教室から自然の中へ移し、様々な体験活動を通して、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自律性を育む（小学校3年生における体験型環境学習・小学校5年生における自然学校）。

② トライやる・ウィーク推進事業

地域の中で様々な体験活動を行うことで、共に生きる心や感謝の心を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」を育成するとともに、地域の人々にも中学生を理解してもらうよい機会とし、地域の教育力を向上させる（中学校2年生で実施）。

③ 多文化共生支援員派遣事業

日本語支援を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、学校・園の教育活動を補助する。

④ 英語教育推進事業

ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、今求められる4技能5領域をバランスよく高めるための指導の工夫を行うことにより、児童生徒の異文化に対する関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする資質・能力の育成を図り、実践的なコミュニケーション能力の伸長を図る（外国語指導補助員（JTE）の配置・外国人外国語指導助手（ALT）の派遣等）。

⑤ 学力定着支援事業

各学校でこれまで行われてきた本事業での取組の成果を踏まえて、学習を積み重ねる時のつまづきが広がらないよう、児童生徒一人ひとりの学力と学習状況を分析し、よりきめ細やかな個別指導・支援等による学習意欲の向上と基礎学力の定着を目指すことで、市内全体における学力の底上げを図る（学習支援ドリルの活用・学習支援員の配置等）。

⑥ 授業改善推進事業

これからの時代を生きる子どもたちに、基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力や判断力を養うため、全ての学校において主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

○その他の主な事業

① 総合体育大会の実施

日常、学校で学習した成果発表と学校相互の交流を深め、学校体育の向上を図る。

小学校では6年生全員を対象として陸上競技を中心に実施し、中学校では全学年を対象として陸上競技を実施する。

さらに、高等学校については、全学年を対象として14種目（陸上・卓球・バドミントン・ソフトボール・バレーボール・ソフトテニス・バスケットボール・硬式野球・サッカー・ラグビー・柔道・剣道・体操・水泳）の競技を実施する。

② 教員派遣研修事業

市立学校・園の教員を兵庫教育大学等に派遣し、広い視野と教育研究の推進者となりうる資質を養い、本市学校教育の振興を図る。

③ 副読本の活用

社会科教育、郷土学習の効果的な実施を図るため、小学校3・4年生に「わたしたちの尼崎」を配布する。

また、中学校全生徒に各学年用の「キャリアノート」を配布し、3年間を通じて、キャリア教育の視点に立った進路指導の充実を図る。

④ 小学校バスケットボール大会の実施

小学校バスケットボール大会は6年生の児童を対象として、6地区で実施する。

⑤ すこやか子育て支援事業

市立幼稚園において、地域に開かれた幼稚園づくりを推進するために園行事への参加や子育て相談等の子育て支援事業を実施する。

(2) 教育課程と教科書

各学校・園の教育課程は、学校教育法施行規則及び各校種ごとの学習指導要領（幼稚園は幼稚園教育要領）に基づき、児童生徒や地域の実態を勘案して編成されている。

各校において使用する教科用図書は、法の定めるところにより、教科用図書選定委員会の報告をもとに、本市教育委員会が採択している。

① 義務教育諸学校

教科書は、原則として4年ごとに採択替えを行っており、小学校では令和元年度に、中学校では令和2年度に採択された教科書を使用している。

なお、小学校では、平成30年度から、中学校では、令和元年度から、「特別の教科 道徳」の教科書を使用している。

小・中学校の特別支援学級において特別な教育課程を行う場合は、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を使用しており、これについては毎年採択替えを行っている。

② 高等学校

市立高等学校には全日制と定時制がある。また普通科・体育科・商業科（商業学科）・工業科（ものづくり機械科、電気情報科）があり、各高校で特色のある教育課程を編成している。このため法の定めるところにより毎年各高等学校で教科用図書選定委員会を開催し、その申請を受けて本市教育委員会が採択している。

③ 特別支援学校

あまよう特別支援学校小学部、中学部及び高等部の教育課程は、特別支援学校（肢体不自由教育）の学習指導要領によって編成されている。その特徴は、児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に、改善・克服するために自立活動の指導時間があり、また、個人の能力に応じた教育課程の編成が認められていることにある。

教科書は、小・中・高等学校用の教科書以外にも児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択している。

④ 幼稚園

幼稚園教育要領に示される5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を具現化するよう、幼児の心身の発達程度や季節の推移を踏まえて年間の教育課程が編成されている。

令和4年度使用教科書（小学校）

種 目	発行者の略称	教 科 書 名	使用学年
国 語	光 村	国語	全
書 写	日 文	小学書写	全
社 会	東 書	新しい社会	3～6
地 図	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	3～6
算 数	啓 林 館	わくわく算数	全
理 科	啓 林 館	わくわく理科	3～6
生 活	学 図	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ	1・2
音 楽	教 芸	小学生の音楽	全
図 工	日 文	図画工作	全
家 庭	東 書	新しい家庭	5・6
保 健	東 書	新しい保健	3～6
外国語	光 村	Here we Go!	5・6
特別の教科 道徳	学 研	新・みんなの道徳	全

令和4年度使用教科書（中学校）

種 目	発行者の略称	教 科 書 名	使用学年
国 語	三 省 堂	現代の国語	全
書 写	光 村	中学書写	全
社 会	帝 国	社会科 中学生の地理	1・2
		社会科 中学生の歴史	全
	東 書	新しい社会 公民	3
地 図	帝 国	中学校社会科地図	全
数 学	東 書	新しい数学	全
理 科	啓 林 館	未来へひろがるサイエンス	全
音 楽	教 芸	中学生の音楽	全
	教 芸	中学生の器楽	全
美 術	日 文	美術	全
保 体	大 日 本	中学校保健体育	全
技 家	東 書	新しい技術・家庭 技術分野	全
		新しい技術・家庭 家庭分野	全
英 語	光 村	Here We Go! ENGLISH COURSE	全
特別の教科 道徳	光 村	中学道徳 きみが いちばん ひかるとき	全

(3) 教育内容の充実

① 学校・園の研究目標

充実した効果的な教育活動の展開を図るため学校・園でテーマを定め、研究を推進する。

幼稚園

園名	研究テーマ等
竹谷	考え試し遊びこむ子どもの育成を目指して ～幼児理解を深め環境の工夫を探る～
長洲	うごく・かんじる・かんがえる！ 仲間と共に育ちあう子ども
大島	主体的に遊びや生活を進める子どもをめざして ～一人一人の子どもの育ちを多面的にとらえ、子どもの理解をを深める～
立花	心が動く保育を目指して ～子どもの内面をみとり有効な環境構成と教師の援助を探る～
塚口	やり通す喜びを積み重ね、自分への自信を高めるための教師の援助について ～自ら工夫し、友だちと考え合って遊ぶ子どもたちの育成を目指して～
武庫	「やり遂げる力」と「人とかかわる力」を育てる ～人格形成の基礎となる資質・能力を育てるための環境や教師の援助～
園田	心、体、頭が動き、共に学び合う子どもを目指して ～一人と関わる力を育てる～
園和北	やる気・根気・元気な仲間 ～わくわく ときどき 心動かす教師と子ども～
小園	一人一人が自分らしさを発揮しながら、心通い合う子どもを目指して ～幼児の心の動きに着目して～

小学校

学校名	研究教科(分野)	研究テーマ
明城	算数科	主体的に学び続ける児童の育成を目指して ～問題解決型学習で資質・能力を育成する～
難波	国語科	自分の思いや考えを進んで伝え合う子どもを目指して ～書く活動や交流活動を通して伝え合う力を高める～
難波の梅	国語科	学び合うこどもの育成 ～伝え合う活動を通して 読みを深めよう～
竹谷	国語科	自分の考えを深める学び ～交流することを通して～
下坂部	総合的な学習を中心とした多教科にわたる学び	自ら学びを探究し、よりよい社会を作り出す子の育成 ～近松郷土学習や多教科にわたって学びを広げる授業の創造～
潮	国語科	言葉を通して、主体的に考えを深める児童の育成 ～子どもが探究できる魅力的なゴールと単元のデザインを組み立てる～
長洲	国語科	学び合い、高め合う心豊かな児童をめざして ～主体的に取り組み、対話を通して考えが深まる国語科授業の創造～
清和	国語科	対話力 ～豊かな思考でつながろう～
杭瀬	国語科	自ら考え、共に学び、深め合う力を育成する授業の創造 ～「思考を伴う読み方の定着」を目指した学習指導を探る～
浦風	全教科、領域	認め合い、学び合う子どもの育成
金楽寺	国語科及び国語を活用した全教科	考えを伝え合い、互いに認め合う子どもの育成 他者や自己との対話を通して、自分の考えを形成する授業づくり

浜	国語科	自分の考えを形成し、書くことで表現できる子の育成
大庄	国語科	思いを伝え合い、主体的に学び続ける子どもの育成 —豊かな表現力につながる学びを目指して—
成文	国語科	学ぶ力を育む授業づくり ～ICTを活用した国語科における学力の向上をめざして～
成徳	理科・生活科	子どものよさが生きる学習活動の創造 —個を生かし、ともに高まり合う授業—
わかば西	国語科及び全教科・全領域	自分の思いや考えを言葉にし、相手と考えを共有する子どもの育成 をめざして ～みんながつながるコミュニケーション能力を育てる～
大島	国語科	深い学びのために他者と関わろうとする子 ～授業で育む協働性～
浜田	国語科を中心に	子どもの生きる力、豊かな人間性の育成をめざして —主体的に伝え合い、考えを深め合う授業の創造—
立花	国語科	生きてはたらく言葉の育成を目指して 主体的に書く子を育てる
立花南	算数科	自ら考え、伝え合い、ともに高め合う子どもをめざして ～伝え合う活動を通して、思考力・表現力をはぐくむ授業の創造～
立花西	国語科	学び合い ひびき合う子ども ～個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指した授業づくり～
立花北	体育科	ドキドキ・ワクワクする体育をめざして
名和	算数科	意欲をもって、自ら学び続ける子どもをめざして —自分の考えを持ち、伝え合う活動を通して、数学的な見方・考え方を育む授業の創造—
塚口	全教科	主体的に学ぶ子どもの育成 ～対象との対話を生む単元づくり～
尼崎北	国語科	思いや考えを豊かに伝え合う子をめざして ～共有活動を通して～
水堂	国語科を中心に	主体的に学習に取り組む児童の育成 ～パフォーマンス評価を活かした授業づくり～
七松	国語科	自ら考え 共に学び続ける子ども —ひとり学び・とも学びをいかした授業改善—
武庫	全教科・全領域	共に学び共にのびる子どもの育成を目指して ～学び合いを生み、考えを深める授業づくり～
武庫南	国語科	自ら学び、仲間とともに豊かに育つ子どもをめざして —自分の考えを持ち、表現できる子の育成を目指して—
武庫北	国語科	豊かな心を持ち、自らすすんで学び合う子をめざして ～自分の思いや考えを表現し、深める活動を通して～
武庫東	国語科	一人ひとりの自主化をめざして
武庫庄	国語科	自ら学び、共に学ぶ学習活動をめざして ～説明的・文学的な文章を通して豊かに表現し、伝う合う力を育む～
武庫の里	全教科	自ら学びつづけ、ともに高まりあっていく子どもの育成をめざして ～伝え合う活動を通して、思考力・表現力をはぐくむ授業の創造～
園田	国語科	考えを深め、共に学びに向かう子どもをめざして ～「書く」活動を通して、伝えあい深めあう授業づくり～
園田北	全教科	自ら求め はたらきかける子どもを育てる ～伝え合う力の育成と ICT 活用～
園和	算数科	すすんで学ぶ子どもの育成 ～自ら考え、学び合う学習をめざして～

園 和 北	全教科	主体的に学び 共に高め合う 児童の育成 ～全員参加・全員理解の授業をめざして～
園 田 東	学年, 専科で任意に設定	言語活動を通して聴き合いを伝え合う子どもの育成 ～主体的に思考判断表現して学びを深める授業の充実をめざして～
上 坂 部	全教科	自ら学び、深く考え、高め合う子をめざして —ICT 活用による思考力の育成—
小 園	算数科	主体的に考え ともに学び合い 高め合う子どもの姿をめざして 子どもの問いでつながり 対話を通して深まる授業づくり
園 田 南	国語科	自ら考え、学び合い、豊かに表現できる子 ～主体性を育む授業づくり～

中学校

学 校 名	領 域	研 究 主 題
成 良	全領域	子どもの未来をつくる
琴城分校	全領域	「自己有用感を育み、社会認識を深める授業の創造」
中 央	全領域	「学びに向かう力」をはぐくむ教育活動の充実を目指して —ユニバーサル化を推進し、誰もが学びと向き合える指導— —将来を見据えた ICT 教育の推進— —未来に目を向け、自らの学びを活かす活動の充実—
日 新	全領域	みとり
小 田	全領域	「夢の実現に向けて自己調整力を高めるきっかけづくり」
小 田 北	全領域	「一人ひとりを大切にし、生きぬく力を育む」
大 成	全領域	対話的な学びを通して、生徒の思考力を高める ～Reading & Cognitive & Communication Skill Training～
大 庄	全領域	「自ら進んで学びあう生徒を育てる」～対話を軸として～
大 庄 北	全領域	「主体的に学習できる“課題”の工夫」
立 花	全領域	「生徒と教師が共に学び成長する授業づくり」
塚 口	全領域	「生徒が意欲的に学ぶ授業づくり」 ～主体的に学び自ら進んで活動する生徒の育成～
武 庫	全領域	《対話を重視した心の教育の充実》
南武庫之荘	全領域	「言語活動を通じた表現力の育成」
武 庫 東	全領域	『主体的に学ぶ生徒の育成』
常 陽	全領域	○学習規律の徹底による落ち着いた学習環境の維持・確保のための生徒指導の取組 ○学力向上に向けた主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善への取組 ○集団生活に馴染みにくい生徒に対する指導・支援についての取組 ○3年間を見越し、充実した進路選択に向けたキャリア教育の取組 ○ICT 等を活用した「個別最適な学び」と「共同的な学び」の実現に向けた取組
園 田	全領域	「ICT を効果的に活用した授業づくり～めあての設定・評価の工夫～」
園 田 東	全領域	「主体的に取り組み、思考を深める生徒を育成する授業づくり」
小 園	全領域	目標や希望を持ち、学び続ける意欲・態度を育てる

高等学校

学 校 名	領 域	研 究 主 題
尼 崎	全領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C Tを活用した授業展開、課題の指示や提出のさせ方、評価方法等について幅広く研究と改善への取組を行う。 ・ 体育科の新カリキュラム導入に伴い、高大連携授業の実施、授業内容の精選、生徒の探究活動内容を充実させていく。
尼崎双星	全領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒理解を深めるとともに、個々の教育的ニーズに応じた学習指導について職員の共通理解を図る。 ・ 地域と連携し、身に付けた知識・技能を活用して課題を解決する能力を育み、主体的に学ぶ態度の育成を図る。
琴ノ浦	全領域	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T機器を活用した指導方法を工夫するなど、教育効果を高める学校運営の在り方。 ・ 通級による指導を含む、特別支援の視点による学校運営の改善。

特別支援学校

学 校 名	領 域	研 究 主 題
あまよう	全領域	個々に応じた自立を目指したコミュニケーション力の育成 ～発達段階と系統性をふまえた授業づくり～

② 学校経営、教科等についての指導

学校・園の教育方針、運営方針及び諸問題について実情を把握し、必要な指導助言を行うため、(1) 教育事務指導派遣 (2) 教育活動指導派遣を各学校・園の要請に基づき、または随時に指導主事を派遣する。

令和3年度 学校・園派遣実績

No.	派 遣 目 的	学 校 数	園 数	延 人 数 (人)	No.	派 遣 目 的	学 校 数	園 数	延 人 数 (人)
1	学校・園経営に関するもの	63	9	135	5	体育行事に関するもの	63	9	72
2	教科等指導に関するもの	63	9	501	6	文化行事に関するもの	63	9	72
3	生徒指導に関するもの	63	9	626	7	儀式的行事に関するもの	63	9	144
4	特別支援教育に関するもの	52	4	166	合計		490	65	1,716

③ 情報教育の推進

I C T機器のもつ特性を活かし、教育効果を高めるために、その活用を進める。

ア 教員の I C Tを活用した指導の充実を図る。

イ 児童・生徒が、授業において、I C Tを活用した学習を進める。

ウ 自主学習や家庭学習において、I C Tを活用した取組を推進する。

(4) キャリア教育の推進（進路指導の充実）

① キャリア教育の方針

生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会とのつながりや社会における自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力、及び多様な考えや立場を理解し、他者と協力・協働して社会参画する姿勢を育成するため、中学校における進路指導体制の強化

を図るとともに、早い段階から将来についての意識付けを行い、生徒や保護者へのきめ細かな進路指導や情報提供の充実を図る。

ア 主体的に進路を選択する態度の育成

児童生徒一人ひとりの能力や適性を理解し、児童生徒自らが将来の夢や希望をもって主体的に進路選択ができるよう、適切な情報に基づく進路相談などを通して個に応じた指導の充実に努める。

イ 職業観・勤労観の育成

職業の個人的、社会的な意義や役割について深く考えさせるとともに、勤労の尊さや意義を理解させ、「トライやる・ウィーク」をはじめ、実習・見学・ボランティア活動等の体験活動によって、職業・勤労に対する意識を高める。

ウ 組織的進路指導の推進

進路指導について、教職員が互いに理解を深めるとともに、保護者・地域の人々や関係機関等の理解と協力のもと、きめ細かな指導計画に基づいて組織的に進路指導を進める。

エ 情報の整理と活用

児童生徒がそれぞれの目標を立て、生涯にわたって自立できる進路の選択ができるよう、情報を収集・整理して、その活用を図る。

② 公立高等学校の入学選抜制度

尼崎市の生徒の公立高等学校の通学区域（学区）は、第2学区に属しており、尼崎市以外にも西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市、丹波篠山市の複数志願選抜実施校を受検できる。

また、単独選抜を実施する職業学科、定時制課程、多部制課程は、県内のどこの高校でも受検できる。

ア 全日制課程（普通科）

＜複数志願選抜＞

第2学区内にある複数志願選抜実施校（全日制普通科・普通科単位制・総合学科）の中から、1校（第1志望校のみ）または2校（第1志望校＋第2志望校）を志願できる制度である。

合否は、学力検査と調査書を合わせた総合得点を基に判定する。なお、第1志望校へ入学したいという意欲を点数として加算するため、第1志望校の合否判定には一定の加算点に加わる。（令和4年度入学選抜においては、加算点は20点であった。）

また、出願後、複数志願選抜を実施する学校間での志願変更は第2志望校のみできる。

＜普通科・コース＞

自分の得意な教科をさらに深く学習するのがコース制である。第2学区には7校で8コースが設置されている。2月の推薦入学で入学者の選抜が行われ、募集定員は1学級である。市内には県立尼崎高校に「教育と絆コース」が設置されている。

＜特色選抜＞

特色選抜は、各高校がその特色に応じて受検生のさまざまな個性や能力を多面的に評価し、選抜する制度であり、中学校長の推薦によらず生徒が自らの適性を考え志願する。

特色選抜の定員（令和4年度入試）は、各高校の普通科募集定員の20%以内（最大で40人）である。合否は▽面接（必ず実施）▽実技検査・小論文（学校によって実施）▽調査書を総合して判定する。

イ 全日制課程（普通科単位制）

普通科単位制の高校は、定員の50%以内を推薦入試（県下全域）で募集し、残りの人数を学区内から学力検査で募集する。第2学区には3校の普通科単位制の高校があり、学力検査では複数志願選抜制度により合格者を決定する。

ウ 全日制課程（総合学科）

総合学科の高校は、定員の50%以内を推薦入学（県下全域）で募集し、残りの人数を学区内から学力検査で募集する。第2学区には4校の総合学科の高校があり、学力検査では

複数志願選抜制度により合格者を決定する。

エ 全日制課程（専門学科）

職業教育を主とする学科（職業学科）や、専門学科は兵庫県下全域を学区としている。

尼崎市には商業学科、工業科、体育科、サイエンスリサーチ科、国際探求学科、及び福祉探求科があり、県内のどこからでも受検が可能である。これらは単独選抜であり、原則として各学校が学科別に募集し、学科別に合格者を決定する。

商業学科、工業科は、推薦入学を許可する者の数は、募集定員の50%以内である。

体育科、サイエンスリサーチ科、国際探求学科、及び福祉探求科は、募集定員の全てが推薦入学によるものである。

オ 定時制・多部制・通信制課程

定時制・多部制・通信制の高校は、県下全域から受検可能である。単独選抜で、各学校が学科別に募集し、学科別に合格者を決定する。

定時制の選抜は学力検査により行う。多部制の選抜は、Ⅰ期試験は面接と作文、Ⅱ期試験Aは学力検査と面接を行う。その他、転・編入の生徒や既卒生を対象としたⅡ期試験B、Ⅲ期試験なども実施される。通信制の選抜は、面接が実施される。

③ 公立高等学校の入学者選抜方法

入学者の選抜は、兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて、調査書その他必要な書類と、適性検査若しくは学力検査の結果等を資料として行われる。学力検査による選抜においては、学力検査の点数と調査書の学習評定との比重は同等である。なお、中学校からの調査書の学習評定は絶対評価（5段階）になっている。

学力検査は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストを含む。）」の5教科で実施される。

なお、推薦入学による入学者の選抜は、中学校の校長から送付された推薦書、調査書、適性検査、面接等の結果を資料として行われる。

④ 私立高等学校の入学者選抜方法

住所に関係なく志願でき、学校・学科ごとに入試を受けることができる。近畿地方の私立高等学校の多くは、2月上旬に入試がある。

⑤ 就職指導

職業指導を適切かつ効果的に行うため、ハローワークの指導を受け、各学校において、計画的な就職指導を進めている。

○卒業生の進路状況（令和4年3月卒業）

尼崎市立中学校（琴城分校を含む。）

区 分				生徒数	比率%		
					Aに対して	Fに対して	
A 進学者（就職進学者も含む。）	高等学校本科	全日制	国・公立	普通科(コースを含む)	1,331	43.50%	42.58%
				単位制	179	5.85%	5.73%
				商業科	55	1.80%	1.76%
				工業科	155	5.07%	4.96%
				体育科	22	0.72%	0.70%
				総合学科	178	5.82%	5.69%
				理数科	37	1.21%	1.18%
				国際科	51	1.67%	1.63%
				その他	29	0.95%	0.93%
				小計	2,037	66.57%	65.16%
		定時制	公立	157	5.13%	5.02%	
			私立	0	0.00%	0.00%	
			小計	157	5.13%	5.02%	
		通信制	公立	17	0.56%	0.54%	
			私立	228	7.45%	7.29%	
			小計	245	8.01%	7.84%	
		中等教育学校後期課程			0	0.00%	0.00%
		高等専門学校			12	0.39%	0.38%
		特別支援学校高等部			35	1.14%	1.12%
		A 進学者合計			3,060	100.00%	97.89%
B 専修学校等入学者	専修学校	高等課程	20		0.64%		
		一般課程	0		0.00%		
	各種学校		1		0.03%		
	公共職業能力開発施設等		0		0.00%		
	計		21		0.67%		
C 就職者(上記A、B除く)				6		0.19%	
D 上記以外の者				39		1.25%	
E 死亡・不詳の者				0		0.00%	
F 卒業生総数(A～Eの合計)				3,126		100.00%	
(再掲) 上記A、Bのうち 就職している者	Aのうち		0		0.00%		
	Bのうち		0		0.00%		

尼崎市立全日制高等学校

学 科 数・率 区分	普 通 科		商 業 科		工 業 科		体 育 科	
	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%	生徒数	%
大 学	322	75.1%	17	22.7%	8	10.1%	69	88.5%
短 大	21	4.9%	0	0%	5	6.3%	1	1.3%
専修学校	65	15.2%	19	25.3%	9	11.4%	3	3.8%
就 職 者	10	2.3%	38	50.7%	56	70.9%	2	2.6%
無 業 者	11	2.6%	1	1.3%	1	1.3%	3	3.8%
計	429	100%	75	100%	79	100%	78	100%

尼崎市立定時制高等学校

学 科 数・率 区分	普 通 科	
	生徒数	%
大 学	4	6.1%
短 大	2	3.0%
専修学校	9	13.6%
就 職 者	32	48.5%
無 業 者	19	28.8%
計	66	100%

(5) 生徒指導の推進

① 積極的・開発的な生徒指導の推進

- ア 児童生徒一人ひとりの実態や課題等を的確に把握し、人間的なふれあいに基づいた生徒指導を推進する。
- イ 自尊感情の高揚や自己有用感・所属感を味わえる活動を展開し、基本的な生活習慣の定着や社会性、好ましい人間関係づくりを支援することにより、いじめ等の未然防止に努める。
- ウ 学校生活にかかわる様々な問題に対して、児童生徒自らが主体的に問題解決を図る活動を通して、自律心や規範意識の高揚を図るとともに、落ち着いた学習環境の保持に努める。
- エ 地域や関係諸機関との連携を深め、児童生徒の実情に即した課題の解決を図り、自己実現に向けた支援に努めるとともに、見守り強化による安全・安心な環境づくりを推進する。
- オ 情報モラルに関する指導の充実を図り、保護者の理解と協力のもと、情報社会における的確な判断力と望ましい態度を育成する。

② のびよ尼っ子健全育成事業の推進

学校、家庭、地域の積極的な連携と協働により、児童生徒の健全育成と非行防止を図るとともに、安全・安心で快適な環境づくりを推進する。

ア 尼崎市生徒指導推進事業

小・中・高等学校とPTAの代表から組織された生徒指導推進協議会が中心となり、各校種の生徒指導研究協議会と連携し、情報の共有に基づいた小・中・高等学校の一貫した積極的な生徒指導を推進する。

イ 中学校区健全育成事業

中学校区を単位として、近隣の小・中学校、地域住民及び関係機関が連携を図りながら、地域の実態に即した健全育成活動を推進する。

- ・対策活動 —— 見守り活動（登下校時、通学路等）、補導・巡回活動等の計画、実践
- ・実践活動 —— 地域、諸団体等との連携に基づいた諸活動の計画、実践
- ・育成活動 —— 地域の実態やニーズに応じたフォーラム等の諸行事の計画、実践

③ 審議会の設置

平成28年度より、尼崎市いじめ問題対策審議会条例に基づき、尼崎市いじめ問題対策審議会を設置し、いじめの防止のための調査研究及び対策を行う。また、いじめ防止対策推進法の規定による、いじめの重大事態に係る調査及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資する対策を行う。

(6) 課外クラブ活動の振興

① 課外クラブ活動の推進

市立中・高等学校における課外クラブ活動の指導者及び広く公募した技術指導者に対し、指導費を助成することにより、指導者の確保を図るとともに、参加生徒に対する活動費の補助、体育連盟費の負担及び大会参加費の助成などを行い、活動の円滑な運営とその振興に努めている。

② 課外クラブの現状（令和4.5.1現在）

ア 中学校		イ 全日制高等学校	
体育クラブ数（男女）	189 クラブ	体育クラブ数（男女）	43 クラブ
文化クラブ数	71 クラブ	文化クラブ数	42 クラブ
ウ 定時制高等学校			
体育クラブ数（男女）	12 クラブ		
文化クラブ数	11 クラブ		

6 特別支援教育の推進

(1) 尼崎市特別支援教育の理念

すべての支援の必要な子どもたちの自立と社会参加に向け、関係機関との連携を進め、学校園全体で一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うとともに、誰もが多様性を理解し尊重し支えあう共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指します。

(2) 6つの重点目標

① 幼・小・中・高等学校における支援体制の整備と充実

ア 個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組むとともに、多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級それぞれの充実を図る。

イ 支援が必要な幼児児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にした上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し確実に引継ぎを行い、関係機関との情報の共有を図る。

ウ 通常の学級に在籍する支援を要する幼児児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、校園内委員会において協議を行い、巡回相談や特別支援学校のセンター的機能を活用するなど各関係機関と連携し、校園内支援体制の強化を図る。

エ 特別支援教育支援員、生活介助員等の充実及び適切な配置に取り組む。

② 早期からの相談支援と個に応じた適切な就学相談の推進

ア 就学前の早期からの相談や就学後の継続的な相談が可能となるよう、いくしあ（子どもの育ち支援センター）等との連携をすすめ、相談支援体制等を整える。

- イ 就学前の各機関等と連携をとりながら、学校見学や説明会、教育相談等を実施し、本人、保護者に対し十分な情報提供を行い、適切な就学相談に努める。
- ウ 就学先のいかに関わらず支援が必要な幼児児童生徒が適切な教育を受けられるよう、幅広い専門家を教育支援委員会の構成メンバーとし、保護者の意見を最大限に尊重しつつ、教育、保健、医療、福祉等の専門的・総合的な観点から就学先の決定に係る相談を行う。
- エ 就学時に決定した学びの場について、個々の子どもたちの発達や適応の状況等を勘案し、必要に応じて柔軟に見直しを図る。
- ③ 学校園間及び関係機関の連携(縦と横の連携)
- ア 個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成や合理的配慮の決定に当たっては、学校園と保護者が連携し、十分に情報共有や合意形成を図る。
- イ 支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、教育、保健、医療、福祉等の関係機関とのネットワークを形成する。
- ウ 就学前の各機関・小学校・中学校・高等学校・あまよう特別支援学校や県立特別支援学校との「縦の連携」と、いくしあ(子どもの育ち支援センター)や福祉部局など、施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図る。
- エ 将来の自立と社会参加をめざし関係機関と連携し、卒業後を見通した個々に応じた指導・支援を行う。
- ④ あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実
- ア 自立活動の充実を図り、キャリア教育の視点に立った肢体不自由特別支援学校の特色を生かした取組を進め、専門性の向上を図る。
- ・児童生徒の障害の状況及び多様な教育的ニーズに応じた教育課程の編成(カリキュラムマネジメント)を行う。
 - ・医療的なケアが必要な児童生徒など、障害の重度重複化や多様化に対応するための専門性の向上に向けた取組を進める。
 - ・教員の専門性の維持・向上とセンター的役割を推進するため、弾力的な人事配置に努めるとともに、教員研修の充実を図る。
- イ 市内児童生徒向けの学習会や保護者向け研修会を充実させるとともに、市教育委員会との共催による教職員研修の実施、県立特別支援学校や医療・福祉など関係機関との連携による市内学校園への支援など、ニーズに応じた特別支援教育のセンター的機能を充実させる。
- ウ 居住地校交流や学校間交流等により、計画的・組織的に交流及び共同学習の取組を進める。また、地域との交流イベントなどを行い、センター校として積極的な情報の発信に努める。
- ⑤ 教職員の専門性の向上
- ア すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る。
- イ 市教育委員会は、本市並びに各校における特別支援教育の推進役となる人材を育成するため、それぞれの経験や職階に応じた特別支援教育に関する研修体系とネットワークを構築する。
- ウ 各校園において、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援特設学級担任等を中心として、校園内研修の充実を図る。
- エ 特別支援学校のセンター的機能等を活用した専門的な支援体制を構築し、個々の幼児児童生徒への指導内容・指導方法の工夫・充実を図る。
- ⑥ 特別支援教育についての理解・啓発
- ア 本市の特別支援教育の取組について、市のホームページに掲載するなど、広く市民に

- 向けて学校園における特別支援教育の取組について、積極的に情報発信する。
- イ 支援が必要な幼児児童生徒及びその保護者を孤立させないために、講演や研修の情報を地域社会へ広く提供する。
- ウ 交流および共同学習の一層の充実をはじめ、すべての幼児児童生徒が多様性を理解し、共に尊重しあう、共に生きる社会の構成者として、協働して生活する態度を育成する。

(3) 特別支援学校及び特別支援学級設置一覧 (令和4. 5. 1現在)

① 特別支援学校(肢体不自由) 尼崎市立あまよう特別支援学校

区 分 種 別 部	児 童 生 徒 数 (人)			学 級 数		
	単 一 学 級	重 複 学 級	計	単 一 学 級	重 複 学 級	計
小学部	0	26(3)	26(3)	0	12	12
中学部	0	15	15	0	6	6
高等部	1	22	23	1	8	9
計	1	63	64	1	26	27

注 () は訪問学級児童生徒数を内数で表示

③ 中学校

種別	区分				種別	区分			
	学校名	学級数	生徒数	設置年度		学校名	学級数	生徒数	設置年度
知的障害学級	成良	1	5	H20	自閉症・情緒障害学級	成良	2	16	H22
	中央	2	10	H17		中央	2	11	H21
	日新	1	5	H18		日新	1	3	H26
	小田	1	7	H28		小田	1	8	H28
	小田北	2	10	H 9		小田北	2	13	H26
	大成	1	4	S40		大成	1	7	H27
	大庄	1	7	H28		大庄	2	11	H28
	大庄北	1	6	H23		大庄北	1	6	H19
	立花	1	4	H23		立花	2	9	H22
	塚口	2	9	H10		塚口	1	6	H22
	武庫	1	3	R 4		武庫	1	4	H27
	南武庫之荘	1	7	H10		南武庫之荘	2	11	H18
	武庫東	1	3	H20		武庫東	2	9	H28
	常陽	1	4	H23		常陽	1	4	H31
	園田	2	10	H21		園田	2	12	H23
	園田東	1	3	H13		園田東	2	9	H24
	小園	1	3	H20		小園	3	18	H17
小計 17校	21	100		小計 17校	28	157			
難聴学級	中央	1	4	R 3	肢体不自由学級	小田北	1	1	R 3
	小計 1校	1	4			武庫東	1	1	R 2
病弱学級	中央	1	2	H31		園田東	1	1	H28
	大庄	1	1	R 4		小園	1	1	R 2
	小計 2校	2	3		小計 4校	4	4		
				合計	56	268			

(4) 特別支援学校及び特別支援学級在籍者の推移

(注) 特別支援学校在籍者は小・中学部のみ

(単位:人)

年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
小学校	324	345	392	396	419	476	526	566	593	649	742
中学校	107	120	137	149	157	164	173	182	204	230	268
県立特別支援学校(知的障害)	153	135	157	170	160	161	175	179	190	197	203
あまよう特別支援学校(肢体不自由)	31	33	29	26	23	26	31	39	43	40	41

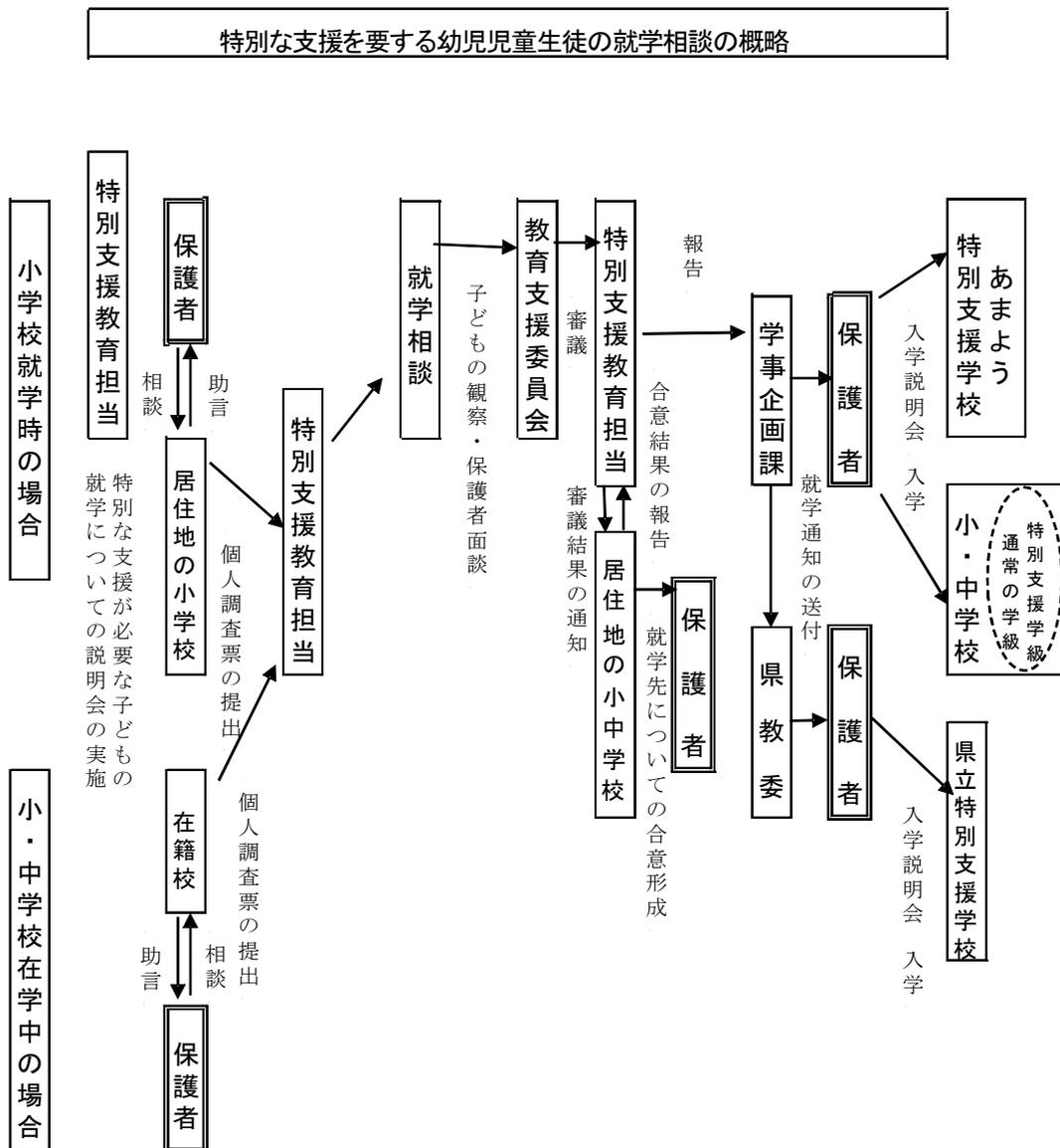
(5) 就学相談

障害の種類や程度を正しく把握し、障害児にとって最も適した教育を行うため、尼崎市では、昭和 52 年から専門家による障害児就学指導委員会を設置し、条例改正により、平成 27 年 10 月 9 日からは教育支援委員会として、就学相談を実施している。

① 教育支援委員会組織

- ア 委員 16 人
- 学識経験者 2 人
 - 医師 5 人
 - 校長及び教員 7 人
 - 児童福祉施設の教員 2 人
- イ 幹事 20 名以内

② 就学相談の概略



7 こども自立支援活動の推進

(1) 不登校の児童生徒に対する指導・支援

① こども自立支援活動

不登校児童生徒に対して、こども自立支援員等が学校や家庭を訪問し、個々の実態に応じた教育相談や生涯学習プラザ等を活用したサテライト教室、学校での別室指導を行い、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を図る。また、長期欠席・不登校児童生徒の自主性・自立性の改善、向上を目指す体験活動を実施する。

② 教育支援室の運営

不登校児童生徒一人ひとりと向き合い対応していくには、学校以外の学びの場の保障と親を含めた支援者との連携が、これまで以上に重要となってきた。そのため教育支援室「ほっとすてっぷ EAST」、「ほっとすてっぷ WEST」、「ほっとすてっぷ SOUTH」、及び、「ほっとすてっぷ ONLINE」事業を行う。教育支援室が不登校児童生徒にとって学校以外の学びの場及び居場所となるとともに、段階的な社会的自立をめざす場となるよう運営する。また、不登校について考える「不登校の子をもつ親のつどい」を実施する。

* 「教育支援室」(ほっとすてっぷ EAST) 尼崎市若王寺 2-18-6

(月～金曜日は午前9時30分～午後3時00分。土日・祝日・年末年始・振替休日除く)

* 「教育支援室」(ほっとすてっぷ WEST) 尼崎市水堂町 2-35-1

(月～金曜日は午前9時30分～午後3時00分。土日・祝日・年末年始・振替休日除く)

* 「教育支援室」(ほっとすてっぷ SOUTH) 尼崎市大島 3-9-25

(月～金曜日は午前9時30分～午後3時00分。土日・祝日・年末年始・振替休日除く)

③ ハートフルフレンドの取組

不登校やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童生徒等に対して、不登校の解消に情熱と理解を有する大学生や社会人をボランティアとしてその家庭や学校等に派遣し、当該児童生徒とのふれあいを通じて自主性や社会性の伸長を援助する。

④ 不登校支援団体ネットワーク会議の開催

不登校児童生徒の支援を行う民間団体と学校・教育委員会との連携促進の機会を設け、相互理解や連携の在り方等について協議する。また、連携を深めることで不登校児童生徒の多様な学習等の機会や居場所づくりを促進させる。

(2) 心の教育相談事業

① 教育相談事業

電話相談、面接相談等を通して、児童生徒や保護者、学校・園からの相談に応じ、子どもたちの望ましい発達を支援する。また、必要に応じて心療内科医・精神科医による医療カウンセリングを行う。

ア 面接相談 (予約制)

尼崎市若王寺 2-18-6 (子どもの育ち支援センター「いくしあ」)

いくしあ総合相談申し込み後、教育相談から相談者へ連絡し、面談日を調整する。

いくしあ総合相談 06-6430-9989 (子どもや子育てに関する困りごと全般)

イ 電話相談 (随時) 06-6430-9989 (子どもや子育てに関する困りごと全般)

ウ 相談時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※祝日と12月29日～1月3日を除く

エ 実施状況 受付件数 (令和3年度)

面接相談 2,904件

電話相談 968件

オ 相談の流れ



② スクールカウンセラー事業

ア 市立高等学校にカウンセラー等を派遣し、教職員のカウンセリングマインド向上を目指す研修や、心に悩みを持つ生徒及び保護者の面接相談を実施する。

イ 市立中学校 17 校及び市立小学校 13 校に、兵庫県教育委員会がスクールカウンセラーを拠点校として配置している。未配置の小学校へは、連携校として拠点校のスクールカウンセラーが対応する。

③ 匿名報告アプリ活用事業 (STANDBY)

ア 生徒にとって身近なアプリを活用して、いじめに関する問題や悩み事、SNS上でのトラブル等について匿名で報告ができ、教育委員会、学校、関係機関等で情報共有をして早期に適切な対応を行う。

イ 対象

市立中学校 17 校に在籍する生徒及び市立高等学校 3 校に在籍する生徒

ウ 実施状況 (令和 3 年度)

登録件数 1007 件

相談件数 369 件

④ スクールソーシャルワーカー推進事業

ア 不登校、いじめ、発達の課題、貧困、虐待等、児童生徒を取り巻く課題について、学校等の教育現場を基盤として関係機関と連携し、児童生徒の思いに寄り添った福祉的支援活動を行う。

イ 実施形態

(ア) 配置方式：年度当初に学校からの配置申請を受け、学校の状況等を考慮した上で、学校にスクールソーシャルワーカーを配置する。(以下 SSW)

※幼稚園・小学校・中学校・高等学校 計 21 校 (令和 4 年度)

(イ) 派遣方式：学校からの派遣申請に基づき、学校に SSW を派遣する。(随時)

(ウ) 巡回方式：配置校を拠点とし、配置希望申請のあった近隣校を巡回する。

※小学校・中学校 計 14 校 (令和 4 年度)

ウ 実施状況 (令和 3 年度)

対応ケース数 657 ケース

8 就学の助成

(1) 就学援助制度

経済的理由により就学困難な市立小・中学校の児童・生徒の保護者に対して学用品費等教育費の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

① 援助対象者

ア 要保護

生活保護を受けている者

イ 準要保護

(ア) 前年度又は当該年度において、児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けた者

(イ) 前年分の世帯の所得合計が、別に定める認定基準額以下である者

(ウ) その他教育委員会が特に必要があると認められる者

② 支給費目及び支給額（年額）

（単位：円）

対 象 児童生徒	費 目	小 学 校	中 学 校
準	学用品費・通学用品費	1年生 11,420 他の学年 13,650	1年生 22,320 他の学年 24,550
準	新入学学用品費	1年生 40,600	1年生 47,400
要・準	修学旅行費	※ 21,490	※ 57,590
準	校外活動費	※ 1,570	※ 2,270
準	宿泊訓練費	6年生※ 3,620	1・2年生※ 6,100
準	通学費	実 費	
準	体育実技用具費		柔道※ 7,510
準	オンライン学習通信費	12,000	12,000
準	学校給食費	現物	現物
要・準	医療費	実費（窓口負担額）	

（注）要：要保護者 準：準要保護者 ※：※額の範囲内で実費額支給

③ 令和3年度 就学援助認定者数

校種	区分	A	B	C	B+C
	在籍児童生徒数	要保護	準要保護	A	
小学校	20,494人	509人	3,319人	18.7%	
中学校	9,632人	394人	1,906人	23.9%	
計	30,126人	903人	5,225人	20.3%	

（令和3年5月1日在籍生徒数：琴城分校除く。）

(2) 修学援助金制度

高等学校等に在学する生徒をもつ保護者で、経済的理由によって生徒の修学を続けさせることが困難な保護者及び勤労生徒等に対し修学援助金を交付する。

① 交付対象者

次のア、イ、ウを満たす保護者又は次のア、イを満たす勤労生徒等、児童養護施設入所生徒

ア 市内に居住していること

イ 保護者又は当該生徒が他から修学援助金に相当する給付金（生活保護制度における高等学校等就学費、兵庫県高校生等奨学給付金（通信制を除く）など）の交付を受けていないこと

ウ 次のいずれかに該当すること

- ・本年度において市町村民税所得割額が非課税世帯である
- ・保護者の前年の所得が別表の基準額以下である

別表

世帯人員	基準額	
2人	1,810,000	・世帯人員とは、保護者とその保護者が現に扶養をしている（税法上等）人数をいう。 ・世帯に障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）がいる場合には、1人につき300,000円を加算した額を基準額とする。
3人	2,264,000	
4人	2,740,000	
5人	3,082,000	
6人	3,476,000	
7人以上	1人増すごとに394,000円を加算した額	

② 交付金額（年額）

学校	対象要件	交付額
国公立高等学校等（通信制課程を除く。）	非課税世帯	—
	非課税世帯以外	60,000円
国公立高等学校等（通信制課程に限る。）	非課税世帯	23,500円
	非課税世帯以外	60,000円
私立高等学校等（通信制課程を除く。）	非課税世帯	—
	非課税世帯以外	72,000円
私立高等学校等（通信制課程に限る。）	非課税世帯	33,900円
	非課税世帯以外	72,000円
各種学校（朝鮮高級学校）	非課税世帯	第1子 72,000円 第2子以降 138,000円
	非課税世帯以外	72,000円

(3) 実費徴収に係る補足給付制度

保護者が幼稚園等に支払う教材費・行事費等及び給食費（副食材料費）の実費徴収額に対して、生活保護世帯に属する児童にあつては教材費・行事費等の一部（上限 月額2,500円）を、低所得世帯等に属する児童にあつては給食費（副食材料費）の一部（上限 月額4,500円）を補助する。

9 学校保健

(1) 保健指導

学校保健計画の実践を通し、健康な生活に必要な事柄を理解させるよう指導の充実に努める。

(2) 健康管理

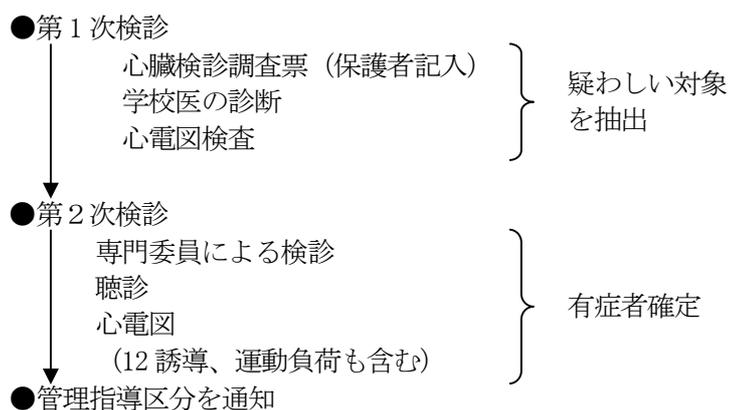
定期健康診断、健康観察等を行い、疾病の早期発見と予防に努め、学校教育の円滑化を図る。

特に、学校生活において日常の管理の必要な心臓疾患、腎臓疾患及び脊柱側弯症の早期発見を期するため、心臓検診を小学校1・4年生、中学校1年生及び高校1年生全員に、腎臓検診を幼児、児童及び生徒全員に、脊柱側弯症検診を小学校5年生と中学校1年生全員に実施する。

また、小児生活習慣病対策事業として、小学生・中学生肥満度 30%以上の児童生徒の検診を実施するとともに、講演会や食生活習慣の改善等の教室および運動教室を開催する。

① 心臓検診

小学校1・4年生、中学校1年生、高等学校1年生及び特別支援学校（小・中学部1年生・高等部1年生）全員に対して心電図などの検査を実施し、疾患の早期発見に努めるとともに、健康管理指導を徹底する。



心臓検診結果（令和3年度）

（単位：人）

	小学校 1年生	小学校 4年生	中学校 1年生	高等学校 1年生	特別支援 学校 1年生 4年生	合 計	
対象者数	3,241	3,475	3,218	729	16	10,679	
有症者数	24	27	22	20	0	93	
有症者の 管理指導 区分	C(禁)	0	0	0	0	0	
	C	0	0	0	0	0	
	D(禁)	0	0	0	0	0	
	D	0	0	1	0	1	
	E(禁)	0	0	0	0	0	
	E(可)	9	11	12	8	0	40
	管理不要	14	16	7	12	0	49

(管理区分の説明)

	区分	区 分 の 説 明
心疾患対策事業	A	・入院または在宅医療が必要なもので、登校・登園はできない。
	B	・登校・登園はできるが運動は不可。
	C	・同年齢の平均的児童生徒・幼児にとっての軽い運動にのみ参加可。
	D	・同年齢の平均的児童生徒・幼児にとっての中等度の運動にまで参加可。
	E	・同年齢の平均的児童生徒・幼児にとっての強い運動に参加可。

② 腎臓検診

全校種全学年の幼児・児童生徒に対して、尿検査等の検査を実施し、早期発見に努めるとともに、健康管理指導を徹底する。

また、尿糖陽性者に対しては、市内協力医療機関で、精密検診を実施している。

●第1次検診

↓ 全校種全学年幼児・児童生徒を対象に、検査機関により、2回検尿を実施

●第2次検診

↓ 第1次検診の検査項目の有所見者を対象に市内医療機関で実施

●第3次検診

↓ 第2次検診の結果指示のあった者に対し、県立尼崎総合医療センター、関西労災病院での精密検査を実施

●管理指導区分通知

検診結果 (令和3年度)

(単位：人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	合計
対象者数	20,494	9,665	2,238	58	470	32,925
有症者数	105	119	33	1	1	259
有症者の管理指導区分	A	0	0	0	0	0
	B	0	0	0	0	0
	C	0	0	0	0	0
	D(禁)	0	0	0	0	0
	D	2	2	0	0	4
	E(禁)	1	0	0	0	1
	E	56	39	13	0	109
その他	47	78	20	1	146	

(管理区分の説明)

	区分	区 分 の 説 明
腎疾患対策事業	A	・入院または在宅医療が必要なもので、登校・登園はできない。
	B	・登校・登園はできるが運動は不可。
	C	・同年齢の平均的児童生徒・幼児にとっての軽い運動にのみ参加可。
	D	・同年齢の平均的児童生徒・幼児にとっての中等度の運動にまで参加可。
	E	・同年齢の平均的児童生徒・幼児にとっての強い運動に参加可。

③ 脊柱側わん症検診

小学5年生では整形外科医による診断、また中学校1年生では、モアレ写真撮影等を実施し、早期発見に努める。

●第1次検診

↓ モアレ写真撮影による検診

●第2次検診

↓ 第1次検診の結果、有所見の疑いある者を対象に専門医による視触診

●第3次検診

↓ 第2次検診の結果有所見と認められた者を対象に、X線直接撮影（立体及び臥位）による検診

●保護者説明会

管理区分A、B₁及びB₂の保護者に対して、専門医による説明会を開催

モアレ検診の結果（令和3年度）

（単位：人）

		人 数		
		男 子	女 子	合 計
受 診 者 数	一次検診（モアレ撮影）	1,542	1,498	3,040
	二次検診（視触診）	※新型コロナウイルスの影響により、各医療機関での検査に変更		
	三次検診（X線直接撮影）	※新型コロナウイルスの影響により、各医療機関での検査に変更		

（管理区分の説明）

管理区分	診 断	わん曲度（c o b b度）
A	要 治 療	脊柱側わん症（中等度以上） 25度以上 構築性側わん
B1	要経過観察	脊柱側わん症（軽度） 15～24度 構築性側わん
B2		脊柱側わん症の疑い 14度以下（構築性変化のあるもの）
C	要注意	脊柱側わん症の疑い 構築性変化のないもの
D	正常	—

④ 主な疾病、異常罹患率 (%) (令和3年度)

区 分		幼稚園	小学校	中学校	高校 (全)	区 分		幼稚園	小学校	中学校	高校 (全)
う 歯	男	23.77	22.96	18.77	28.56	視 力 (1.0未満)	男	18.18	39.67	59.43	70.33
	女	26.87	21.53	20.35	29.51		女	26.34	46.65	68.79	78.35
眼疾患(除 く伝染性)	男	2.69	6.22	6.53	6.31	ぜんそく	男	1.64	0.21	0.41	0.1
	女	6.31	5.31	6.06	6.41		女	0	0.2	0.13	0.1
耳疾患	男	8.28	7.17	8.44	5.12	腎臓の 疾患	男	0	0.09	0.22	0.19
	女	14.81	7.13	5.11	3.66		女	0	0.14	0.42	0.49
鼻・副鼻腔 疾患	男	6.90	11.48	6.60	13.21						
	女	2.78	5.98	4.71	9.01						

(3) 環境衛生

教室における換気方法、採光及び照明等、飲料水などの環境衛生検査を実施し、環境の維持・改善に努める。

(4) 学校保健会

学校保健の研究及び普及発達を図り、児童生徒等の健康増進、体位向上に寄与することを目的として設立されている。

① 組織

学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校・園長、保健主事、養護教諭、PTA、その他学校保健関係者

② 事業

- ア 学校保健行政及び関係団体への協力
- イ 学校保健関係者の研修
- ウ 健康教育及び健康管理の実践普及
- エ 学校保健に関する調査
- オ 保健大会の開催

③ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の状況 (令和3年度)

区 分	校 種		小・中・高校 特別支援学校	幼 稚 園
学 校 医	内 科 医 (主任校医1と 協力校医を含む)		各校2～8	各園 1
	耳 鼻 科 医 (協力校医を含む)		各校1～2	各園 1
	眼 科 医		各校 1	各園 1
学校歯科医	歯 科 医		各校1～6	各園 1
学校薬剤師	薬 剤 師		各校 1	各園 1

10 学校給食

学校給食は、単に昼食を提供するというだけでなく、発育期の児童生徒にバランスのとれた栄養を摂取させることにより、健康の保持増進、体位の向上を図るとともに、豊かな心をはぐくみ、学校生活に活力を生み出す等、教育上意義深いものがある。また、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ食事を通じて自らの健康管理ができるようにする力が望まれている。

令和3年4月より学校給食費の公会計を導入し、給食費の徴収・管理を行うとともに、給食用物資規格の策定、物資納入事業者の登録申請、給食物資の選定・発注・支出に関する調達業務などを、市が直接行っている。

(1) 学校給食の目標

「義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。」（学校給食法第2条）

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 実施状況

小学校、特別支援学校、中学校及び定時制高等学校において学校給食を実施している。

小学校の給食は、市域を4つのブロックに分け、それぞれのブロックで献立を作成（複数献立）し、単独校調理場方式で完全給食を実施している。また、特別支援学校の場合は、特別支援学校にふさわしい献立内容により単独校調理場方式で完全給食を実施している。（直営校7校、委託校35校）

中学校の給食は、市内全17校の給食を学校給食センターで一括調理し、各学校へ配送する共同調理場方式で完全給食を令和4年1月から実施している。献立は、市域を2つのブロックに分けた2献立制としている。

夜間中学校の給食は、牛乳とパンの補食給食を実施している。

定時制高等学校の給食は、米飯中心の献立で個別配食方式により実施している。

① 給食実施人員等

（令和4年5月1日現在）

種別 校種別	学校数	給食実施 児童 生徒数	年間給食 実施回数	給食費	調理師数 (直営校)	栄養教諭・ 学校栄養職員数
小学校	41	20,296	183	240	31	41
中学校	17	9,624	183	310	—	4
夜間中学校	1	36	183	100	—	—
特別支援学校	1	64	183	小学部 240 中学部 264 高等部 295	5	1
定時制高等学校	1	225	150	200	—	—
計	61	30,245	—	—	36	46

※夜間中学校においては生徒給食費全額、定時制高校においては生徒給食費半額を市が補助する。

② 児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準（文部科学省の基準に準ずる）

【小学校】

区 分	基 準 値			令 和 3 年 度 平 均 栄 養 量 (尼 崎 市)
	児童(6歳～7歳)の場合	児童(8歳～9歳)の場合	児童(10歳～11歳)の場合	小学校
エネルギー (kcal)	530	650	780	651
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20%			16
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%			27
ナトリウム(食塩相当量) (g)	1.5 未満	2 未満	2 未満	2.2
カルシウム (mg)	290	350	360	317
マグネシウム (mg)	40	50	70	87
鉄 (mg)	2	3	3.5	2.2
ビタミンA (μgRAE)	160	200	240	341
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.4
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.5
ビタミンC (mg)	20	25	30	28
食物繊維 (g)	4 以上	4.5 以上	5 以上	3.6

【中学校】

区 分	基 準 値		令 和 3 年 度 平 均 栄 養 量 (尼 崎 市)
	生徒(12歳～14歳)の場合		中学校
エネルギー (kcal)	830		829
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20%		17
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%		29
ナトリウム(食塩相当量) (g)	2.5 未満		2.8
カルシウム (mg)	450		371
マグネシウム (mg)	120		120
鉄 (mg)	4.5		3.4
ビタミンA (μgRAE)	300		274
ビタミンB ₁ (mg)	0.5		0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.6		0.6
ビタミンC (mg)	35		39
食物繊維 (g)	7 以上		7.3

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜鉛…児童(6歳～7歳)2mg、児童(8歳～9歳)2mg、児童(10歳～11歳)2mg、
生徒(12歳～14歳)3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

※令和3年度平均栄養量は、小学校は令和3年4月から令和4年3月まで、中学校は令和4年1月から令和4年3月までの献立表による。

(3) 給食ができるまで

内容		構成
献立素案の作成	栄養量、材料の組み合わせ、調理法等、検討のうえ素案を作成して給食献立検討協議会に提案する。	栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士
↓		
学校給食献立検討協議会	給食の献立内容の充実を図ることを目的に、学校関係者、保護者等から意見を聴取する	学校長、学校給食主任、栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士、調理師、保護者
尼崎市立学校給食センター献立検討協議会		学校長、学校給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、保護者
↓		
学校給食用物資選定会議	小学校・中学校等の給食で使用する学校給食用物資の購入にあたり、学校関係者、保護者等から意見を聴取し、良質で安価な物資を選定する。	学校長、栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士、調理師、保護者、学識経験者
↓		
給食物資の購入	選定された物資を発注し、小学校は各学校へ納入し、中学校は学校給食センターに納入する。	
↓		
給食提供	小学校は各学校の調理室で調理し、中学校は、学校給食センターで調理した給食を各学校に配送し、学級担任の指導のもとに給食を実施する。献立表を作成し、各家庭に配付する。	

(4) 給食指導

学校給食は教育活動の一環として、学習指導要領では特別活動の中の「学級活動」に位置づけられ、学級担任が栄養教諭・学校栄養職員と連携して指導している。

指導内容は楽しく食事をする事、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備などであるが、教師と児童生徒が共に食事することにより、他の教科では得難い教師と児童生徒、児童生徒相互の温かい人間関係の育成が図られるなど教育効果は大きい。

なお、食に関する指導は「給食の時間」での指導だけでなく、特別活動の学級活動や学校行事をはじめ学校の教育活動全体で行われることが必要である。

1.1 学校給食センター整備運営事業

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、民間事業者が施設的设计・建設を行い、施設完成後、その所有権を市に移管した上で、維持管理及び運営業務を行うPFI事業として実施する。

設計・建設期間：令和2年1月～令和3年12月

維持管理・運営期間：令和4年1月～令和18年7月

1 2 学校安全

事故のない、明るい生活を築くために、学校における安全教育及び安全管理を一層推進する。

(1) 安全教育

日常生活の中で安全に必要な事柄を理解させ、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことができる態度や能力を養うため、事故の脅威に対処し、複雑化する社会情勢に適応できる知識や技能を養うために全領域を通してあらゆる機会にきめ細かい安全教育を推進する。

① 生活安全

各教科、道徳、特別活動等、全教育活動を通じての指導を強化し、事故の防止に資する。

② 交通安全

通学・通園時の安全を確保するため、学校・幼稚園で主要幹線通学・園路を選定して安全施設、交通規制等の安全施策の推進を関係機関に働きかける。

(2) 安全管理

校内の危機管理体制を整え、緊急事態が発生した時の児童等の安全を確保する。また、「学校環境の安全点検実施要領」に基づき、施設・設備などの点検活動を実施し、児童等の校・園内における生活をより安全なものにするよう努めている。

(3) 教育職員に対する研修

学校・幼稚園の管理下における災害の防止及び児童等の生活全般における事故の防止に資するため、校・園長、教頭及び教員に対し、学校安全について正しい理解と認識を深めるための研修、また安全教育や安全管理に関する研修を実施している。

(4) 学校・幼稚園の警備・防災

学校・幼稚園の警備及び防災に関する諸計画の立案に際し、適切な指導・助言を行い災害発生時には、的確、迅速、安全な措置をとり、被害を最小限に食い止めるよう努力し、早期に円滑な教育活動が実施できるように努めている。そのため、防災無線などを活用し、早急に必要な措置がとれるよう態勢を整えている。

(5) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

学校の管理下において発生した児童等の災害について、児童等の保護者に対し、災害共済給付を行う。

(令和3年度)

・医療費	2,375件	34,397,029円
・障害見舞金	1件	2,950,000円
・死亡見舞金	0件	0円
合計	2,376件	37,347,029円

(6) 尼崎市学校災害見舞金給付制度

学校の管理下において発生した災害に対して、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による見舞金等の範囲以外のもののうち、次のものについて給付を行う。

(令和3年度)

・歯牙見舞金	5件	150,000円
--------	----	----------

(7) 安全パトロール活動

安全パトロールカーにより、市内全域を巡回し、適時、安全指導を行い、事件・事故の未然防止に努める。

(8) 災害発生状況 (令和3年度)

(単位: 件)

区分 校種	管 理 下			管 理 外			合 計
	事 故 発 生 件 数	通 学 中 の 交 通 事 故	小 計	交 通 事 故	そ の 他	小 計	
小学校	1,037	2	1,039	6	6	12	1,051
中学校	682	0	682	1	1	2	684
高等学校	253	3	256	0	0	0	256
幼稚園	12	0	12	0	0	0	12
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0
計	1,984	5	1,989	7	7	14	2,003

1 3 教職員の資質向上、情報教育の充実

(1) 設置目的

学校教育における教育効果の向上及び社会教育の振興に寄与し、尼崎市の教育・文化の充実と一層の伸展を図るため、「教育総合センター」を設置する。

(2) 機能

学校教育、社会教育等教育問題の総合的な教育理念を構築する。教職員をはじめ教育関係者の研修、研究、教材開発、教育情報等の教育活動に取り組む。

(3) 施設の概要

ア 所在地 尼崎市若王寺2丁目18番3号

※あまがさき・ひと咲きプラザ内「ひと咲きタワー」2～7階

イ 建築面積 331.00 m²

ウ 建築延面積 3,030.27 m²

エ 建築構造 鉄筋コンクリート造地上10階

オ 施設設備

室 の 内 容	
7階	研修室 701
6階	研修室 601・602
5階	尼崎少年サポートセンター
4階	コンピュータ研修室、資料室
3階	教育情報コーナー
2階	教育総合センター(学び支援課・学校ICT推進課) 事務室

カ 利用案内

施設名	電話	開館時間	休館日
教育総合センター	06-6494-3155 FAX 06-6494-3151	午前9時～午後9時	土・日曜日 祝日 振替休日 年末年始

キ 開設年月日 平成28年7月1日

(4) 主要施策

ア 教職員の資質向上と児童生徒の学力向上を目指す研修の充実

受講しなければならない研修・希望による研修・特別に実施する研修

イ 教職員の自発性を喚起し、授業改善を促すための調査・研究、教材の開発・制作に関する指導と援助

- ・エビデンスに基づく教育実践研究部会 ・体力向上研究部会
- ・ICT活用推進部会 ・探究的な学習研究部会

ウ 教育の情報化・学校情報通信ネットワークシステムの活用推進

- ・ICTを活用した授業と情報モラル教育を推進する。
- ・学校からの情報を、ホームページに公開することで「開かれた学校」づくりを目指す。
- ・児童生徒の発達段階に応じて、情報活用能力の体系的な育成を図る。
- ・教育用画像素材、コンテンツを登録・公開したりするなど教材管理を行う。
- ・小・中・高・特別支援学校における校務支援システムの活用を支援する。

エ 教育情報の収集、整理、提供システムの確立

(ア) 教育情報収集・提供

- ・教科書センターの整備
- ・教育関係の資料の収集、整備
- ・学習指導案や指導計画の資料の収集、整備

(イ) 教育広報活動

- ・「教育あまがさき」「教育総合センターだより」等の発行

(5) 事業内容

ア 令和4年度 教職員研修一覧

1 受講しなければならない研修(基本研修)

(1) 職階に応じた研修(職階別研修)

研修・講座名	内容(研修テーマ等)	獲得を目指す資質				対象校種	対象者
		専門性 知識・技能	専門性 知識	専門性 態度	専門性 能力		
校長研修	第1回 性暴力被害研修	○			○	小・中・高・特	校長
	第2回 危機管理研修	○			○		
園長研修	園経営課題研修	○			○	幼	園長
新任校・園長研修	校・園長の職務	○			○	全校種	新任校長・新任園長
教頭研修	学校経営課題(教員の育成 OJT)	○			○	全校種	教頭
新任教頭研修	実務に関する対応研修(シリーズ)	○			○	小・中・高・特	新任教頭

(2) 職務に応じた研修(職務別研修)

研修・講座名	内容(研修テーマ等)	獲得を目指す資質				対象校種	対象者
		専門性 知識・技能	専門性 知識	専門性 態度	専門性 能力		
ミドルリーダー研修	これからのリーダーに求められること(シリーズ)	○			○	小・中・特	小・中・特各校より選任
教務担当者研修	学校運営の方法等について	○			○	小・中・特	教務担当者
研究担当者研修	校内研究の推進方法等について	○	○		○	全校種	研究担当者
生徒指導担当者研修	いじめ予防研修	○			○	小・中・高・特	生徒指導担当者
養護教諭研修	養護教諭の職務等に関する研修				○	全校種	養護教諭
栄養教諭研修(学校栄養職員研修 ※食育研修講座を兼ねる)	栄養教諭の職務等に関する研修				○	全校種	栄養教諭・学校栄養職員
特別支援教育コーディネーター研修 ※インクルーシブ教育研修講座を兼ねる	特別支援教育の充実を図るための研修				○	全校種	特別支援教育コーディネーター
学校事務職員研修	学校事務職員の職務等に関する研修				○	全校種	学校事務職員
教育用コンピュータシステム管理担当研修	教育用コンピュータシステムの管理と運用				○	小・中・高・特	小・中・高・特支学校の 教育用コンピュータ管理担当教員
体罰防止研修	管理職 体罰防止マネジメント研修				○	全校種	校・園長、教頭
	部活動 体罰防止指導方法研修				○		担当教員
	教職員 体罰防止アンダーマネジメント・ストレスコントロール研修				○		担当教員

(3) 教職年数に応じた研修(経験年数別研修)

研修・講座名	内容(研修テーマ等)	獲得を目指す資質				対象校種	対象者
		専門性 知識・技能	専門性 知識	専門性 態度	専門性 能力		
臨時的任用教員等資質向上研修	第1回				○	小・中・特	小・中・特支学校の 臨時的 任用教員等
	第2回	尼崎市の教育事情、子ども理解、授業と評価			○		
	第3回				○		
1年目教員必修研修	第1回	尼崎の教育、新任教師としての心構え、接遇			○	小・中・特	幼・小・中・高・特支学校の初任者
	第2回	学級経営、学校事故防止・アレルギー疾患			○		小・中学校の初任者
	第3回	あまよう特別支援学校訪問研修、インクルーシブ教育			○		小・中・特支学校の初任者
	第4回	評価、スズキ校務、道徳科の指導			○		小・中学校の初任者
	第5回	ポジティブ行動支援、ATTP2			○		小・特支学校の初任者
	第6回	プログラミング教育について、国語科の指導			○		中・特支学校の初任者
	第7回	特別活動(クラブ指導含む)、1～3年次授業実践研修			○		小・中学校の初任者
	第8回	ゲートキーパー、教育相談			○		小・中学校の初任者
	第9回	LGBTQ、生徒指導(いじめ防止)			○		小・中学校の初任者
	第10回	ICT活用、授業実践交流①			○		小・特支学校の初任者
	第11回	尼崎の地域・歴史散策			○		中・特支学校の初任者
	第12回	校外学習プランの交流、授業実践研修②			○		小・特支学校の初任者
	第13回	校外学習プランの交流、授業実践研修②			○		中・特支学校の初任者
	第14回	人権教育、授業づくり			○		小・中学校の初任者
2年次教員研修	研修の概要、授業づくり、グループ授業実践研修①				○	小・中	小・中学校の 2年目教員
	グループ授業実践研修②③(公開授業)				○		
	教科等の研修講座を3つ選択して受講する				○		
	異なる校・園種との連携 (TTによる授業及び実践等)				○		
異校園種交流研修(幼稚園・特別支援学校・高校)	研修の概要、授業づくり等 グループ授業実践研修①				○	幼・特・高校	幼稚園・特支学校・高校の2年目教員
	グループ授業実践研修②、実践交流、指導案の検討等				○		
	グループ授業実践研修③、公開授業、事後研究会				○		
	教科等の研修講座を1つ選択して受講する				○		
3年次教員研修	希望による研修講座から1日分を選択して受講する				○	小・中	小・中学校の 3年目教員
5年次相当教員研修	希望による研修講座から1日分を選択して受講する				○	小・中・特	小・中・特支学校の 5年目教員及び希望対象者
中堅教諭等資質向上研修	共通研修Ⅰ「キャリアデザイン」				○	小・中・特	小・中・特支学校の 10年経験者(11年目)
	共通研修Ⅱ「教育課題」				○		
	共通研修Ⅲ「生徒指導」				○		
	共通研修Ⅳ「教科指導」				○		
	選択研修(任意の研修を選択)				○		
15年次相当教員研修	希望による研修講座から1日分を選択して受講する				○	小・中・特	小・中・特支学校の15年目教員及び希望対象者
管外転入教員研修	本市の教育課題とこれまでの取組				○	小・中・高・特	管外転入教員

2 希望による研修（専門研修）

(1) 教育課題等への対応研修

研修・講座名	内容（研修テーマ等）	獲得を目指す資質				対象校種	対象者
		専門性・責任感・	授業力	専門性	対応力		
人権教育研修講座	1 多文化共生				○	全校種	全教職員
	2 LGBTQ				○		
	3 子どもの権利条約				○		
	4 ヤングケアラー				○		
一般教養研修講座	民間で活躍する人に学ぶ				○	全校種	
学校飼育動物研修講座	飼育動物の取り扱いについての留意点				○	幼・小・特	
情報モラル・セキュリティ研修講座	モラル・セキュリティ入門				○	全校種	
ICT活用研修講座	ICT機器を利用した授業づくり				○	小・中・高・特	
プログラミング教育研修講座	小学校プログラミング教育 入門編				○	小・中・特	
食育研修講座	成長期の食について				○	全校種	
就学前教育研修	就学前教育について				○	幼・保・小	就学前教育に携わる幼稚園・保育園・保育所等の教職員および小学校教員
子ども理解のための研修講座	1 教育的支援を要する子どもたちの教育方法について				○	全校種	全教職員
	2 不登校を防ぐための人間関係づくりを大切にしたクラス経営				○		
インクルーシブ教育研修講座	インクルーシブ教育をふまえた学校づくり				○	全校種	
学級集団づくり研修講座(学級経営)	1 学級集団づくりについて				○	全校種	
学級集団づくり研修講座(野外活動体験)	2 野外活動に関する体験研修				○		

(2) 教科等の指導力向上をめざした研修

研修・講座名	内容（研修テーマ等）	獲得を目指す資質				対象校種	対象者
		専門性・責任感・	授業力	専門性	対応力		
授業力向上研修講座	「授業デザイン 3つの視点」活用術				○	小・中・高	全教職員
道徳教育研修講座	道徳授業実践研修				○	全校種	道徳教育推進教員
国語科教育研修講座	主体的・対話的で深い学びの充実に向けた授業について				○	全校種	全教職員
国語科教育(書教育)研修講座	主体的・対話的で深い学びの充実に向けた授業について				○		
図書館教育研修講座	学校における多様な読書活動の展開				○	全校種	
社会科教育研修講座	授業実践交流				○	全校種	
算数科教育研修講座	(小学校向け) 算数授業の創り方				○	全校種	
数学科教育研修講座	(中学校向け) 「主体的に学習に取り組む態度」を評価する手立てを考える				○	全校種	
理科教育研修講座	実験や観察で気をつけたいこと				○	全校種	
アプローチ・スタートカリキュラム研修講座	幼・保・小連携				○	全校種	
幼児教育研修講座	1 特別支援教育の視点に立った幼児教育				○	全校種	
	2 絵画実技指導				○		
	3 音楽実技指導				○		
音楽科教育研修講座	表現と鑑賞の指導について				○	全校種	
図工・美術科教育研修講座	主体的・対話的で深い学びを生む授業について				○	全校種	
体育科教育研修講座	主体的・対話的で深い学びを生む体育授業について				○	全校種	
外国語・英語科教育研修講座	主体的・対話的で深い学びを生む授業について				○	全校種	
特別活動研修講座	特別活動の指導のあり方について				○	全校種	
技術科教育研修講座	学習活動を充実させる指導方法の工夫・改善				○	全校種	
家庭科教育研修講座	学習活動を充実させる指導方法の工夫・改善				○	全校種	
教育総合センター研究発表会	各研究部会による研究成果の発表等				○	全校種	

3 研究部会

研修・講座名	内容（研修テーマ等）	獲得を目指す資質				対象校種	対象者
		専門性・責任感・	授業力	専門性	対応力		
エビデンスに基づく教育実践研究部会	・各学校の担当者が、「あまっ子ステップ・アップ調査」等の結果を多様な観点から分析し、それを踏まえた自校の学力向上の取組について研究し、学校間で有効な取組の共有を図る。	○			○	小・中	小・中学校 各校より選任
ICT活用推進部会	・「チーム学校」として全ての教職員がICTを活用する中で、「授業改善の質的改善」及び「基礎学力の向上」を図る方法について、市内で交流・共有を図る。				○	小・中・特	小・中・特支学校 各校より選任
探究的な学習研究部会	・探究的に学ぶ授業方法を研究すると共に、各教科の中で情報活用能力を育成する。				○	小・中・高	小・中・高等学校 より選任
体力向上研究部会	・運動意欲の向上や体力向上につながる授業方法や指導方法等について研修する。				○	幼・小・中	幼・小・中学校 より選任

イ 令和3年度 教職員研修事業実施状況

1 受講しなければならない研修（基本研修）									
（1）職階に応じた研修（職階別研修）									
研修・研修講座名		実施日			研修の形態	テーマ・内容	講師所属・職名	講師名	受講人数
		月	日	曜					
校長研修	(1)	5	20	木	講話	「学校で性暴力がおこったら 最前線に立つ先生へ」	NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご 代表	田口 奈緒	57
	(2)	12	21	火	講話	「教職員のわいせつ行為の防止とセルフチェックシートの導入及びその有効性について」	奈良大学 准教授	今井 由樹子	56
園長研修		12	21	火	講話	「教職員のわいせつ行為の防止とセルフチェックシートの導入及びその有効性について」	奈良大学 准教授	今井 由樹子	9
教頭研修	(1)	12	10	金	講話	「業務改善研修」	成良中学校 校長	桐山 勉	18
	(2)	2	16	水	講話	「管理職として大切にしてきたこと」	尼崎北小学校 校長	都倉 功充	30
（2）職務に応じた研修（職務別研修）									
研修・研修講座名		実施日			研修の形態	テーマ・内容	講師所属・職名	講師名	受講人数
		月	日	曜					
教務担当者研修		2	7	月	講話 (Zoom)	「カリキュラム・マネジメントの考え方・進め方」	甲南女子大学 教授	村川 雅弘	57
研究担当者研修	(1)	11	17	水	講話 (Zoom)	「校内研究の推進方法」	学校教育課 指導主事 学校教育課 指導主事 学び支援課 研修担当 係長	川脇 いずみ 兼子 将 尾之内 潤	18
	(2)	12	16	木	講話 演習	「校内研究の成果と課題をどのように把握・活用するか」	大阪教育大学大学院 連合教職実践研究科 教授	木原 俊行	40
生徒指導担当者研修		12	9	木	講話	「子どもと教師の心を守るために ～SOSの受け止め方～」	中央大学 客室研究員	高橋 聡美	73
養護教諭研修		7	15	木	講話	「児童自立支援施設で考える、性的同意と性教育」 「女性活躍支援からみたヘルスケア」	大阪市立阿武山学園特別講師 京都精華大学非常勤講師 社会医療法人定生会谷口病院 院長	あかたちかこ 谷口 武	65
栄養教諭研修 ※食育研修講座も兼ねる		12	8	水	講話 (Zoom)	「親子で備える災害時の食事とSDGs ～SDGsにも貢献する災害時食～」	摂南大学 講師	森 美奈子	86
特別支援 コーディネーター 研修	(1)	8	5	木	講話	「インクルーシブ教育を踏まえた学校づくり」	兵庫教育大学 准教授	石橋 由紀子	80
	(2)	3	1	火	講話 (Zoom)	「尼崎市学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」伝達研修	兵庫教育大学大学院 教授	高野 美由紀	126
体罰防止研修	管理職	7	30	金	講話 演習	「体罰防止マネジメント研修」	株式会社 Meta-Design-Development	櫻井 直子	68
		11	29	月	講話 演習	「体罰防止マネジメント研修」	株式会社 Meta-Design-Development	鷺本 晴香	71
	部活動	8	4	水	講話 演習	「体罰防止指導方法研修」	株式会社 Meta-Design-Development	福住 昌子	45
		12	1	水	講話 演習	「体罰防止指導方法研修」	株式会社 Meta-Design-Development	福住 昌子	44
	教職員	8	5	木	講話 演習	「体罰防止アンガーマネジメント・ストレスコントロール研修」	株式会社 Meta-Design-Development	鷺本 晴香	83
		12	2	木	講話 演習	「体罰防止とアンガーマネジメント 自分のため、相手のための怒りのコントロール」	株式会社 Meta-Design-Development	鷺本 晴香	76

(3) 経験年数に応じた研修 (経験年数別研修)									
研修・研修講座名		実施日			研修の形態	テーマ・内容	講師所属・職名	講師名	受講人数
		月	日	曜					
臨時的任用教員等 資質向上研修	第1回中	12	15	水	講話	「尼崎市の教育」 「授業デザイン 3つの視点」を活用した授業づくり	尼崎市立教育総合センター 所長 学校教育課 指導主事 学校教育課 指導主事 学び支援課 研修担当 係長	平山 直樹 兼子 将 川脇 いずみ 尾之内 潤	27
	第1回小	12	17	金	講話	「尼崎市の教育」 「学級経営のコツと明日から使える授業スキル」	尼崎市立教育総合センター 所長 学校教育課 首席指導主事	平山 直樹 堀 克之	39
	第2回	1	18	火	講話 (Zoom)	「新学習指導要領における授業と評価」	学び支援課 研修担当 係長	尾之内 潤	63
1年目教員必修研修	第1回	5	11	火	講話 (Zoom)	「教職員としての心構え・服務について」「尼崎の教育について」 「尼崎市のICT環境について」 「教職員としての接遇について」 「プロの教師のスキルとは～学級づくりと授業づくり」 「研修の概要について」	学び支援課 課長 学校ICT推進課 係長 H.Y教育エンタープライズ 代表 学校教育課 首席指導主事 学校教育課 研修担当 指導主事	大森 康充 瀧本 晋作 橋場 由見子 堀 克之 吉向 良太	57
	第2回	5	25	火	講話 (Zoom)	「あーよかったな 先生になって～「つながりと感動」 そして「笑顔」～」 「事故防止における学校体制について」	教育サポーター兼元気塾PLUS 代表 救命救急普及研究所バイスレンダー 代表	仲島 正教 磯部 晋吾	52
	第3回	6	15	火	講話 (Zoom)	「あまよう特別支援学校の教育について」 「インクルーシブ教育に視点に立った児童生徒支援」 「困っている子によりそう特別支援教育について」	あまよう特別支援学校 校長 特別支援教育担当 係長 あまよう特別支援学校 専任コーディネーター	小寺 英樹 松田 賢 高木 裕美	53
	第4回	6	29	火	講話	「評価について」 「「特別の教科 道徳」の指導」	学び支援課 研修担当 係長 四天王寺大学 教授	尾之内 潤 杉中 康平	52
	第5回	7	6	火	講話	「体育学習で大切にすること」 「子どものつまづきに気づく ～ティーチャートレーニングをとおして～」	保健体育課 指導主事 NPO法人ラヴィータ研究所 理事長	中野 一哉 米田 和子	52
	第6回中	8	2	月	講話 演習	「特別活動(クラブ活動を含む)について」 1～3年次教科グループ授業実践	中央中学校拠点校指導教員(前園田中学校 校長)	藤山 亨	22
	第6回小	8	3	火	講話 演習	「簡単、楽しく、プログラミング教育」 「令和の日本型 学校教育における国語教育の在り方」	園田小学校 教諭 大阪大谷大学 教授	林 孝茂 今宮 信吾	31
	第7回	8	31	火	講話 (Zoom)	「子どものSOSをキャッチする～ゲートキーパー入門講座～」 「LGBTQ～出会い、実践・教材作りを通して」	NPO法人 ゲートキーパー支援センター 理事長 水堂小学校 養護教諭 中央中学校 教諭	竹内 志津香 吉岡 有可 大田 裕己	48
	第8回	9	7	火	講話 (Zoom)	「生徒指導について」 「教育相談について」	いじめ防止生徒指導担当 指導主事 いじめ防止生徒指導担当 指導主事 こども教育支援課 指導主事	平井 宏治 山田 憲 津田 遼	53
	第9回	9	14	火	講話 (Zoom)	「人権教育について」 「教科等の指導におけるICTの活用」	学校教育課 人権教育担当 指導主事 学校ICT推進課	堀 祐輔 米田 浩	53
	第10回	10	5	火	講話 見学	「尼崎の地域・歴史・尼崎城」	尼崎市立歴史博物館 係長	桃谷 和則	51
	第11回	11 11	9 16	火	演習	「授業実践交流 ～校外学習プランの交流～」 「授業実践研修」	学び支援課 研修担当 係長 学び支援課 研修担当 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事	尾之内 潤 吉向 良太 林 玄典	53
	第12回	1	25	火	講話 演習 (Zoom)	「魅力ある授業づくり」 「シチズンシップ向上プログラム ATTF II について」	学び支援課 課長 生涯、学習！推進課	大森 康充 矢倉 久仁香	50
	第13回小	2	1	火	講話 (Zoom)	「他業種に学ぶ」 「外国語・外国語活動の指導について」	株式会社ふたごじてんしゃ 代表取締役 園田東小学校 教諭	中原 美智子 手嶋 浩之	31
第13回中	2	1	火	講話 演習 (Zoom)	「他業種に学ぶ」 校内フィールドワーク「ミッション お宝をさがせ! ～授業デザイン3つの視点 編～」	株式会社ふたごじてんしゃ 代表取締役 学び支援課 研修担当 係長	中原 美智子 尾之内 潤	18	
第14回	2	8	火	講話 演習 (Zoom)	「校務支援ソフトの活用・情報モラルについて」 「学習者理解・学習指導のための教育評価」	学び支援課 調査・研究担当 係長 学校ICT推進課 大阪教育大学大学院 准教授	藤井 俊史 米田 浩 寺嶋 浩介	48	

研修・研修講座名	実施日			研修の形態	テーマ	講師所属・職名	講師名	受講人数
	月	日	曜					
2年次教員研修	第1回小中	6	2	水	講話 (Zoom) 演習 「子どもの「できた!」「やった!」を増やすポジティブ行動支援-問題行動を予防し、望ましい行動を伸ばすには-」 「2年次教員研修の概要について」 グループ授業実践研修	大阪教育大学大学院 連合教職実践研究科 准教授 学び支援課 研修担当 指導主事	庭山 和貴 林 玄典	36
	第2回中	8	2	月	演習 教科グループ授業実践研修	学び支援課 研修担当 指導主事	林 玄典	9
	第2回小	7 8 8 8 8	30 2 3 4 23	金 月 火 水 月	演習 教科グループ授業実践研修	学び支援課 研修担当 指導主事	林 玄典	26
	第3回小	9 9 10 11 11	15 29 20 8 19	水 水 水 水 金	演習 教科グループ授業実践研修	学び支援課 研修担当 指導主事	林 玄典	26
	第3回中	11 11	9 16	火	演習 教科グループ授業実践研修(公開授業、事後研究)	学び支援課 研修担当 指導主事	林 玄典	9
異校園種交流研修 (特別支援学校・高校)	第4回小中	通年		講話	異なる校・園種との連携 (ITによる授業及び実践等) 各所属からの担当者を指導教官とする。			39
3年次教員研修	第1回小中	6	16	水	講話 (Zoom) 演習 「子どもの「できた!」「やった!」を増やすポジティブ行動支援-問題行動を予防し、望ましい行動を伸ばすには-」 「3年次教員研修の概要について」 グループ授業実践研修	大阪教育大学大学院 連合教職実践研究科 准教授 学び支援課 研修担当 指導主事	庭山 和貴 吉向 良太	50
	第2回中	8	2	月	演習 教科グループ授業実践研修	学び支援課 研修担当 指導主事	林 玄典	11
	第2回小	10 10 11 11	19 28 1 10	火 木 月 水	演習 授業力向上研修 授業実践交流	学び支援課 研修担当 指導主事	吉向 良太	41
	第3回小	11 1 2 2	18 27 1 8	木 木 火 火	演習 授業力向上研修 授業実践交流	学び支援課 研修担当 指導主事	吉向 良太	41
	第3回中	11 11	9 16	火	演習 教科グループ授業実践研修(公開授業、事後研究)	学び支援課 研修担当 指導主事	吉向 良太	11
5年次相当教員研修	通年			講話 演習	授業力・指導力向上研修	各自研修に参加		55
中堅教諭等資質向上研修	5	12	水	講話 (Zoom)	「11年目のモヤモヤ。そして、これから。」 「令和3年度 計画書・報告書の作成について」 「少人数グループ研修について」	株式会社 地域環境計画研究所 代表 学び支援課 研修担当 係長	若狭 健作 尾之内 潤	51
	9	1	水	講話 (Zoom)	「特別支援教育の視点に立ったクラスづくり」	NPO法人ラヴィータ研究所 所長	米田 和子	54
	12	6	月	講話 演習	「まねぶ会 ～モヤモヤからの第一歩～」	学び支援課 研修担当 係長	尾之内 潤	54
15年次相当教員研修	通年			講話 演習	ミドルリーダーとしての資質向上 (今日的な教育課題等)	各自研修に参加		70
管外転入教員等研修	7	9	金	講話 (Zoom)	「本市教員に望むこと」	教育総合センター 所長	平山 直樹	19

2 希望による研修（専門研修）										
(1) 教育課題等への対応研修										
研修・研修講座名	実施日			研修の形態	テーマ	講師所属・職名	講師名	受講人数		
	月	日	曜							
人権教育研修講座	(1)	8	4	水	講話 (Zoom)	「外国人児童生徒への理解と心がけ・学校生活のための環境づくりについて」	宮城教育大学 教授	市瀬 智紀	201	
	(2)	8	19	木	講話 (Zoom)	「LGBTQ～出会い、実践・教材作りを通して」	水堂小学校 養護教諭 中央中学校 教諭	吉岡 有可 大田 裕己	83	
	(3)	8	20	金	講話 (Zoom)	「子どもの権利条約に基づく生徒指導の意義と方法～子ども参加の学校づくりを目指して～」	千里金蘭大学 教授	吉永 省三	38	
	(4)	8	23	月	講話 (Zoom・集合)	「ヤングケアラーを知っていますか？～子どもたちの学習困難の背景を探る～」	大阪歯科大学 教授	濱島 淑恵	47	
食育研修講座 ※栄養教諭研修も兼ねる	12	8	水	講話 (Zoom)	「親子で備える災害時の食事とSDGs～SDGsにも貢献する災害時食～」	摂南大学 講師	森 美奈子	86		
子ども理解のための研修講座	(1)	7	30	金	講話 (Zoom)	「子どものSOSをキャッチする～ゲートキーパー入門講座～」	NPO法人 ゲートキーパー支援センター 理事長	竹内 志津香	83	
	(2)	8	5	木	講話 演習	「不登校と居場所づくりについて考える」	こども教育支援課 係長	池田 尚史	24	
一般教養研修講座	7	27	火	講話 演習	「新聞記者になろう」	学び支援課 研修担当 係長	尾之内 潤	8		
学校飼育動物研修講座	11	18	木	講話 (Zoom)	「学校飼育動物の意義と目的、最適な飼育環境について」 「動物アレルギーの基礎知識などについて」 「ウサギ等の取り扱いについて」	尼崎市開業獣医師会 副会長 学校飼育動物委員会 委員長 学校飼育動物委員会 副委員長	石川 智也 村上 義久 喜多村 幸紀	8		
情報モラル・セキュリティ研修講座	1	27	木	講話 (Zoom)	「GIGAスクール構想下での情報モラル教育の推進に向けて」	奈良教育大学 教授	伊藤 剛和	46		
プログラミング教育研修講座	8	6	金	講話 演習	小学校プログラミング教育入門編	園田小学校 教諭	林 孝茂	33		
就学前教育研修	8	25	水	講話 (Zoom)	「幼児期の育ちと学びの姿を踏まえた教育」	神戸大学 准教授	北野 幸子	43		
インクルーシブ教育研修講座	8	5	木	講話	「インクルーシブ教育を踏まえた学校づくり」	兵庫教育大学 准教授	石橋 由紀子	80		
ICT活用研修講座	(1)	8	18	水	講話 演習	クロームブックの基本的な操作について (1)	Google 市場開発部	長谷川 藍子	21	
	(2)	8	19	木	講話 演習	クロームブックの基本的な操作について (2)	Google 市場開発部	長谷川 藍子	19	
学級集団づくり研修講座 (学級経営)	12	2	木	講話 (Zoom)	「教育×笑い=∞ すべての子ども達が楽しめるクラスづくり」	大阪成蹊大学 准教授	福岡 亮治	29		

(2) 教科等の指導力向上をめざした研修									
研修・研修講座名	実施日			研修の形態	テーマ	講師所属・職名	講師名	受講人数	
	月	日	曜						
授業力向上研修講座	8	4	水	講話 演習	「授業デザイン 3つの視点」活用術	学校教育課 指導主事 学校教育課 指導主事 学び支援課 研修担当 係長	兼子 将 川島 いずみ 尾之内 潤	23	
国語科教育研修講座	(1)	7	27	火	講話	「海の命」を認める国語教室をつくらう 主体的・対話的で深い学びを生む物語授業のつくり方	桃山学院教育大学 教授	二瓶 弘行	130
	(2)	8	19	木	講話	多層指導モデル MIM	国立特別支援教育総合研究所 主任研究員	海津 亜希子	42
国語科教育(書教育)研修講座	1	20	木	講話 (Zoom)	「硬筆書写の考え方～「画の方向」の指導を中心に～」	神戸女子短期大学 教授	山内 有香子	44	
図書館教育研修講座	2	3	木	講話 (Zoom)	「子どもの豊かな読書環境をめざして」	神戸親和女子大学 教授	笹倉 剛	5	
社会科教育研修講座	8	6	金	講話 演習	授業実践を持ち寄って「ポットラックパーティー」	学び支援課 研修担当 係長	尾之内 潤	22	
算数科教育研修講座	7	26	月	講話 (Zoom)	楽しい算数授業の創り方	全国算数授業研究会 常任理事 関西大学初等部 教諭	尾崎 正彦	80	
数学科教育研修講座	8	18	水	講話	「主体的に学習に取り組む態度」を評価する手立てを考 える	姫路大学 准教授	榎並 雅之	9	
図工・美術科教育研修講座	8	10	火	講話 演習	「主体的・対話的で深い学び」につながる導入の在り方	畿央大学 教授	西尾 正寛	33	
体育科教育研修講座	(1)	7	28	水	講話 演習	「リズムを使った体育指導」	美作大学 准教授	津田 幸保	48
	(2)	12	2	木	講話 演習	「サッカーにおけるリズム指導」 「ハードル走におけるリズム指導」 「体育科におけるリズム指導」	美作大学 准教授	津田 幸保	10
技術科教育研修講座	8	18	水	講話 演習	プログラミング技術の研修と計測制御の実習	特定非営利活動法人みんなのコード 文部科学省 視学官	千石 一朗 上野 耕史	7	
外国語・英語科教育研修講座	7	28	水	講話	「児童・生徒の自己肯定感を高める英語授業」	大阪教育大学 教授	加賀田 哲也	30	
家庭科教育研修講座	7	29	木	講話 (Zoom)	キャッシュレス決済の種類と仕組み～若者のオンライン 決済を中心に～	一般社団法人ECネットワーク 理事	原田 由里	22	
特別活動研修講座	2	10	木	講話 (Zoom)	「よりよく生きる力を育む特別活動 ～コロナ禍における特別活動の実態とその課題～」	神戸松蔭女子学院大学 教授	秋山 麗子	10	
道徳教育研修講座	(1)	8	5	木	講話	「教科」時代の道徳科の授業を創る ～主体的・対話的で深い学びを目指して～(中学校編)	四天王寺大学 教授	杉中 康平	15
	(2)	8	6	金	講話	「教科」時代の道徳科の授業を創る ～主体的・対話的で深い学びを目指して～(小学校編)			33
アプローチ・スタートカリ キュラム研修講座	3	7	月	講話 (Zoom)	「幼児期の遊びや生活を通した学びを児童期の学びへつなぐ」	神戸大学付属幼稚園 副園長	田中 孝尚	33	
幼児教育研修講座	(1)	8	5	木	講話	「特別支援教育の視点に立った幼児教育」	相愛大学 教授	中井 清津子	38
	(2)	8	24	火	講話 演習	絵画実技指導	元尼崎市立幼稚園長	細川 美智子	24
	(3)	8	30	月	講話 演習	音楽実技指導	神戸親和女子大学 准教授	臼井 真	14
研究担当者研修講座	7	26	月	講話 (Zoom)	「校内研究で実現!授業が楽しくなる学校づくり」	教師塾「あまから」代表	森川 正樹	48	
教育総合センター研究発表 会	2	25	金	講話	発表1 授業力向上研究部会 発表2 ICT活用推進部会 先導的モデル校実証研究 発表3 探究的な学習研究部会 発表4 体力向上研究部会	学び支援課 調査・研究担当 係長 学校ICT推進課 係長 学校ICT推進課 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事	藤井 俊史 瀧本 晋作 雨宮 久仁 林 玄典	60	

3 研究部会

研修・研修講座名	実施日			研修の形態	テーマ・内容	講師所属・職名	講師名	受講人数
	月	日	曜					
授業力向上研究部会	(1)	11	11	木	演習 「あまっ子ステップ・アップ調査の結果を踏まえた授業改善の取組等」について	学び支援課 調査・研究担当 係長	藤井 俊史	56
	(2)	1	21	金	演習 (Zoom) 「学力調査を活用した授業改善への取組等」について	学び支援課 調査・研究担当 係長	藤井 俊史	54
	(3)	3	3	木	演習 講話 (Zoom) 学力調査を活かした授業改善や学力向上の取組について	早稲田大学教職大学院 教授 学び支援課 調査・研究担当 係長	田中 博之 藤井 俊史	58
ICT活用推進部会	(1)	5	10	月	講話 (Zoom) 基調講演「GIGAスクール構想で育てたい子どもの姿」	放送大学 教授	中川 一史	72
	(2)	5	19	水	講話 (Meet) 講義①授業支援アプリ「先進事例の共有① (Google)」	Google for Education 営業統括本部 部長	杉浦 剛ほか	98
	(3)	6	3	木	演習 講話 (Zoom) 講義②授業支援アプリ「先進事例の共有② (ロイロノート)」	㈱わけわけ代表	野中 健次	102
	(4)	7	30	金	演習 ワーク①「各校におけるICT活用推進チームの取組の共有」	学校ICT推進課 係長	瀧本 晋作	59
	(5)	9～10			演習 (非同期) ワーク②「【2学期の重点取組】の共有 (Google Workspaceによるオンライン非同期型研修)」	学校ICT推進課 係長	瀧本 晋作	60
	(6)	11	22	月	演習 講話 講義③学校での取組「主体的・対話的で深い学びの実現に向けたGIGA端末の活用」	桃山学院教育大学 講師	木村 明憲	62
	(7)	2	15	火	演習 (Meet) ワーク③&まとめ「ふりかえり」	学校ICT推進課 係長	瀧本 晋作	56
探究的な学習研究部会	(1)	7	1	木	演習 講話 (Zoom) 「探究的な学習を行う必要性 PBLとカリキュラム・マネジメント」	徳島大学 准教授	福井 昌則	8
	(2)	11	19	金	公開授業 成良中学校 第1学年 体育科 「サッカー」	学校ICT推進課 指導主事	雨宮 久仁	8
	(3)	11	26	金	公開授業 園田小学校 第2学年 プログラミング教育C分類「園田ロボットコンテスト」			8
	(4)	12	16	木	公開授業 園田東小学校 第3学年 国語科 「I'm possible～パラリンピック～」			8
	(5)	2	17	木	公開授業 尼崎高等学校 第2学年 英語科 「電子書籍か紙の書籍か」			8
	(5)	2	17	木	公開授業 尼崎高等学校 第1学年 数学科 「じゃんけんの新しい手を考える」			8
	(7)	3	22	火	総括研修 (Zoom) 探究的な学習研究部会 部員が行った授業への総括と次年度への展望	徳島大学 准教授	福井 昌則	8
体力向上研究部会	(1)	6	24	木	講話 演習 「研究テーマの設定・今後の研究について」 「リズムジャンプを体験」	学び支援課 研修担当 指導主事	林 玄典	7
	(2)	7	28	水	講話 演習 「リズムジャンプ1学期の取組報告」 「主運動につながる準備運動の開発」 「2学期の取組について」	美作大学 准教授 学び支援課 研修担当 指導主事	津田 幸保 林 玄典	9
	(3)	12	2	木	講話 演習 「主運動につなげるリズムジャンプトレーニングについて」 各校園実施状況の共有	美作大学 准教授	津田 幸保	7
	(4)	1	21	金	講話 演習 研究報告書について	学び支援課 研修担当 指導主事	林 玄典	9

ウ 令和3年度 研究テーマ・専任講師 等

研究部会名	研究テーマ・専任講師	人数
ICT 活用 推進部会	「チーム尼崎市」で取り組む ICT 活用の推進 －【尼崎市版 GIGA スクール構想 (AGS)】の実現に向けて－	各学校 より任 意の教 諭で構 成
授業力向上 研究部会	学力調査結果の分析・活用 －各学校における授業改善や学力向上の取組の充実を目指して－	58
体力向上 研究部会	ホップ!スマイル!!リズムジャンプ!!! － 幼児 児童 生徒の体力づくりおよび体力向上を目指した リズムジャンプの活動実践 － 【専任講師】美作大学 津田 幸保 准教授	10
探究的な学習 研究部会	「PBL (問題解決型学習) を取り入れた探究的な学習による これからの社会を見据えた資質能力の育成」 【専任講師】徳島大学 福井 昌則 准教授	7

エ 教育情報事業

(実績については令和3年度末現在)

(ア) 主教育資料の収集・整備・提供

教育に関する情報を収集・整備して教育関係職員に提供し、資質の向上に役立て、教育の振興を図る。

- ・教育関係図書 11,877 冊
- ・教育関係資料 (研究紀要・報告書等) 84 冊
- ・逐次刊行物
雑誌収集数 12 タイトル

(イ) 教育広報活動

広報活動を通して、市民、保護者、教職員へ、教育の啓発を図る。

- ・「教育総合センターだより」 No.160～ No.163
- ・教育広報誌「教育あまがさき」 第88号～第89号

(ロ) 阪神南第一教科書センターの管理運営

教科書を展示し、教職員が行う教科内容の研究や指導計画作成に便宜を与えるとともに、保護者や市民に、教科書についての関心や認識を深めてもらう。

- ・常時展示 (9:00～21:00)
- ・法定展示 (令和3年6月11日 (金) ～6月30日 (水))

(ハ) 教育関係資料の収集・展示

各学校・園、教育機関、全国の教育研究所等の教育関係資料を展示する。

- ・研究冊子・研究報告書・周年記念誌・幼稚園行事・プログラム等

(ニ) 各種刊行物

- ・教育研究報告書 紀要59号

< 社会教育 >

1 社会教育・社会体育の推進

本市では、尼崎市総合計画に基づき、「市民が生涯を通して学習に取り組み、学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまち」、「市民の誰もが“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに親しめるまち」、「地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、子ども一人ひとりが健やかに育つまち」「市民がさまざまな人権問題や人権の概念等について学び、個性と能力を十分に発揮できるまち」、「歴史資源や文化資源を活かし、市民がまちへの愛着と誇りを高めるなどの取組を通じて、人を引き付ける魅力があふれるまち」をめざしている。これらのまちづくりの実現に向けて、次の4つの観点から社会教育の推進に取り組む。

(1) 【生涯学習】生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち

- ① 主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進める。(Ⅰ・Ⅳ)
- ② 健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組む。(Ⅱ)

(2) 【子ども・子育て支援】健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち

- ① すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援する。(Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ)

(3) 【人権尊重・多文化共生】互いの人権を尊重し、ともに生きるまち

- ① 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくる。(Ⅰ・Ⅱ)

(4) 【魅力創造・発信】歴史や文化を守り活かし、人をひきつける魅力あふれるまち

- ① まちの歴史をともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組む。(Ⅰ・Ⅲ)

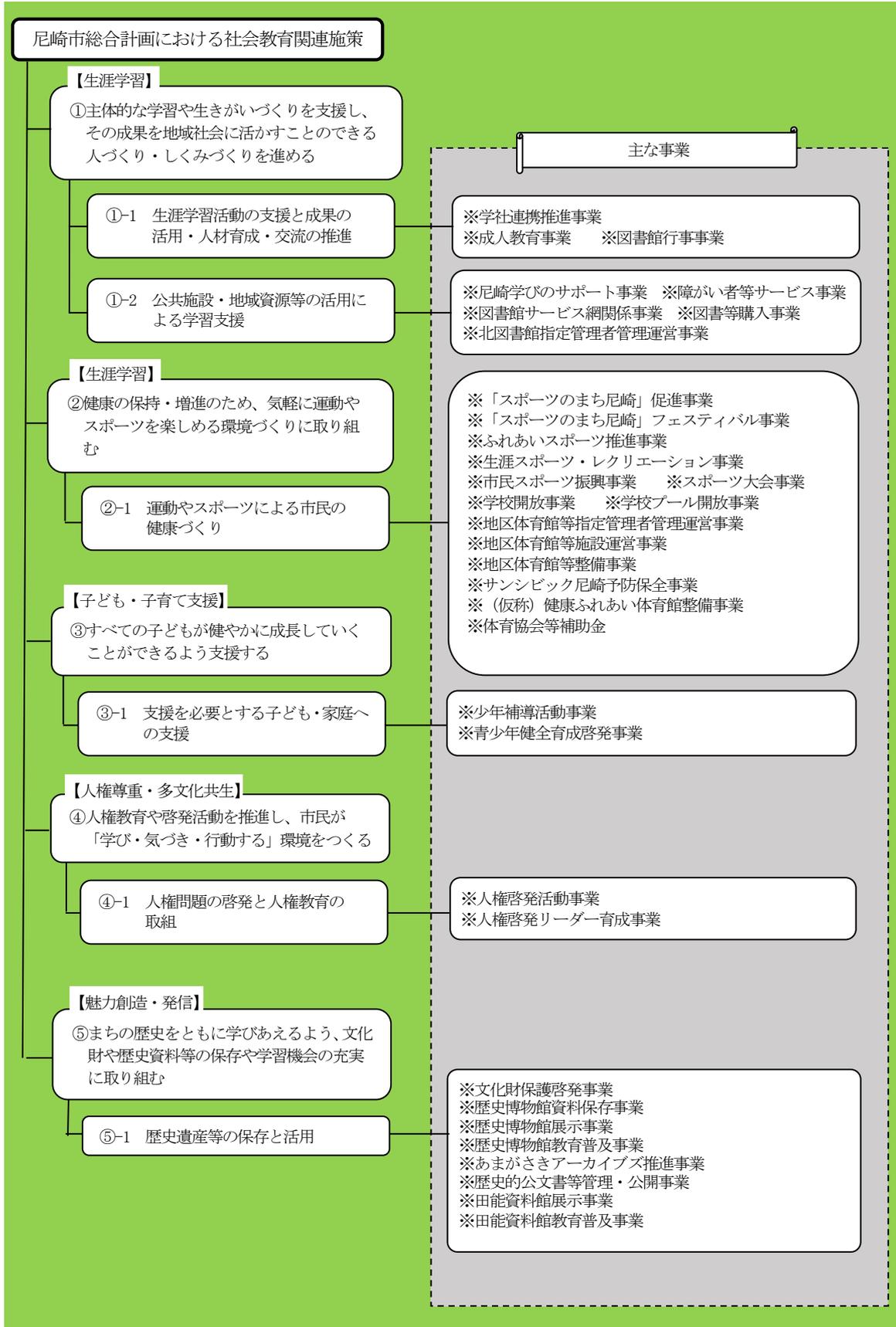
() 内の数字は、尼崎市の将来の姿としての※4つの「ありたいまち」を示す。

※ 4つの「ありたいまち」

- Ⅰ 人が育ち、互いに支えあうまち
- Ⅱ 健康、安全・安心を実感できるまち
- Ⅲ 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
- Ⅳ 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

2 社会教育関連施策

(1) 施策の体系



(2) 尼崎市総合計画における社会教育関連施策と事業

施策の体系	事業名	内容説明	事業予定月場所(対象者)	主管課
<p>①主体的な学習者生活がいっしょに支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進める</p>	<p>①-1 生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進</p>	<p>学社連携推進事業</p> <p>地域の豊かな社会資源を活用し、子どもたちが地域社会の中で様々な体験ができるよう、また学校の求めと地域力をマッチングし、より効果的な連携が行われるよう調整するコーディネーターを各市立小学校に配置する中で、地域学校協働活動を推進する。</p> <p>地域学校協働活動については、市立学校に順次設置する学校運営協議会の運営とともに一体的に推進する。</p>	<p>年間</p>	<p>社会教育課</p>
		<p>成人教育事業</p> <p>ユネスコ活動事業を振興するとともに、平和都市宣言の趣旨を啓発する等、平和について考える機運を高める。</p>	<p>7月～8月 図書館、地域総合センターほか (市民)</p>	
		<p>図書館行事事業</p> <p>講座等の参加を通じて利用者に身近に感じられる図書館として利用拡大を図る。</p>	<p>年間</p>	<p>中央図書館</p>
	<p>①-2 公共施設・地域資源等の活用による学習支援</p>	<p>尼崎学びのサポート事業</p> <p>生涯学習情報誌の発行やインターネットを活用して生涯学習に関する効果的な情報発信を行うことにより、市民への学習支援機能の推進を図る。</p>	<p>年間</p>	<p>社会教育課</p>
		<p>図書等購入事業</p> <p>市民の利用に供するための図書及びAV資料並びに逐次刊行物を購入する。</p>	<p>年間</p>	<p>中央図書館</p>
		<p>図書館サービス網関係事業</p> <p>図書館を通じて生涯学習が行えるように、中央・北図書館、中央北・中央南(令和4年7月26日～12月の間は休館)・小田北・大庄南・立花北・武庫東・園田西生涯学習プラザ図書室及びユース交流センター図書室をオンラインで結び、図書の貸出・返却・資料検索等を行う。</p>	<p>年間</p>	
		<p>障がい者等サービス事業</p> <p>※郵送貸出し 来館困難な障がい者に対し、利用の便を図るため、図書や録音テープを郵送貸出しする。 ※対面朗読 視覚障がい者に対し、希望に応じて資料の対面朗読を行う。</p>	<p>年間</p>	
		<p>北図書館指定管理者管理運営事業</p> <p>北図書館の管理運営を指定管理者に委ねることにより、図書館サービスのより一層の充実とその効率化を図る。</p>	<p>年間</p>	

②健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組む	②-1運動やスポーツによる市民の健康づくり	「スポーツのまち尼崎」促進事業	スポーツの全国大会等を誘致することにより、市民のスポーツへの参加意識の高揚と競技力の向上を促進し、「スポーツのまち尼崎」をアピールすることでイメージアップを図る。	年間 記念公園 総合体育館 野球場 (市民)	スポーツ推進課
		「スポーツのまち尼崎」フェスティバル事業	子どもから高齢者まで幅広く参加できるスポーツ交流事業を行うことにより、市民のスポーツへの関心、参加意欲の向上を促し、「スポーツのまち尼崎」の実現に資する。	10月10日(月) 記念公園 (市民)	
		ふれあいスポーツ推進事業	記念公園総合体育館ヘルスエリアに体格に合わせて調節のできるトレーニングマシンや車椅子利用者も利用できるトレーニングマシン等を設置するとともに、トレーニングの実技指導を行うことにより、市民の体力向上や健康の保持増進を図る。	年間 総合体育館 (市民)	
		生涯スポーツ・レクリエーション事業	スポーツやレクリエーション活動に親しむ機会と場を提供し、健康づくりやコミュニティづくりへの関心を高め、スポーツ、レクリエーション活動の普及、振興を図る。 ・月例事業　・がんばりカード事業 ・スポーツ推進委員事業	年間 (市民)	
			あまがさき市民ウォーク事業 尼崎の史跡や自然の中を歩くことで、市民の健康の保持増進の一助とする。	6月5日(日) 園田地区 (市民)	
		市民スポーツ振興事業	市民スポーツの振興を図るため、指導者の養成や全国大会等に出場する市民に激励金を支給するほか、優秀な成績を収めた選手や功績のあった指導者を顕彰する。 ・スポーツ振興激励金事業 ・スポーツ表彰事業等	年間 (市民)	
		スポーツ大会事業	市民のスポーツ振興と健康の保持・増進を図るため、各種の大会を開催する。 ・市民スポーツ祭 ・マスターズ選手権大会 ・市長旗大会 ・兵庫県都市区対抗、阪神地区都市対抗駅伝競走大会 ・あまがさき市民マラソン大会(中止)	年間 総合体育館他 (市民)	
		学校開放事業	市立学校のスポーツ施設(グラウンド、体育館及び柔剣道場)を市民に開放し、市民スポーツや地域スポーツ活動の振興を図る。	年間 市立学校 (市民)	

<p>②健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組む</p>	<p>②-1 運動やスポーツによる市民の健康づくり</p>	<p>学校プール開放事業</p>	<p>子どもたちが自由に水に親しめる場を確保するとともに、夏休み期間中の充実した生活といった観点から、夏休み期間中の一定の時期に市立小学校のプールを開放し、子どもたちの健康増進と健全育成を図る。</p>	<p>夏季期間 小学校 (中学生以下) ※新型コロナウイルス感染拡大防止等のため中止</p>	<p>スポーツ推進課</p>
		<p>地区体育館等指定管理者管理運営事業</p>	<p>指定管理者に委託し、健康づくり等のスポーツ施策を推進するとともに、地区体育館等を円滑に運営する。</p>	<p>年間 屋内プール 地区体育館等</p>	
		<p>地区体育館等施設運営事業</p>	<p>地区体育館等の維持管理等に必要な経費の支出を行う。</p>	<p>年間 地区体育館等</p>	
		<p>地区体育館等整備事業</p>	<p>公共施設の適正な維持管理と利用者の安全確保のため、施設整備等を行う。</p>	<p>年間 屋内プール・ 地区体育館</p>	
		<p>サンシビック尼崎予防保全事業</p>	<p>尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）に基づき、予防保全による施設の長寿命化に向け、サンシビック尼崎の改修を行う。 *令和4年8月1日～12月末（予定）サンシビック尼崎全館休館</p>	<p>年間 屋内プール・ 地区体育館</p>	
		<p>（仮称）健康ふれあい体育館整備事業</p>	<p>尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）に基づき、老朽化が著しい武庫体育館及び福喜園の機能を統合した施設の整備を進める。</p>	<p>年間 地区体育館</p>	
		<p>体育協会等補助金</p>	<p>尼崎市体育協会及び尼崎市レクリエーション協会の活動を助成することにより、市民の健全な心身の発達と明るい豊かな健康づくりを図る。</p>	<p>年間 (体育協会等)</p>	
<p>③すべての子どもが健康やかに成長してこころ豊かになるようサポートする</p>	<p>③-1 支援を必要とする子ども・家庭への支援</p>	<p>少年補導センター運営協議会 本市における少年補導関係機関等による補導活動の円滑かつ効果的な推進について協議する。</p>	<p>3月</p>	<p>社会教育課</p>	
		<p>少年補導活動事業</p>	<p>尼崎市少年補導委員連絡協議会 少年補導委員 298人（中央39人、小田57人、大庄60人、立花53人、武庫35人、園田54人）（令和4年5月1日現在）が地区ごとに連絡会を組織し、その全市組織として連絡協議会を設置することで、相互の連絡を密にし健全育成活動、非行化防止活動を積極的に行う。</p>		<p>年間</p>
		<p>関係機関・団体との連携 児童・生徒の問題行動を未然に防止するため、学校・PTA・警察等関係機関との情報交換並びに、連携の強化を図る。</p>	<p>年間</p>		

◎まちの歴史をどうに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組む	⑤ 1 歴史遺産等の保存と活用	文化財保護啓発事業	尼崎市文化財保護審議会の調査審議を経て、市指定文化財を指定し、文化財に関する保護・普及に努める。また、埋蔵文化財保護の周知徹底を図るとともに、遺跡の調査等を行う。また、個人住宅建設にかかる緊急発掘調査等を、公費により実施することで、埋蔵文化財の保護等を図る	年 間	歴史博物館
		歴史博物館資料保存事業	歴史博物館に展示・収蔵する歴史資料等の購入を行い、収蔵資料を適切に保存する。	年 間	
		歴史博物館展示事業	尼崎の歴史や文化財に関わるテーマで、歴史博物館が所蔵する文化財・歴史資料を活用した企画展を年間3回程度開催する。また、10～11月には他都市の博物館等から借用した貴重な文化財・歴史資料も交えた特別展を開催する。	年 間	
		歴史博物館教育普及事業	尼崎の文化財・歴史に関わる講座や体験学習会を開催すると共に、学校教育との連携を図っていく。また、博物館資料の整理や体験学習を学芸員と協働で行う市民ボランティアを養成し、尼崎の文化財・歴史に関する市民の関心を高めていく。	年 間	
		あまがさきアーカイブズ推進事業	古文書・近現代文書、写真・地図などの地域史料を収集、保存し、市民・研究者に公開するなど活用を図るとともに、紀要『地域誌史研究』を発行する。	年 間	
		歴史的公文書等管理・公開事業	尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づき、保存期間を終えた公文書のうち、歴史的資料として重要な公文書（特定歴史的公文書）を市民共有の知的資源と位置付け、歴史博物館において適切に保存する。また、特定歴史的公文書の閲覧利用制度を定めることにより、現在と将来の市民への説明を果たしていく。	年 間	
		田能資料館展示事業	弥生時代の生活や技術・文化の発展を探り、弥生文化の重要性について周知を図るとともに、文化財と郷土文化に対する市民の理解・関心を高める。	年 間	
		田能資料館教育普及事業	古代の生活を体験する各種体験学習事業を市民と協働で実施するなど、教育普及事業を行う。	年 間	

3 社会教育施設

(1) 文化財施設

① 歴史博物館

尼崎の歴史文化に学び、未来に向けた新たな活動が生まれる拠点として、城内地区の歴史的建造物である旧尼崎高等女学校校舎を保存・活用し、歴史博物館、埋蔵文化センター及び公文書館の機能を併せ持つ施設として整備した、博物館法に基づく登録博物館である。

② 田能資料館

昭和40年に発見された田能遺跡は、猪名川左岸の低湿地帯に営まれた近畿地方を代表する弥生時代の集落跡である。出土した考古資料及び屋外復元施設を広く公開することにより、郷土文化に対する市民の関心を高め、教育、学術及び文化の振興を図ることを目的としている。

施設概要

施設名		歴 史 博 物 館			田 能 資 料 館															
概要		歴 史 博 物 館			田 能 資 料 館															
所在地		尼崎市南城内 10 番地の 2			尼崎市田能 6 丁目 5 番 1 号															
電話		6489-9801			6492-1777															
F A X		6489-9800																		
開設年月日		令和 2 年 10 月 10 日			昭 45 年 7 月 25 日															
建物の構造	敷地面積	鉄筋コンクリート 3 階建	9,477 m ²		収蔵庫：鉄筋造 1 階建	5,219.73 m ²														
	建築延面積		本館 4,706 m ² 産業資料展示室 255 m ²	復元住居：木造 茅葺き 3 棟		収蔵庫 371.39 m ² 復元住居 88 m ²														
屋内及び屋外施設の内訳		本館 事務室、市民活動室、埋蔵文化財関係諸室（考古資料洗浄室ほか） 常設展示室、ガイダンス室、資料収蔵整理関係諸室（特別収蔵庫ほか） 企画展示室、教育普及関係諸室（講座室ほか）、あまがさきアーカイブズ関係諸室 産業資料展示室			屋内：事務室、展示室、展示・学習室、収蔵室、図書室、整理・研究室、作業室 屋外：墳墓標示 10 基 復元住居 2 棟 復元高床倉庫 1 棟 方形周溝 2 基															
利用方法	申込方法	団体利用のみ事前申込み			同 左															
	開館時間	午前 9 時～午後 5 時 (入館は午後 4 時 30 分まで)			午前 10 時～午後 5 時 (入館は午後 4 時 30 分まで)															
	休館日	月曜日（祝休日と重なる場合は、直後の平日を休館）及び 12 月 29 日～1 月 3 日			月曜日（祝休日と重なる場合は、直後の平日を休館）及び 12 月 29 日～1 月 3 日															
令和 3 年度利用状況		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入館者数</td> <td>総数</td> <td>個人</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>人 45,171</td> <td>人 41,453</td> <td>人 3,718</td> </tr> </table>			入館者数	総数	個人	団体	人 45,171	人 41,453	人 3,718	<table border="1"> <tr> <td>総数</td> <td>個人</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>人 27,307</td> <td>人 25,976</td> <td>人 1,331</td> </tr> </table>			総数	個人	団体	人 27,307	人 25,976	人 1,331
入館者数	総数	個人	団体																	
	人 45,171	人 41,453	人 3,718																	
総数	個人	団体																		
人 27,307	人 25,976	人 1,331																		

文化財保護

文化財保護審議会を設置し、国指定文化財、県指定文化財に加えて、本市単独の市指定文化財を指定し、文化財の保護に努めている。

(令和3年度末現在 国・県・市指定文化財74件 国登録文化財54件)

① 国指定文化財

番号	種別	指定年月日	名称	数量	所在地及び所有者
1	彫刻	明治37年2月18日	木造日隆上人坐像(伝浄伝作)	1 軀	開明町3-13 本興寺
2	建造物	大正3年4月17日 (昭和36年12月27日追加指定)	本興寺開山堂 附 棟札2枚	1 棟	〃
3	〃	〃	本興寺三光堂	1 棟	〃
4	〃	昭和49年5月21日	本興寺方丈 附 玄関1棟・棟札2枚	1 棟	〃
5	〃	〃	長遠寺本堂 附 棟札2枚 多宝塔 附 棟札5枚	2 棟	寺町10 長遠寺
6	工芸	大正11年4月13日	太刀 銘恒次(名物数珠丸)	1 口	開明町3-13 本興寺
7	〃	大正15年4月19日	太刀 銘守家 附 蒔絵太刀拵	1 口	東桜木町3(尼信会館) 尼信文化基金
8	史跡	昭和41年9月2日	近松門左衛門墓	1 基	久々知1-3 広濟寺
9	〃	昭和44年6月30日	田能遺跡		田能6-5-1 尼崎市

ただし、個人所有は含まず。

② 県指定文化財

番号	種別	指定年月日	名称	数量	所在地及び所有者
1	建造物	昭和40年3月16日	長遠寺鐘楼・客殿・庫裡	3 棟	寺町10 長遠寺
2	〃	昭和43年3月29日	富松神社本殿	1 棟	富松町2-23-1 富松神社
3	〃	〃	石造十三重塔	1 基	武庫元町2-9-2 須佐男神社
4	書跡	昭和42年3月31日	大覚寺文書	56 点	南城内10-2(尼崎市) 大覚寺
5	彫刻	昭和51年3月23日	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	戸ノ内町2-4-11 治田寺
6	考古資料	平成3年3月30日	田能遺跡出土の遺物 銅剣鑄型片 白銅製釧 碧玉製管玉	1 個 1 個 632 個	田能6-5-1 尼崎市
7	歴史資料	平成13年3月30日	撰津職河辺郡猪名所地図	1 幅	南城内10-2 尼崎市
8	建造物	平成14年4月9日	天満神社本殿 附 棟札1枚	1 棟	長洲本通3-5-1 天満神社
9	〃	平成15年3月25日	本興寺鐘楼	1 棟	開明町3-13 本興寺
10	〃	平成30年3月20日	旧小阪家住宅	1 棟	扇町33-4 兵庫県

③ 市指定文化財

番号	種別	指定年月日	名称	数量	所在地及び所有者
2	建造物	昭和58年3月24日	如来院石造笠塔婆	1 基	寺町11 如来院
3	絵画	昭和58年3月24日	絹本着色涅槃図	1 幅	寺町10 長遠寺
4	工芸	〃	鱈口・雲版	3 口・1 口	〃
6	〃	昭和59年3月26日	銅鐘	1 口	寺町11 如来院
7	考古資料	〃	御園古墳石棺	1 基	塚口本町8-1-24 尼崎市
8	〃	〃	流水文銅鐸	1 口	開明町3-13 本興寺
9	建造物	昭和60年3月30日	三光堂向唐門	1 棟	〃
10	古文書	〃	本興寺文書	49 点	〃
11	考古資料	〃	水堂古墳出土品 附 封土中・封土上面出土器	1 括	南城内10-2 尼崎市
13	古文書	昭和61年3月13日	長遠寺文書	8 点	寺町10 長遠寺
14	絵画	〃	紙本着色浄光寺縁起図	双 幅	常光寺3-5-1 浄光寺

15	彫刻	昭和62年3月30日	十一面観音菩薩立像	1 軀	戸ノ内町2-4-11 治田寺
16	歴史資料	"	尼崎城下風景図 附 尼崎城及び城下関係資料29点	1 点	南城内 10-2 尼崎市
17	"	昭和63年4月1日	伊佐具神社社号標石	1 基	上坂部3-25-18 伊佐具神社
18	民俗文化財	"	素盞鳴神社おかげ踊り図 絵馬	1 面	南武庫之荘8-15-12 素盞鳴神社
19	絵画	平成元年3月30日	海北友松筆押絵貼屏風	6 曲1 双	開明町3-13 本興寺
20	考古資料	平成3年3月29日	重圈素文鏡	1 面	南城内 10-2 尼崎市
21	建造物	平成4年3月31日	本興寺笠塔婆	1 基	開明町3-13 本興寺
23	工芸	平成6年3月28日	豊臣秀吉木像刺繍袴絵厨子・ 桑山重晴木像黒漆厨子	2 基	大島3-17-3 宝樹院
24	古文書	平成8年3月25日	杭瀬庄雑掌申状案	1 卷	南城内 10-2 尼崎市
25	絵画	平成9年3月24日	紙本着色日蓮大聖人註画讃	5 卷	寺町10 長遠寺
26	歴史資料	平成10年3月26日	浅葱糸威二枚胴具足 附 桜井神社所蔵資料	82 点	東桜木町3 (尼信会館) 桜井神社・尼信文化基金
27	彫刻	平成11年3月23日	毘沙門天立像	1 軀	武庫之荘7-27-20 白衣観音寺
28	歴史資料	平成12年3月23日	長洲天満神社絵馬 附 奉納者名木札1枚	27 面	南城内 10-2 尼崎市
29	建造物	平成14年3月29日	大覚寺弁財天堂 附 弁財天社1棟 棟札1枚	1 棟	寺町9 大覚寺
30	"	平成15年3月28日	八幡神社本殿 附 高欄擬宝珠2点	1 棟	東難波町3-6-15 八幡神社
31	"	"	如来院本堂・表門 附 棟札1枚(箱入)	2 棟	寺町11 如来院
32	"	平成16年3月29日	吉備彦神社本殿 附 金幣1本	1 棟	金楽寺町2-17-1 吉備彦神社
33	建造物	平成16年3月29日	善通寺本堂 附 紙本墨画龍図(旧内陣天井画)1面	1 棟	寺町3 善通寺
34	絵画	平成17年3月29日	絹本着色頭如上人画像	1 幅	西立花町2-17-8 光輪寺
35	古文書	"	東大寺領荘園文書	2 卷各3 通・2通	南城内 10-2 尼崎市
36	建造物	平成18年3月28日	石造宝篋印塔	1 基	水堂町1-24-27 常春寺
37	工芸	"	刀 銘摂州尼崎住藤原国幸	1 口	南城内 10-2 尼崎市
38	考古資料	平成19年3月22日	板碑 阿弥陀坐像板碑・地 蔵立像板碑	2 基	大庄北2-7-1 東光寺
39	歴史資料	"	銀十匁札版木	1 組	南城内 10-2 尼崎市
40	古文書	平成20年3月25日	日蓮書状(乙御前母御書)	1 幅	寺町10 長遠寺
41	"	"	日蓮筆曼荼羅本尊	1 幅	"
42	絵画	平成21年3月25日	新曲図扇面	30 面	南城内 10-2 尼崎市
43	歴史資料	平成23年3月24日	守部観音堂再興関係資料 聖観音菩薩立像及び像内納入文書簡 絹本着色十一面観音菩薩像 棟札(延宝8年5月17日銘) 罌口(延宝8年5月吉日銘) 普賢菩薩立像及び厨子	5 件	南武庫之荘8-15-8 守部素盞鳴神社氏子会 守部福祉協会 守部素盞鳴神社 来迎寺
44	古文書	平成24年3月27日	天龍寺関係文書	4 帖1 通	南城内 10-2 尼崎市
45	彫刻	平成25年3月27日	木造達磨大師坐像	1 軀	浜田町1-7 興禅寺
46	古文書	平成26年3月26日	寺岡家文書	1 卷4通	南城内 10-2(尼崎市) 個人
47	古文書	平成26年3月26日	豊臣秀吉朱印状 (建部寿得軒他二名宛)	1 幅	南城内 10-2 尼崎市
48	古文書	平成27年3月26日	足利義詮書状	1 幅	南城内 10-2 尼崎市
49	古文書	平成28年3月29日	豊臣秀次朱印状	1 幅	南城内 10-2 尼崎市
50	絵画	平成30年3月26日	絹本着色頭如上人画像	1 幅	大物町1-17-36 西教寺
51	考古資料	平成31年3月19日	東園田遺跡出土イダコ壺	490 個	南城内 10-2 尼崎市

52	歴史資料	平成31年3月19日	享保元年尼崎城堀浚願図	1 枚	南城内 10-2	尼崎市
53	歴史資料	平成31年3月19日	安永七年尼崎城石垣櫓修補願図	1 舗	南城内 10-2	尼崎市
54	考古資料	令和2年3月23日	東園田遺跡出土玉杖形木製品	1 点	南城内 10-2	尼崎市
55	古文書	令和2年3月23日	足利義教御判御教書	1 通	南城内 10-2	尼崎市
56	考古資料	令和3年3月23日	武庫庄遺跡出土 大型掘立柱建物柱根	8 本	南城内 10-2	尼崎市
57	古文書	令和3年3月23日	豊臣秀吉朱印状(堀田三左衛門尉宛)	1 幅	南城内 10-2	尼崎市
58	歴史資料	令和4年3月1日	寛文十年頃尼崎城下絵図	1 枚	南城内 10-2	個人
59	歴史資料	令和4年3月1日	延宝頃尼崎城下絵図	1 枚	西本町 6-246	貴布禰神社

※1, 5, 12, 22 は兵庫県指定文化財に指定されたため欠番

④ 国登録文化財

番号	種別	登録年月日	名称	数量	所在地及び所有者
1	建築物	平成15年12月1日	東洋精機株式会社本館事務所	1 棟	長洲本通 1-14-37 東洋精機株式会社
2	〃	〃	尼崎市立大庄公民館 (旧大庄村役場)	1 棟	大庄西町 3-6-14 尼崎市
3	〃	平成19年7月31日	尼崎市役所開明庁舎 (旧開明尋常小学校校舎)	1 棟	開明町 2-1-1 尼崎市
4	〃	平成21年4月28日	田近家住宅主屋	1 棟	西昆陽 3-350 個人
5	〃	〃	田近家住宅衣装蔵	1 棟	〃
6	建築物	平成21年4月28日	田近家住宅道具蔵及び油蔵	1 棟	西昆陽 3-350 個人
7	〃	〃	田近家住宅米蔵	1 棟	〃
8	〃	〃	田近家住宅長屋門	1 棟	〃
9	〃	平成21年8月7日	森松家住宅主屋	1 棟	武庫之荘東 1-105 他 個人
10	〃	〃	森松家住宅離れ	1 棟	〃
11	〃	〃	森松家住宅衣装蔵	1 棟	〃
12	〃	〃	森松家住宅道具蔵	1 棟	〃
13	〃	〃	森松家住宅米蔵	1 棟	〃
14	〃	〃	森松家住宅東納屋	1 棟	〃
15	〃	〃	森松家住宅南納屋	1 棟	〃
16	工作物	〃	森松家住宅井戸	1 棟	〃
17	建築物	〃	森松家住宅長屋門	1 棟	〃
18	〃	〃	森松家住宅東門	1 棟	〃
19	工作物	〃	森松家住宅中門	1 棟	〃
20	〃	〃	森松家住宅外塀	1 棟	〃
21	建築物	平成21年11月2日	芦田家住宅主屋	1 棟	食満 3-492 個人
22	〃	〃	芦田家住宅土蔵	1 棟	〃
23	〃	〃	芦田家住宅納屋	1 棟	〃
24	建築物	平成22年1月15日	本田家住宅主屋	1 棟	西本町 2 個人
25	〃	〃	本田家住宅翼蔵	1 棟	〃
26	〃	〃	本田家住宅乾蔵	1 棟	〃
27	建築物	平成22年9月10日	田中家住宅主屋	1 棟	戸ノ内町 3 個人
28	〃	〃	田中家住宅土蔵	1 棟	〃
29	工作物	〃	田中家住宅東門	1 棟	〃
30	〃	〃	田中家住宅外塀	1 棟	〃

31	建築物	平成23年1月26日	上原家住宅主屋	1棟	長洲本通3	個人
32	〃	〃	上原家住宅納屋	1棟	〃	〃
33	〃	〃	上原家住宅離れ	1棟	〃	〃
34	〃	〃	上原家住宅南蔵	1棟	〃	〃
35	〃	〃	上原家住宅米蔵	1棟	〃	〃
36	工作物	〃	上原家住宅門	1棟	〃	〃
37	建築物	平成23年7月25日	小西家住宅主屋	1棟	七松町2	個人
38	〃	〃	小西家住宅砂蔵	1棟	〃	〃
39	〃	〃	小西家住宅納屋	1棟	〃	〃
40	工作物	〃	小西家住宅門	1棟	〃	〃
41	〃	〃	小西家住宅北築地塀	1棟	〃	〃
42	〃	〃	小西家住宅西石垣	1基	〃	〃
43	建築物	令和3年6月24日	島中家住宅主屋	1棟	大庄北2	個人
44	〃	〃	島中家住宅蔵	1棟	〃	〃
45	〃	〃	島中家住宅中蔵	1棟	〃	〃
46	〃	〃	島中家住宅東蔵	1棟	〃	〃
47	〃	〃	島中家住宅納屋	1棟	〃	〃
48	工作物	〃	島中家住宅仕切塀	1基	〃	〃
49	建築物	〃	廣田家住宅	1棟	上坂部2	個人
50	〃	〃	廣田家住宅北離れ	1棟	〃	〃
51	〃	〃	廣田家住宅土蔵	1棟	〃	〃
52	〃	〃	廣田家住宅長屋門	1棟	〃	〃
53	工作物	〃	廣田家住宅南塀	1基	〃	〃
54	〃	〃	廣田家住宅庭門及び塀	1基	〃	〃

⑤ 文化財の継承

「尼崎の文化財」等の冊子を刊行し、市民の利用に供する。

(7) 文化財調査報告書

No.	書名	年次
1	猪名寺廃寺址発掘調査報告	1952
2	溝平遺跡調査の概要	1957
3	金楽寺貝塚発掘調査概報	1963
4	尼崎市若王寺遺跡発掘調査概要	1966
5	田能遺跡概報	1967
6	尼崎市中ノ田遺跡	1971
7	田能遺跡発掘調査報告Ⅰ	1972
8	尼崎市上ノ島遺跡	1973
9	尼崎市栗山・庄下川遺跡・桂木遺跡	1974
10	尼崎の民俗資料	1975
11	尼崎市金楽寺貝塚Ⅰ	1976
12	尼崎市東園田遺跡	1980
13	尼崎市下坂部遺跡	1981
14	尼崎市金楽寺貝塚Ⅱ	1982
15	田能遺跡発掘調査報告書	1982
16	尼崎市猪名寺廃寺跡	1984
17	尼崎の農具	1985
18	尼崎市中ノ田遺跡Ⅱ	1987

19	尼崎の漁業	1988
20	尼崎の絵馬	1989
21	尼崎市武庫庄遺跡	1990
22	尼崎市中ノ田遺跡Ⅲ	1991
23	尼崎市の指定文化財	1992
24	尼崎城跡Ⅰ	1993
25	道ノ下遺跡	1997
26	平成7年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書	1998
27	平成8年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書	1999
28	猪名庄遺跡	1999
29	平成9年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書	2000
30	平成10年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書	2002
31	尼崎の社寺建造物	2002
32	平成11年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書	2003
33	平成12・13年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書	2004
34	平成14・15年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書	2005
35	平成16年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書	2005
36	平成17年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2006
37	平成18年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2008
38	平成19年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2008
39	平成20年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2010
40	平成21年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2011
41	平成22年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2012
42	平成23年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2013
43	平成24年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2014
44	平成25年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2015
45	平成26年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2016
46	平成27年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2017
47	平成28年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2018
48	平成29年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2019
49	平成30年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2020
50	平成31年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2021
51	令和2年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書	2022

(イ) 埋蔵文化財調査年報

No.	書名	収録年次
1	尼崎市埋蔵文化財調査年報	平成3年度
2	〃	平成4年度
3	〃	平成5年度
4	〃	平成6年度
5	〃	平成7年度(1)
6	〃	平成7年度(2)
7	〃	平成7年度(3)
8	〃	平成7年度(4)
9	〃	平成7年度(5)

10	尼崎市埋蔵文化財調査年報	平成7年度(6)
11	〃	平成8年度(1)
12	〃	平成8年度(2)、平成9年度、平成10年度(1)
13	〃	平成10年度(2)、平成11・12・13・14年度
14	〃	平成15年度
15	〃	平成16年度
16	〃	平成17年度
17	〃	平成18年度
18	〃	平成19年度、平成20年度(1)
19	〃	平成20年度(2)、平成21年度(1)
20	〃	平成21年度(2)
21	〃	平成21年度(3)
22	〃	平成22年度
23	〃	平成23年度(1)
24	〃	平成23年度(2)
25	〃	平成24年度(1)
26	〃	平成24年度(2)

(ウ) その他の出版物

a	尼崎の神社・寺院建築	2002
b	みどころ案内 尼崎の史跡・文化財	2016
c	尼崎城の歴史	2016
d	富松城	2018
e	尼崎城研究資料集成	2020
f	尼崎市立歴史博物館開館記念展図録	2020
g	尼崎市立歴史博物館紀要地域史研究	2020～
h	尼崎市立歴史博物館周辺ガイドブック	2021
i	尼崎市立歴史博物館第1回特別展図録	2022
j	田能資料館図録	2022

(2) 図書館

① 活動方針

図書館は、資料の提供を通じて市民の生涯学習と生活課題の解決を図るため、「だれでも、どこでも、なんでも」という三つの奉仕目標の下に、中央図書館、北図書館、中央北・中央南（令和4年7月26日～12月の間は休館）・小田北・大庄南（改修工事期間は大庄北に移転、令和4年5月1日より業務再開）・立花北・武庫東・園田西生涯学習プラザ図書室及びユース交流センター図書室からなる図書館サービス網を形成し、資料の貸出、調査相談などの図書館サービスの提供を図ることにより、市民の要望に応じている。

② 図書館資料蔵書数等

ア 蔵書数

(ア) 中央図書館

(令和4. 3. 31 現在)

分類 区分	0 総記	1 哲学 宗教	2 歴史 地理	3 社会 科学	4 自然 科学	5 工学 工業	6 産業	7 芸術 スポーツ	8 語学	9 文学	児童 図書	合計
中央図書館	44,075	11,861	33,004	59,491	18,530	23,869	10,334	26,198	5,739	123,302	111,335	467,738
配本所	850	1,581	2,508	5,022	3,623	5,145	1,699	3,362	765	22,684	47,991	95,230
計	44,925	13,442	35,512	64,513	22,153	29,014	12,033	29,560	6,504	145,986	159,326	562,968

<その他：雑誌 271 種 26,954 冊・点字図書 364 冊・AV 資料 2,721 巻・録音図書 1,558 巻>

(イ) 北図書館

(令和4. 3. 31 現在)

分類 区分	0 総記	1 哲学 宗教	2 歴史 地理	3 社会 科学	4 自然 科学	5 工学 工業	6 産業	7 芸術 スポーツ	8 語学	9 文学	児童 図書	合計
総数	7,391	3,972	11,675	17,352	7,501	8,750	2,888	10,907	2,448	52,150	60,749	185,783

<その他：雑誌 97 種 3,313 冊・点字図書 337 冊>

イ 尼崎市と中核市平均との比較

区分 対象	市人口 (千人)	蔵書冊数 (千冊)	貸出図書数 (千冊)	市民1人当たり 蔵書数 蔵書/市人口(冊)	市民1人当たり 貸出図書数 貸出/市人口(冊)	蔵書利用率 貸出/蔵書(%)
尼崎市	463	756	1,275	1.63	2.75	1.68
中核市平均	367	955	1,479	2.66	3.97	1.54

(令和2年度実績比較)

(注) 中核市平均とは、全国 62 中核市図書館(尼崎市を除く)の平均であり、資料は、「日本の図書館 2021」より。

③ 施設の規模等

施設名		中央図書館			北図書館			6生涯学習プラザ図書室		
概要		中央図書館			北図書館			6生涯学習プラザ図書室		
所在地		尼崎市北城内 27 番地			尼崎市南武庫之荘 3 丁目 21 番 21 号			各生涯学習プラザ図書室		
電話		6481-5244			6438-7322					
開設年月日		平成 2 年 8 月 20 日			昭和 54 年 6 月 1 日					
建物の構造	敷地面積	鉄筋コンクリート		2,878.28 m ²	鉄筋コンクリート地上 3		1,569.62 m ²			
	建築延面積	地上 3 階、地下 1 階		4,728.40 m ²	階地下 1 階、一部塔屋		2,477.49 m ²			
室の内容		3 階 レファレンス室、閲覧室、インターネットコーナー、AV コーナー、事務室 2 階 一般開架室、児童開架室、障害者室、事務室 1 階 書庫、配本作業室、セミナー室、コンピュータ室、赤ちゃん室 地下 書庫			3 階 集会室 2 階 参考室、青少年室、書庫、インターネットコーナー 1 階 児童開架室、一般開架室、事務室、心身障害者コーナー 地下 自転車置場、書庫			中央北生涯学習プラザ図書室 小田北生涯学習プラザ図書室 大庄南生涯学習プラザ図書室 (令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 4 月 30 日迄休館、令和 4 年 5 月 1 日より業務再開) 立花北生涯学習プラザ図書室 武庫東生涯学習プラザ図書室 園田西生涯学習プラザ図書室		
	貸出申込み方法	阪神 7 市 1 町在住、市内在勤、在学者は、貸出申込書に記載して貸出券の交付を受ける。			同 左			同 左		
	利用内容	個人貸出し (1 人 15 冊以内、2 週間以内の貸出し) 団体貸出し (300 冊以内、1 か月以内の貸出し) 複写サービス (1 枚、モノクロ 10 円・カラー 30 円) 予約サービス、調査相談 障がい者サービス(対面朗読・郵送貸出)			同 左			個人貸出し (1 人 15 冊以内、2 週間以内の貸出) 団体貸出し (300 冊以内、1 か月以内の貸出し) 予約サービス		
	開館時間	火～土曜日 9 時～20 時 日曜日・休日 9 時～17 時 15 分 貸出しは閉館 15 分前まで(複写サービス及びインターネット端末利用サービスは閉館 30 分前まで)			同 左			月～土曜日 9 時～20 時 30 分 日曜日 9 時～16 時 30 分		
	休館日	月曜日(この日が休日に当たる時は、その直後の休日でない日) 館内整理日(毎月最終の木曜日。ただし 7、8、3 月は開館。12 月は 28 日。) 年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)			同 左			祝日(休日) 年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日) 特別整理期間(年 1 回・1 日)		
		特別整理期間(年 1 回・2 週間前後)			特別整理期間(年 1 回・2 週間前後)					
図書貸出状況(R3 年度)		一般	児童	計	一般	児童	計	一般	児童	計
利用者(人)		72,938	13,560	86,498	136,619	25,545	162,164	99,891	21,971	121,862
利用図書数(冊)		189,494	161,260	350,754	303,322	293,217	596,539	157,575	228,437	386,012
図書構成比(%)		54	46	100	51	49	100	41	59	100

中央図書館 郵送貸出し：利用者 3,494 人、利用図書数 4,773 巻

施設名		大庄北生涯学習プラザ (令和3年4月1日～令和4年4月18日迄)	中央南生涯学習プラザ図書室 (令和4年7月26日～12月の間は休館)	ユース交流センター図書室						
概要										
所在地		尼崎市大島3丁目9番25号	尼崎市西御園町93番2号	尼崎市若王寺2丁目18番4号						
電話		6419-3667	6413-8171	6423-7788						
開設年月日		平成31年4月1日	昭和58年6月8日	令和元年10月1日						
建物の構造	敷地面積									
	建築延面積									
室の内容		1階 図書室	1階 図書室	学び館 2階 図書コーナー						
	貸出申込み方法	阪神7市1町在住、市内在勤、在学者は貸出申込書に記載して貸出券の交付を受ける。	同左	同左						
	利用内容	個人貸出し (1人15冊以内、2週間以内の貸出し) 予約サービス	同左	同左						
	開館時間	金～水曜日 9時～20時30分 木曜日 9時～17時	火～日曜日 9時～17時	火～土曜日 9時～21時 日曜・休日 9時～17時						
	休館日	祝休日の木曜日 年末年始(12月29日～翌年1月3日) 特別整理期間(年1回・1日)	月曜日 年末年始(12月29日～翌年1月3日) 特別整理期間(年1回・1日)	月曜日(休日を除く) 年末年始(12月29日～翌年1月3日) 特別整理期間(年1回・1日)						
図書貸出状況(R3年度)		一般	児童	計	一般	児童	計	一般	児童	計
利用者(人)		5,325	626	5,951	1,625	346	1,971	14,545	4,911	19,456
利用図書数(冊)		9,318	5,012	14,330	2,311	2,802	5,113	23,896	57,583	81,479
図書構成比(%)		65	35	100	45	55	100	29	71	100

団体登録者 117 団体 (全市) 利用図書数 41,105 冊
個人登録者 220,182 人 (全市) 利用図書数 1,434,288 冊

(3) スポーツ施設

① 学校スポーツ施設開放事業

小・中・特別支援学校の体育館等を開放し、市民にスポーツやレクリエーションの場を提供することにより、市民スポーツの振興を図る。

ア 一般開放

(ア) 使用できる人

市内在住・在学又は在勤の者で構成され、かつ、責任の主体が明らかなスポーツ及びレクリエーション活動を目的とする団体

(イ) 使用の手続

使用しようとする日の属する月の前々月の平日（午後 5 時～7 時）に学校に備えてある申請書によって、各小・中・特別支援学校の学校開放担当者へ申し込む。

（ただし、学校開放運営委員会設置校については、使用手続等が異なる。）

(ウ) 使用できる時間帯及び施設

校種	使用日	使用施設			備考
		運動場	体育館	柔剣道場	
小学校	月～金曜日		午後 5 時～午後 8 時 30 分		夜間照明設備のない運動場の使用は日没までとする。
	土曜日		午後 2 時～午後 8 時 30 分		
	日曜日				
	祝日（休日） 夏季等休業日		午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分		
中学校	月～金曜日		午後 5 時～午後 8 時 30 分		
	土曜日		午後 5 時～午後 8 時 30 分		
	日曜日				
	祝日（休日） 夏季等休業日		午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分		
特別支援学校	月～金曜日		午後 5 時～午後 8 時 30 分		
	土曜日		午後 2 時～午後 8 時 30 分		
	日曜日				
	祝日（休日） 夏季等休業日		午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分		

※ 学校開放運営委員会の事業がある場合は、スポーツ施設を利用することができません。

※ 中学校のクラブ活動を行っている場合は、スポーツ施設を利用することができません。

※ 夜間照明設備利用料として、子どもの団体（中学生以下）1 回 500 円、大人の団体（高校生以上）1 回 1,000 円を徴収している。

(エ) 使用目的

校種	使用施設	使用目的
小学校	運動場	サッカー、少年軟式野球、陸上競技、グラウンド・ゴルフなど
	体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球など
中学校	運動場	サッカー、軟式野球、陸上競技、テニスなど
	体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球など
	柔剣道場	柔道、剣道など
特別支援学校	体育館	バスケットボール、ドッジボール、フォークダンスなど

イ 学校開放運営委員会による開放

市内小学校 21 校に学校開放運営委員会を設置し、個人利用者を対象とした各種目スポーツ事業の計画・プログラムの提供、利用調整及び促進、学校開放の管理等を行っている。(1地区 3~4 小学校)

(ア) 学校開放運営委員会設置校

(小学校区 21 校)

地区	学校名			地区	学校名			
中央	難波	竹谷	明城	立花	立花	立花西	七松	塚口
小田	杭瀬	下坂部	清和	武庫	武庫庄	武庫北	武庫東	武庫
大庄	成徳	大庄	わかば西	園田	小園	園田	園和	園田東

(イ) 付帯施設設備設置状況

地区	設置 年度 学校名	夜 間 照 明								ク ラ ブ ハ ウ ス									備考	
		S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	H30	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62		H30
中央3校	明 城						★									余				平成14年度 単に変更
	難 波				★								単							
	竹 谷																余			
小田3校	下坂部							★								余				
	清 和					★								単						
	杭 瀬				★									余						平成20年度 子に変更
大庄3校	大 庄																余			
	成 徳			★									併							
	わかば西							★										余		
立花3校	立 花	★									併									
	立花西				★								余							
	塚 口																	余		
	七 松					★							単							
武庫4校	武 庫							★								余				
	武庫北			★								単								
	武庫東																	余		
	武庫庄						★								単					
園田4校	園 田			★								単								
	園 和															余				
	園田東					★								余						
	小 園		★								併									
計	21校	1	2	3	3	3	2	2	1	0	2	3	4	3	2	3	2	2	1	

併：児童ホームと併設（プレハブ） 単：単独（プレハブ） 余：余剰教室利用 子：こどもクラブと併設

② 屋内プール・地区体育館

(公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に委託)

市民の間に広くスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツをする意欲を高揚させるとともに、健康づくりの促進とスポーツの振興を図る。

ア 屋内プール

(ア) 一般開放

a 開館時間帯

火～金曜日 午後6時30分～午後9時
 土曜日 午前11時15分～午後9時
 日曜日・祝日(休日) 午前10時～午後5時15分
 休館日＝月曜日、12月29日～1月3日

b 使用料

区 分	使 用 料	
	1人1回	
一般、学生及び高等学校(これに準ずる学校及び中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒	回数券(1冊11枚綴) 8,400円	840円
中学校(これに準ずる学校並びに義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の生徒及び小学校(これに準ずる学校及び義務教育学校の前期課程を含む。)の児童	回数券(1冊11枚綴) 4,200円	420円

※回数券(1冊11枚綴)は10回分の金額で販売

(イ) 水泳教室(サルーススイミングスクール)

幼児から一般までの水泳教室を開設(有料)

イ 地区体育館

(ア) 健康づくり教室

中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の各体育館で、年間3期に分け健康づくり教室を開設

(イ) スポーツプラザ(一般開放)

体育館ごとに個人で利用できるプログラムを設定

(ウ) サルーススポーツ教室

各体育館で年間を通じ、スポーツ教室を開設

(エ) 貸館(団体利用)

日曜日・祝日(休日)は、主として団体が利用できる場として提供

a 開館時間帯

火～土曜日 午前9時～午後9時
 日曜日・祝日(休日) 午前9時～午後5時
 休館日＝月曜日、12月29日～1月3日

b 使用料

区 分		使 用 料 (単位：円)																				
		午前 9時 から	午後 0時 まで	午後 1時 から	午後 5時 まで	午後 6時 から	午後 9時 まで	午前 9時 から	午後 5時 まで	午後 1時 から	午後 9時 まで	午前 9時 から	午後 9時 まで	午前 9時 から	午後 0時 まで	の 1時 間	午後 0時 から	午後 5時 まで	の 1時 間	午後 5時 から	午後 9時 まで	の 1時 間
尼崎市立中央体育館 尼崎市立小田体育館 尼崎市立立花体育館 尼崎市立武庫体育館 尼崎市立園田体育館	第1 フロア	4,900	8,400	9,800	13,300	18,200	23,100	1,640	2,100	3,270												
	第2 フロア	900	1,800	2,000	2,700	3,800	4,700	300	450	670												
尼崎市立小田体育館 尼崎市立大庄体育館 尼崎市立立花体育館 尼崎市立武庫体育館	会議室	1,300	1,600	2,200	2,900	3,800	5,100	—	—	—												
尼崎市立大庄体育館	フロア	4,900	8,400	9,800	13,300	18,200	23,100	1,640	2,100	3,270												
尼崎市立大庄体育館	格技室	900	1,800	2,000	2,700	3,800	4,700	300	450	670												
<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>																						

ウ 総合体育館

(ア) トレーニング指導

健康・体力づくりのために、専門のトレーナーが個人の体力に応じたトレーニング指導や体力測定を行う。

(イ) レインボースポーツスクール

年間を通じ、スポーツスクールを開設。

(ウ) 開館時間等

午前9時～午後9時

ただし、トレーニング室については、火曜日、水曜日、木曜日のみ午後10時まで開館
休館日 月曜日（月曜日が祝日にあたるときはその日後において最も近い祝日でない日）

12月29日～1月3日

③ 施設の規模等

指定管理者 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（平成18年度から）

施設名	所在地	敷地面積	建築面積	延床面積	構造	施設の概要	開設年月日
(サンシビック尼崎) 屋内プール	西御園町 93-2	㎡ 6,279.01	㎡ 2,291.08	㎡ 2,557.04	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地下1階地上4階建て	○プール7コース(25M×15M) ○水泳指導準備室 98.35㎡ ○指導員室 ○乾燥室 ○ロッカールーム	昭和 58. 4. 1 (注) 他に中央南生涯プラザも併設
専用 1,496.91 共用 1,060.13				○第1フロア 756.69㎡ ≒ (32M×24M) ○第2フロア 145.94㎡ ≒ (12M×12M)			
1,964.99 専用 1,150.32 共用 814.67				○すもう場尾形(木造4本柱) 直径4M55cm広さ50.41㎡			
小田体育館	潮江 1-15-3	<敷地面積>地債6,681.49㎡に関する敷地権 133,537/1,000,000の割合 (892.22㎡)		2086.41	鉄骨鉄筋コンクリート造	○第1フロアー 728.91㎡ ≒ (32M×23M) 第2フロアー 211.48㎡ ≒ (25M×8M) ○会議室1(40人) 78.19㎡	昭和 49. 6. 1 改築移転 平成 6. 4. 19
大庄体育館	菜切山町20	2,016.82	1,139.90	1,432.15	鉄筋コンクリート造、2階建て	○フロアー 690.00㎡ ≒ (30M×23M) ○格技室 259.05㎡ ≒ (23M×12M) ・第一格技室(剣道場) 124.41㎡ ・第二格技室(柔道場) 134.64㎡ ○会議室(30人) 54.40㎡	昭和 55. 4. 1
立花体育館	三反田町 1-1-1	全体 10,266.83 のうち 2,028.11	体育館棟 1,440.80 のうち 1,138.22	1,607.93 専用 1,523.43 共用 84.50	鉄筋コンクリート造、2階建て	○第1フロアー 735.60㎡ ≒ (30M×24M) ○第2フロアー 181.80㎡ ≒ (18M×10M) ○会議室(30人) 40.42㎡	昭和 60. 6. 1 (注)他に 教育・障害福祉センターも併設
武庫体育館	武庫之荘 8-17-5	2,128.15	1,035.43	1,316.19	鉄筋コンクリート造、2階建て	○第1フロアー 690.00㎡ ≒ (30M×23M) ○第2フロアー 200.00㎡ ≒ (15M×13M) ○会議室(30人) 53.60㎡	昭和 51. 10. 1 増築 平成 4. 4. 1
園田体育館	食満 2-1-1	3,565.07	1,931.68	1,428.29	鉄筋コンクリート造、3階建て	○第1フロアー 731.79㎡ ≒ (30M×24M) ○第2フロアー 263.41㎡ ≒ (20M×12M)	昭和 47. 12. 1 改築移転 平成 元. 10. 26

④ 社会体育施設等利用状況（令和3年度）

ア 学校スポーツ

校種別		件数	人数	
小学校	一般開放	体育館	11,209	251,019
		運動場	5,631	199,155
		小計	16,840	450,174
	運営委員会 開放	体育館	1,004	15,415
		運動場	251	6,892
		体育の日	0	0
計	1,255	22,307		
計		18,095	472,481	
中学校	一般開放	体育館	1,792	29,593
		運動場	460	10,897
		柔剣道場	896	18,339
	計	3,148	58,829	
特別支援学校	体育館	124	1,747	
合計		21,367	533,057	

イ 総合体育館トレーニング室（単位：人）

実年 (50歳以上)	壮年 (30～49歳)	青年 (29歳以下)	高等学校生徒	中学校生徒	小学校児童	計
27,951	13,461	10,299	6,723	739	23	59,196

ウ レインボースクール（単位：人）

スポーツスクール	23,208
----------	--------

エ 屋内プール（単位：人）

区分	対象			計
	大人	小人	小計	
一般開放	4,394	1,037	5,431	76,193
サルスースイミングスクール	70,762			

オ 地区体育館

施設名	中央		小田		大庄		立花		武庫		園田		合計	
	件数	人数	件数	人数										
健康づくり 教室	577	9,760	524	11,574	554	9,374	725	16,944	691	18,197	626	16,132	3,697	81,981
サルス スポーツ教室	974	11,779	1,125	21,335	493	7,737	1,030	15,405	1,048	19,799	875	15,958	5,545	92,013
スポーツ プラザ	493	6,307	861	10,865	483	5,918	601	7,620	575	6,047	654	9,450	3,667	46,207
各室各種団体	853	8,152	811	7,801	904	9,732	614	6,595	739	9,240	650	7,146	4,571	48,666
総計	2,897	35,998	3,321	51,575	2,434	32,761	2,970	46,564	3,053	53,283	2,805	48,686	17,480	268,867

⑤ その他

シティスポーツクラブ尼崎 WOODY（公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団施設）は、中学生以上の方を対象に、健康の維持・増進及び体力づくりのために専門的なトレーニング指導を行うとともに、仲間同士のコミュニケーションの場を提供し、市民のスポーツの振興を図る。

ア 所在地

尼崎市南武庫之荘3丁目37番1号
TEL 6436-1730 (代)

イ 開館時間等

火～土曜日 午前9時～午後10時
日・祝日（休日） 午前9時～午後7時
休館日 月曜日、12月29日～1月3日

ウ 会費及び使用料

会員種類	支払方法	会費	事務手数料	使用料
正会員	月払い	9,350円	3,300円	無料 (90分会員は1日1回。なお、90分を超過した場合は、10分毎に300円。) (サーキットルーム：300円/回)
家族会員	月払い	8,250円		
90分会員	月払い	6,050円		
90分家族会員	月払い	5,500円		
アンダー29会員	月払い	5,500円		
法人会員	年間一括払い	165,000円		530円/回 (サーキットルーム：300円/回)
		110,000円		無料 (時間外：530円/回、トレーニングジム・スタジオ 使用：1,100円/回、サーキットルーム：300円/回)
プール会員	月払い	7,680円		無料 (トレーニングジム、スタジオ：1,100円/回)
サーキット会員	月払い	3,850円	2,730円/回	
ビジター	—	—	—	1,100円/回 (トレーニングジム・プールのみ)
夜間ビジター	—	—	—	3,300円/6回
学得PASS	—	—	—	

※ サークットルーム

運動に親しみやすいフィットネスプログラムを提供する女性専用の施設
(初回使用時は、要予約)

エ 主な設備

ジム、スタジオ2面、屋内温水プール
ジャグジー、ストレッチルーム、リラクゼーションルーム、サーキットトレーニングジム、サウナ、男女別温浴施設、露天風呂、休憩コーナー、多目的ルーム

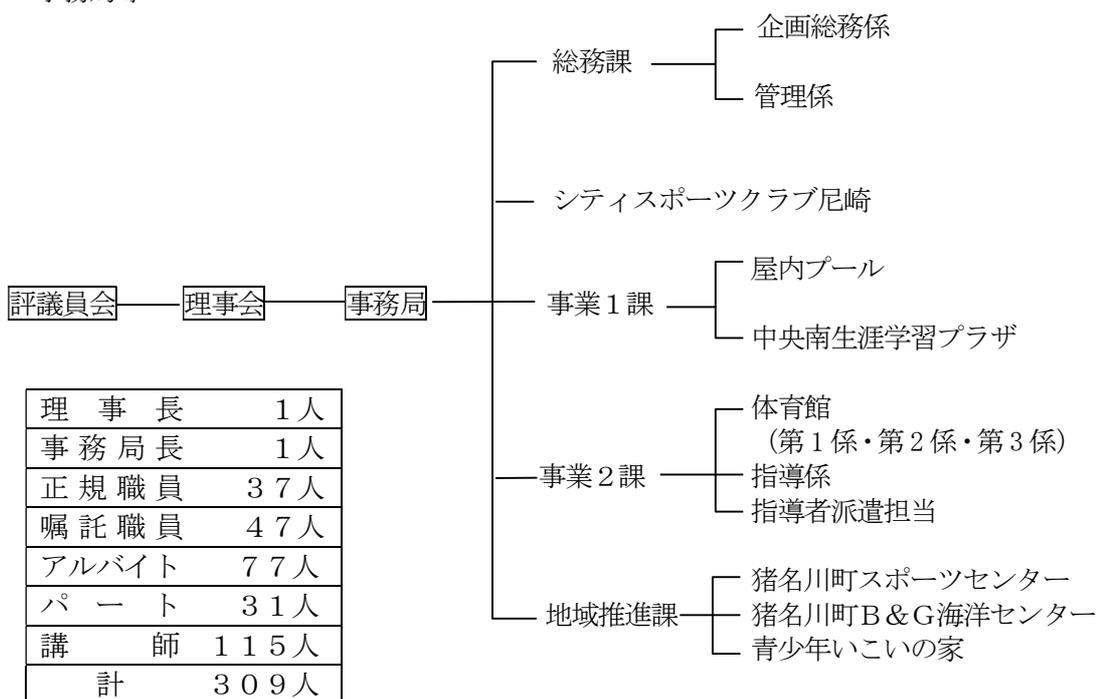
オ 主な事業

健康づくり教室、スポーツ教室、スイミングスクール等

(4) 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

住所：尼崎市西長洲町 1-4-1
 電話：06-6489-2027 FAX：06-6489-2086

- ① 法人設立の経緯
 昭和58年1月5日、市の外郭団体として財団法人尼崎市スポーツ振興事業団設立
 平成23年4月1日、公益法人制度改革により、公益財団法人へ移行
- ② 目的（定款第3条）
 事業団は、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、住民の心身の健全な発達と、明るく豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- ③ 基本財産
 1億2千万円（うち市出捐金1億円）
- ④ 事業（定款第4条）
 - ア スポーツ教室、競技会等スポーツ行事の開催
 - イ スポーツ指導員の派遣
 - ウ スポーツ指導者の養成及びスポーツに関する競技水準の向上
 - エ 自然体験活動及び集団生活に関する指導
 - オ 社会体育施設等の管理運営
 - カ スポーツクラブの設置及び管理運営
 - キ 体育・スポーツに関する調査研究及び情報提供
 - ク その他目的を達成するために必要な事業
- ⑥ 組織（令和4年5月1日現在）
 - ア 評議員 6人（市教育次長・体育協会会長・弁護士・公認会計士・大学教授・市議会議員）
 - イ 役員
 - 理事長 1人（市OB職員）
 - 理事 3人（スポーツ推進委員・スポーツ団体役員・学識経験者）
 - 監事 2人（税理士・市職員）
 - ウ 事務局等



⑥ 管理・運営を行う施設

- ア 記念公園施設（総合体育館・陸上競技場・補助陸上競技場・テニスコート・野球場・その他園地）
- イ 屋内プール
- ウ 地区体育館（6館）
（中央・小田・大庄・立花・武庫・園田）
- エ 中央南生涯学習プラザ
- オ 青少年いこいの家
- カ シティスポーツクラブ尼崎（事業団所有施設）
- キ 猪名川町スポーツ施設
- ク 猪名川町B&G海洋センター

⑦ 主要事業

ア 社会体育施設等管理運営事業

- （ア）尼崎市立社会体育施設
- （イ）尼崎市記念公園施設
- （ウ）尼崎市立青少年いこいの家
- （エ）尼崎市立中央南生涯学習プラザ
- （オ）猪名川町スポーツ施設
- （カ）猪名川町B&G海洋センター

イ スポーツ教室等開催事業

- （ア）サルーススイミングスクール（屋内プール）
- （イ）サルーススポーツ教室・健康づくり教室（地区体育館）
- （ウ）レインボースポーツスクール（総合体育館・テニスコート他）
- （エ）付ホースポーツスクール・リフレッシュプログラム（猪名川町スポーツセンター）
- （オ）スイミングスクール（B&G海洋センター）
- （カ）スポーツ教室（B&G海洋センター）
- （キ）指導者派遣等事業（指導者派遣・小児生活習慣病対策事業・フレイル予防教室事業・市立尼崎高等学校トレーニング指導事業・国民健康保険運動指導事業・中学校部活動指導補助員派遣事業他）
- （ク）トレーニング指導等事業（総合体育館トレーニング室）
- （ケ）スポーツのまち尼崎促進事業（全国大会等誘致事業） H 9～
- （コ）自然体験活動事業（青少年いこいの家）
- （サ）シティスポーツクラブ尼崎（WOODY）の運営

ウ ASPFスポーツのまち尼崎振興基金事業

- （ア）住民参加型スポーツ促進事業（尼崎子ども相撲まつり・スポーツのまち尼崎フェスティバル他）
- （イ）施設利用促進助成事業
- （ウ）スマイル健康事業（無料健康講座・地域イベントでの体力測定）
- （エ）スポーツ指導者講演会
- （オ）スポーツ情報収集提供事業（スポーツ健康情報マガジンの発行・運動相談窓口の開設等）
- （カ）子ども子育て支援事業（キッズひろば、かけっこ教室等）
- （キ）障がい者スポーツ支援事業
- （ク）競技力向上等助成事業（選手強化練習会・スポーツ敢闘賞等への助成）

エ その他の事業

- （ア）スポーツ調査研究
- （イ）スポーツプラザ（地区体育館の一般開放）
- （ウ）いきいきヘルスアップ（トレーニングコーナーの設置）
- （エ）水辺の安全教室
- （オ）小学生バレーボール交流会

- (カ) スマイルカップママさんバレーボール交流会
- (キ) スイミングスクール記録会兼泳力検定会
- (ク) 幼児期の体力測定
- (ケ) 市民の運動参加促進事業
- (コ) スマイル・オン・ステージ (受講生舞台発表会)
- (サ) ファミリー飯ごう炊さん&自然体験など

4 社会教育関係団体

区分	団体名	発足年月日	団体数	会員数	代表者氏名	活動場所	活動目的
社会教育関係団体	尼崎市子ども会連絡協議会	S30.5.28	66	1,579	山田 実	市内各所	異年齢の子ども同士の集団遊びと各種地域活動を通じ、子どもの社会性と思いやりの心を育み、多様な体験の機会を作り、子どもの成長の手助けをする。また、リーダーや指導者の発掘、育成のための子ども会活動を支援する。
	日本ボーイスカウト兵庫連盟尼崎地区協議会	S26.9.23	9	385	二渡 清	市内	6才以上成人者までを対象に、ボーイスカウトの組織(世界167ヶ国)を通じ、青少年が自発活動により、自らの健康を築き、社会奉仕できる能力と、人生に役立つ技能を体得し誠実・勇気・自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう教育する。
	ガールスカウト尼崎地区連絡協議会	S40.12.1	3	105	金澤 美代子	市内他	年齢相応に、様々なプログラムの体験活動を通じて、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、自ら考え行動できるようにする。また、地域社会や世界に変化をもたらすチェンジエージェントとして活動を推進する。
	N P O 法人 尼崎子ども情報センター	H25.7.3	—	20	井口 正	市内	子どもたちが、社会人として自立し、生計を立て自活できることを目標とする。その為に、学生時代から、興味のあること、目指すものに対する情報を企画・提供するサポート団体としての活動。
	MOA美術館尼崎市 児童作品展実行委員会	H1.4.1	—	55	丸岡 鉄也	市内	MOA美術館の進める芸術文化活動として次の世代を担う子ども達の創作活動を奨励し、「生きる力の育成」「心豊かな人間の育成」など、子どもの健全なる成長を願い、社会教育ならびに情操教育の一端を担う。
	尼崎市PTA連合会	S22.12.6	幼 9 小 41 特支 1 中 17 高 11 (県 8) 計 79	38,126	岡村 泰玄	市内	子どもたちの健やかな成長を願い、親と教師との深い連携のもとに PTA活動を推進し、正しい教育世論の創造をを目指すとともに、尼崎市のPTAの連合体として、各単位のPTAの親密な関係ならびにそれぞれのPTAの発展、育成に努める。
	成人教育団体	尼崎市連合婦人会	S20.11.5	14	3,550	野村 カヤ子	市内
	尼崎郷土史研究会	S36.1.1	—	81	田中 實	市内他	尼崎市の文化と歴史遺産を保護研究し、広く市民の愛郷心を培う。

社 会 教 育 関 係 団 体	成 人 教 育 団 体	尼崎市人権・同和教育 研 究 協 議 会	S33. 2. 24	48	42	寺 岡 陽 子	市 内	人権意識の高揚に努め、部落差別を はじめとするあらゆる差別を解消 し、民主的な社会の基礎となる人 権・同和教育の正しい理解を深め、 これを推進する。
		(一社)実践倫理宏正会 尼 崎 支 部	S40. 7. 1	—	2,065	土 谷 いつみ	市 内	明るく元気な家庭の確立を通じて、 仕合わせな暮らしの実現を目指す。
		(一社)実践倫理宏正会 東 山 支 部	S41. 2. 11	—	2,039	小 吹 由利子	市 内	現在の生活を「より善い」ものにし ようと希望する人々の実践努力を中 心にして、一人ひとりが自主的かつ 自発的に自分の問題を自分で解決す る実践活動を行い、「明るく元気な 暮らし」を実現する。
		尼崎モラロジー連絡所	S46. 4. 1	—	55	谷 藤 健 夫	市 内	会員の相互啓発。生涯学習の展開と 推進 社会貢献活動。 行政機関及び関係機関や他団体との 交流。
		尼 崎 市 女 性 団 体 協 議 会	H4. 7. 13	25	250	中 村 範 子	市 内	尼崎市内の女性グループ・団体の交 流・連携。 尼崎市の男女共同参画推進。
		みんなのサマーセミナー 実 行 委 員 会	H26. 8. 25	—	44	畠 中 辰 彦	市 内	市民が教え、教えられるような「学 び」をテーマにしたイベント「みん なのサマーセミナー」を企画運営す ることにより、市民の知的好奇心を 喚起し、尼崎の地域や社会への関心 を高めるとともに、講座提供主体の 相互連携や、新たなつながりを創造 し、学びの輪が市内外に広がること で尼崎の魅力高め、地域の活性化 を図ること。
	文 化 団 体	尼崎市舞台芸術協会	H8. 4. 1	8	119	穴 田 美 緒	市 内	市民自ら舞台での創作活動の活性化 を図るため舞台芸術家及び団体が相 互に交流し、舞台芸術の向上的発展 を目指し、特色ある文化を創造する 事により、舞台芸術の振興に寄与す る。
		尼崎市文化団体協議会	S40. 4. 1	17	2,919	山 岡 哲 山	市 内	加盟17団体の連携と協調を図る。 地域文化の向上と発展のため。
		尼 崎 文 化 協 会	S22. 10. 4	4	65	和 田 桐 山	市 内	文化の向上発展を図る。
		尼崎ユネスコ協会	S28. 1. 24	3	41	齊 藤 悦 一	市 内	ユネスコ活動に関する法律の精神に 則り、ユネスコ憲章の定めるところ に従い、教育・科学及び文化を通じ て諸国民間の相互の理解を深め、恒 久的な世界平和の確立と人類の福祉 向上に貢献する。
		NPO法人 あまがさきエコクラブ	H14. 11. 1	—	80	平 田 正 人	市 内	市内の環境保全。 資源循環。

社 会 教 育 関 係 団 体	文 化 団 体	尼崎子ども劇場	1985.10.27	—	98	平尾輝子	市内	尼崎在住の親子に、あたたかくふれあう子育てを通して、親子で仲間と心豊かに育ち合う機会をつくり、児童文化の創造、発展に努める。舞台鑑賞や遊び(自然体験他)を乳幼児～小・中・高校生、大人までの異年齢で交わし、子どもの健全な成長を助ける。
		契沖の会	H8.2.25	4	45	川上恭子	市内	尼崎にて出生した日本の知的財産・契沖(和学者、歌人、真言宗僧侶)の偉業、遺徳を顕彰するとともに広く文化の高揚に努める。
		富松城跡を活かすまちづくり委員会	H14.1.26	14	80	瀬口泰弘	市内	貴重な歴史文化遺産・富松城跡を尼崎市民の宝と捉え、これを次世代に伝えるため、適切な保存と主体的な活用を図り「まちづくり」「ひとづくり」の実践に取り組み、地域の絆を深め、地域教育力の向上に寄与する。
	ス ポ ー ツ 団 体	尼崎市スポーツ少年団	S43.4.1	58	1,376	松本弘彰	市内	尼崎市内のスポーツ少年団を統括し、青少年にスポーツ振興するとともにスポーツを通じて心身の健全育成を図る。
		尼崎市スポーツ推進委員	S33.4.1	—	35	白川孝子	市内	本市におけるスポーツの振興のための実技指導、助言、スポーツ行事への協力等、市民全般を対象に活動している。
		尼崎市体育協会	S22.8.7	27	20,711	阪本茂樹	市内	スポーツを振興して豊かな市民生活の醸成に寄与する。
		尼崎市レクリエーション協会	S38.10.1	6	271	土井貞憲	市内他	本市に身体活動を主とする健全なレクリエーションを振興し、明るい文化的社会の建設に寄与する。
		尼崎市スポーツクラブ21連絡協議会	H19.3.15	43	4,361	岩崎平次	市内	市内各スポーツクラブ21の代表をもって組織し、クラブ相互の交流と情報交換を図る場として、クラブの円滑な運営を行う。

※社会教育関係団体のデータについては、令和4年8月1日現在で作成

5 青少年教育施設

(1) 美方高原自然の家（公益財団法人日本アウトワード・バウンド協会管理運営施設）

〒667-1532

兵庫県美方郡香美町小代区新屋 1432-35

TEL 0796-97-3600

FAX 0796-97-3602

ホームページ <http://obs-mikata.org>

豊かな自然の中での野外活動及び宿泊訓練を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、自然への理解を深め、余暇の活用を図ることを目的とした施設です。

(2) 丹波少年自然の家（阪神・丹波連携事業）

〒669-3803

兵庫県丹波市青垣町西芦田イケ 2032-2

TEL 0795-87-1633

FAX 0795-87-1777

ホームページ <http://www.hk.sun-ip.or.jp/yamabiko/>

自然環境に恵まれた丹波に、阪神7市1町と丹波2市の青少年が自然生活を体験し交流を深めるために、連携事業として開設しています。また、生涯学習の場として利用できる施設づくりも行っています。

(3) 青少年いこいの家（尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体管理運営施設）

〒666-0224

兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山6-1

TEL 072-768-0614

FAX 072-768-0614

ホームページ <http://aspf.or.jp/ikoi/>

猪名川溪谷の豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図ることを目的とした施設です。

季節を問わずだれでも気軽にアウトドア体験ができます。日帰りから2泊3日まで幅広く利用でき、ハイキング、バドミントン、フリスビーなどの軽スポーツから、野外炊事、キャンプファイヤーなどが楽しめます。

<付録1> 附属機関一覧表

令和4年7月1日現在

名称	設置年月日	設置目的	組織		令和3年度 審議事項	令和3年度 審議回数	根拠法令	所管課
			委員数 (人)	構成				
尼崎市子ども・子育て審議会	H25.4.1	児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育等について調査・審議する。	30 (以内)	学識経験者(6) 児童福祉又は学校教育の関係者(9) 子ども及びその保護者を支援する団体の代表者(2) 事業主又は労働者の代表者(2) 市民の代表者(2)	尼崎市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度実績)の点検・評価について等の協議を行った。	4回	尼崎市子ども・子育て審議会条例	就学前教育課
尼崎市学校給食調理業務委託業者選定会	H25.10.9	本市が設置する小学校及び特別支援学校における給食の実施に必要な調理業務の委託契約の相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議し、教育委員会に答申する。	10 (以内)	学識経験者(4) 児童又は生徒の保護者の代表者(4) 校長(2)	令和3年度末委託期間満了校(7校)の業者選定を行った。	5回	尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会条例	学校給食課
尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会	H29.12.26	尼崎市立琴ノ浦高等学校における給食の実施に必要な調理、配送等の業務の委託契約の相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議する。	7 (以内)	学識経験者(3) 生徒の保護者の代表者(2) 校長(1) 事務長(1)	—	—	尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例	学校給食課

名 称	設 置 年月日	設置目的	組 織		令和3年度 審 議 事 項	令和3年度 審議回数	根拠法令	所 管 課
			委員数 (人)	構 成				
尼 崎 市 立 高 等 学 校 教 育 審 議 会	S60.4.1	市立高等学校の教育に係る重要項目について調査・審議する。	15 (以内)	学識経験者(3) 当該高等学校の校長(2) 中学校代表(1) PTA代表(1) 産業界代表(1) 市民公募(2)	平成25年度以降特に審議事項なし	委員会 0回 部 会 0回	尼崎市立高等学校教育審議会条例	高 校 教 育 課
尼 崎 市 立 教 科 用 図 書 選 定 委 員 会	S55.4.1	本市が設置する学校において使用する教科用図書の採択について必要な事項を調査審議し、教育委員会に報告・申請する。	10 (以内)	義務教育諸学校学識経験者(3) 保護者代表者(2) 校長(2) 教員(2) 本市関係職員(1)	各教科部会から報告のあった種目ごとに、教科用図書を調査審議し、報告・申請を行った。	2回	尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例	学 校 教 育 課 ・ 高 校 教 育 課
			7 (以内)	各高等学校学識経験者(2) 保護者代表者(2) 校長(1) 教員(2)				
尼 崎 市 い じ め 問 題 対 策 審 議 会	H28.4.1	いじめ防止のための対策に関する調査審議を行う。また、いじめの重大事態調査を行う。	7 (以内)	弁護士(2) 医師(1) 大学准教授(1) 精神保健福祉士・社会福祉士(1) 臨床心理士(1)	尼崎市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項を調査・審議し、報告を行った。	5回 (臨時1回を含む)	尼崎市いじめ問題対策審議会条例	い じ め 防 止 生 徒 指 導 担 当

名 称	設 置 年月日	設置目的	組 織		令和3年度 審 議 事 項	令和3年度 審議回数	根拠法令	所 管 課
			委員数 (人)	構 成				
尼 崎 市 教 育 支 援 委 員 会	S55. 4. 1 H27. 10. 9 条 例改正	特別な教育的 支援を必要と する児童及び 生徒の義務教 育諸学校への 適切な就学並 びに就学後の 教育上必要な 支援を行うた めに必要な事 項を調査審議 する。	16 (以内)	医 師(5) 学識経験者(2) 校長代表(3) 児童福祉施設代 表者(2) 特別支援学級担 当教員(2) 特別支援学校代 表(2)	依頼「令和4年度就 学予定児童及び生 徒等の就学につ いて」に対し、保 護者面接、知能等 諸検査、行動観 察、医師の判断 等医学的・心理 学的及び教育的 観点から審議し 、報告を行った。	委員会 3回 部 会 9回	尼崎市教育 支援委員会 条例	特 別 支 援 教 育 担 当
尼 崎 市 社 会 教 育 委 員	S25. 7. 1	社会教育に関 する諸計画の 立案及び教育 委員会の諮問 に応じ、意見 を述べる。	12 (以内)	校 長(2) 社会教育関係団 体代表者(2) 学識経験者(7) 市民の代表者(1)	令和4年度社会 教育関係主要事 業及び社会教育 関係団体補助金 等の審議を行う とともに、コミ ュニティ・スク ールモデル事業 やPTAの運営に ついて協議を行 った。	2回	社会教育法 第15条 尼崎市社会 教育委員に 関する条例	社 会 教 育 課
尼 崎 市 文 化 財 保 護 審 議 会	S57. 9. 1	文化財保護に 関して諮問に 応じて調査審 議する。	5 (以内)	学識経験者	令和3年度尼崎 市指定文化財に ついて調査・審 議し、指定候補 物件について答 申を行った	3回	尼崎市 文化財保護 条例	歴 史 博 物 館
尼 崎 市 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会	S37. 4. 1	スポーツ施設 の整備、指導 者の養成及び スポーツの振 興等に関し調 査審議し、教 育委員会に建 議する。	10 (以内)	医師会代表者(1) 小学校体育連盟 代表者(1) 中学校体育連盟 代表者(1) 社会教育関係団 体代表者(2) スポーツ関係外 郭団体代表者(1) 学識経験者(3) 市民の代表 (1)	「尼崎市スポーツ 推進計画」の進 捗確認、スポーツ 推進課所管事業 及びスポーツ団 体に対する補助 金の交付につ いての審議を行 った。	1回	尼崎市 スポーツ推 進審議会条 例	ス ポ ー ツ 推 進 課

<付録2> 尼崎市内の学校及び教育機関等一覧表

尼崎市立小学校

令和4年4月1日現在(※学級数・児童数は令和4年5月1日現在)

学級数の右側の小文字は特別支援学級(内数)

学校名	T E L	F A X	所在地	校長	教 頭	設置・開設年月	学 級 数	児童数
1 明 城	6481-2432	6481-2433	南城内10番地の1	宇川 光平	坂本 和也	平成16年4月	17 3	448
2 難 波	6481-2502	6481-2503	東難波町4丁目3番40号	難波 佳代子	森 井 崇	大正9年4月	18 4	427
3 難波の梅	6482-2581	6482-2582	西難波町6丁目14番57号	中井 正人	伊集院 由美子	平成26年4月	27 9	578
4 竹 谷	6411-3381	6411-3382	北竹谷町2丁目36番地	峯本 千鶴	真殿 康正	昭和10年4月	14 2	312
5 下坂部	6499-1206	6499-1208	下坂部1目12番1号	杉本 浩美	碓 裕 樹	明治10年12月	17 4	385
6 潮	6499-7169	6499-7154	潮江2丁目2番20号	濱口 真由美	由良 健一	昭和34年4月	22 2	631
7 長 洲	6488-0490	6488-0491	長洲東通3丁目7番1号	櫻井 克典	吉本 圭子	明治6年12月	14 3	292
8 清 和	6488-4381	6488-4382	長洲本通1丁目8番1号	細間 亜季	小谷 隆宏	昭和30年4月	8 1	182
9 杭 瀬	6488-3581	6488-3582	杭瀬北新町2丁目6番1号	勘舎 晃行	江形 拓也	大正14年4月	21 3	529
10 浦 風	6488-0328	6488-0329	杭瀬南新町4丁目1番34号	太田 和樹	谷口 陽一	昭和35年1月	7 1	179
11 金 楽 寺	6482-0276	6482-0277	金楽寺町2丁目3番1号	中根 孝介	森田 美紀	昭和10年9月	20 3	508
12 浜	6499-1536	6499-1535	浜2丁目21番1号	寺田 忠司	片村 文亨	昭和23年9月	19 4	470
13 大 庄	6417-3621	6417-3622	大庄中通4丁目43番地の1	藤井 健三郎	山谷 敦史	明治6年10月	17 4	432
14 成 文	6418-2361	6418-2362	大島2丁目33番1号	青木 優樹恵	永幡 一平	昭和30年4月	12 3	239
15 成 徳	6413-1601	6413-1602	蓬川町302番地の2	島多 峰史	笠井 美香	昭和28年1月	14 3	262
16 わかば西	6418-2888	6418-2889	武庫川町1丁目25番地	岡本 薫	野川 啓	平成28年4月	15 3	373
17 大 島	6417-5721	6417-5722	稲葉荘2丁目10番7号	杉浦 文崇	藤本 哲也	昭和16年3月	21 6	467
18 浜 田	6417-8331	6417-8332	浜田町3丁目110番地	仁科 良久	野村 武弘	昭和26年4月	14 2	316
19 立 花	6429-6554	6429-4592	栗山町2丁目26番1号	植木 加代子	中井 研二	明治6年3月	18 3	457
20 立 花 南	6427-5445	6427-5482	三反田町2丁目16番1号	平岩 健太郎	坂本 和也	昭和47年4月	23 5	604
21 立 花 西	6437-3820	6437-3821	南武庫之荘3丁目14番9号	民谷 洋二	宮城 久雄	昭和42年4月	18 3	474
22 立 花 北	6427-4029	6427-4030	栗山町2丁目6番1号	佐久間 直紀	山下 恵一郎	昭和53年4月	15 3	382
23 名 和	6428-0114	6428-0118	名神町3丁目1番51号	横山 智恵子	井上 幸治	昭和31年4月	18 3	464
24 塚 口	6421-5519	6421-9725	塚口町4丁目38番地の1	南川 貴子	瀧本 晋作	昭和9年2月	26 3	732
25 尼 崎 北	6422-4525	6422-4526	塚口町6丁目21番地の1	高原 有子	笹倉 伸悟	昭和42年4月	27 4	782
26 水 堂	6437-3804	6437-3805	水堂町1丁目32番8号	小嶋 千花	志水 昌彦	昭和18年4月	18 3	440
27 七 松	6417-7741	6417-7742	南七松町1丁目4番49号	中島 賀子	上川 賢郎	昭和29年4月	16 4	403
28 武 庫	6431-5239	6431-1018	武庫元町2丁目25番34号	河合 康一	小山 陽子	明治6年2月	25 4	728
29 武 庫 南	6438-1917	6438-1967	武庫町4丁目11番1号	大龍 正幸	高島 洋	昭和45年4月	23 5	597
30 武 庫 北	6431-5100	6431-5135	常松2丁目14番1号	武市 俊彦	上村 知一郎	昭和43年4月	16 4	371
31 武 庫 東	6432-4565	6432-4566	武庫之荘6丁目15番1号	柳 一 光	松本 隆範	昭和37年4月	26 3	713
32 武 庫 庄	6433-6746	6433-6747	武庫之荘本町3丁目21番1号	足立 靖	福山 直子	昭和49年4月	23 3	648
33 武 庫 の 里	6433-2080	6433-2081	武庫の里1丁目4番1号	伊藤 吾郎	加藤 洋節	昭和56年4月	20 3	508
34 園 田	6491-6973	6491-6883	食満1丁目1番2号	永所 孝章	山田 雅行	明治6年10月	29 5	758
35 園 田 北	6492-9990	6492-9991	猪名寺2丁目4番1号	前田 貫次	村井 千恵	昭和48年4月	18 6	398
36 園 和	6491-9504	6491-9500	東園田町4丁目73番地の2	佐野 正信	竹内 義明	明治26年9月	27 4	745
37 園 和 北	6492-1066	6492-1096	田能1丁目7番1号	田村 幸夫	守屋 貴哉	昭和45年4月	27 5	672
38 園 田 東	6491-9253	6491-9331	東園田町8丁目7番地	西田 一義	吉識 泰士	昭和37年4月	9 3	162
39 上 坂 部	6427-3830	6427-3831	東塚口町1丁目15番36号	馬場 直子	堀田 宗敬	昭和11年4月	21 3	561
40 小 園	6491-5918	6491-5683	若王寺3丁目23番1号	比 嘉 勲	竹本 信	昭和43年4月	29 4	785
41 園 田 南	6493-6821	6493-6822	若王寺1丁目1番1号	井上 雅登	柳 伸彦	昭和55年4月	30 4	882

尼崎市立中学校

令和4年4月1日現在(※学級数・児童数は令和4年5月1日現在)

学級数の右側の小文字は特別支援学級(内数)

学校名	T E L	F A X	所在地	校長	教 頭	設置・開設年月	学 級 数	生徒数
1 成 良	6482-3081	6482-3082	西長洲町2丁目33番22号	桐 山 勉	板谷 葉子	平成17年4月	15 3	463
琴城分校	6482-5438	同 左	南城内10番地の2		菊谷 徳洋	昭和51年4月	3 0	36
2 中 央	6481-5351	6481-5352	東七松町2丁目5番67号	阪本 一郎	小林 誠一郎	平成17年4月	23 6	668
3 日 新	6482-0733	6482-0734	東七松町2丁目1番44号	平田 昌也	松村 高志	昭和35年4月	11 2	359
4 小 田	6488-0735	6488-0755	長洲中通1丁目10番1号	重信 親秀	小村 元基	平成28年4月	18 2	583
5 小 田 北	6499-0005	6499-0010	神崎町24番1号	真島 清行	田 邊 亘	昭和24年4月	17 5	430
6 大 成	6428-0029	6428-0031	久々知西町2丁目8番48号	田 代 司	杉谷 剛一	昭和36年4月	17 2	541
7 大 庄	6418-0551	6418-0552	菜切山町37番地の1	佐々野 俊弥	神保 玲子	平成18年4月	22 4	694
8 大 庄 北	6417-8281	6417-8282	大庄北1丁目8番1号	嶋名 雅之	市田 直大	昭和36年4月	14 2	425
9 立 花	6427-3838	6427-3839	上ノ島町3丁目1番1号	岡本 修一	西田 育代	昭和22年4月	20 3	638
10 塚 口	6421-0620	6421-2169	富松町4丁目31番1号	深沢 慶子	西村 純一	昭和22年4月	20 3	613
11 武 庫	6431-2511	6431-6979	武庫元町2丁目24番30号	鎌原 輝明	藤井 俊史	昭和22年4月	15 2	476
12 南武庫之荘	6436-2241	6436-2243	南武庫之荘4丁目11番1号	屋敷 成治	新井 正人	昭和47年4月	21 3	675
13 武 庫 東	6433-0888	6433-0889	武庫之荘7丁目35番1号	藤岡 卓司	齋藤 栄治	昭和51年4月	22 4	661
14 常 陽	6432-1807	6432-1808	西昆陽1丁目26番26号	徳山 壮一	濱崎 成司	昭和57年4月	11 2	299
15 園 田	6491-0775	6491-0774	食満1丁目1番1号	小寺山 道久	石井 郁樹	昭和22年4月	22 4	714
16 園 田 東	6491-1048	6493-7246	東園田町5丁目79番地	井上 満夫	大久保 陽造	昭和38年4月	20 4	608
17 小 園	6493-0280	6493-0281	小中島2丁目12番27号	鎌 田 基	田中 かおり	昭和51年4月	26 5	777

尼崎市立高等学校

令和4年4月1日現在(※学級数・児童数は令和4年5月1日現在)

学級数の右側の小文字は特別支援学級(内数)

学校名	T E L	F A X	所在地	校長	教 頭	設置・開設年月	学 級 数	生徒数
24 尼 崎	6429-0169	6429-0177	上ノ島町1丁目38番1号	東 政 信	開 田 守 石井 基晴	大正2年3月	24	945
29 尼崎双星	6491-7000	6491-7042	口田中2丁目8番1号	脇田 高史	石川 一 土橋 浩司	平成23年4月	27	1037
16 琴ノ浦	6481-8460	6482-5686	北城内47番地の1	山崎 信一	荒川 哲 高見 和正	平成25年4月	15	225

尼崎市立幼稚園

令和4年4月1日現在(※学級数・児童数は令和4年5月1日現在)

学級数の右側の小文字は特別支援学級(内数)

園 名	T E L	F A X	所在地	校長	教 頭	設置・開設年月	学 級 数	園児数
1 竹 谷	6411-3442	同 左	北竹谷町2丁目36番地	川口 祐子	川村 千恵	昭和28年4月	3 1	42
2 長 州	6481-8042	同 左	長洲東通3丁目7-48	谷澤 三千起	金子 友子	昭和25年4月	3 1	24
3 大 島	6416-0693	同 左	稲葉荘1丁目9-25	多 田 弘	山本 由紀	昭和28年4月	3 1	35
4 立 花	6428-0115	同 左	栗山町2丁目26-2	保田 明子	幕内 慶子	昭和17年2月	4 1	72
5 塚 口	6421-1681	同 左	塚口町2丁目13番地の9	伊藤 和子	篠原 玲子	昭和17年1月	3 1	53
6 武 庫	6431-0945	同 左	武庫元町2丁目25-9	上田 晶子	前田 有香	昭和22年4月	3 1	66
7 園 田	6491-8686	同 左	口田中1丁目2-17	廣瀬 身佳	松永 玲子	昭和23年8月	3 1	53
8 園 和 北	6491-9400	同 左	東園田町3丁目76番地の1	日下 恵理子	三谷 裕美	昭和42年4月	3 1	42
9 小 園	6492-0444	同 左	小中島3丁目17-3	山崎 祥子	宮崎 敏恵	昭和45年4月	3 1	33

特別支援学校

令和4年4月1日現在(※学級数・児童数は令和4年5月1日現在)

学校名	T E L	F A X	所在地	校長	教 頭	設置・開設年月	学 級 数	生徒
市立 あまよう特別支援	(06)6482-1530	(06)6482-1531	尼崎市東難波町2丁目14番40号	小寺 英樹	馬場 憲一郎	昭和33年4月	27	64
県立 阪神特別支援	(0798)52-6868	(0798)52-6176	西宮市田近野町11番7号			昭和50年1月		
県立 阪神特別支援分教室	(06)6431-6050	(06)6431-6556	尼崎市武庫之荘8丁目31番1号			平成27年4月		

兵庫県立高等学校

令和4年4月1日現在

	学 校 名	T E L	郵便番号	所 在 地
1	尼 崎 高 等 学 校	6401-0643	660-0804	北大物町 18 番 1 号
2	尼 崎 北 高 等 学 校	6421-0132	661-0002	塚口町 5 丁目 40 番地の 1
3	尼 崎 西 高 等 学 校	6417-5021	660-0076	大島 2 丁目 34 番 1 号
4	尼 崎 小 田 高 等 学 校	6488-5335	660-0802	長洲中通 2 丁目 17 番 46 号
5	尼 崎 稻 園 高 等 学 校	6422-0271	661-0981	猪名寺 3 丁目 1 番 1 号
6	尼 崎 工 業 高 等 学 校	6481-4841	660-0802	長洲中通 1 丁目 13 番 1 号
7	武 庫 荘 総 合 高 等 学 校	6431-5520	661-0035	武庫之荘 8 丁目 31 番 1 号
8	神 崎 工 業 高 等 学 校	6481-5503	660-0802	長洲中通 1 丁目 13 番 1 号

私 立 学 校

令和4年4月1日現在

	学 校 名	T E L	郵便番号	所 在 地
1	百 合 学 院 小 学 校	6491-7033	661-0974	若王寺 2 丁目 18 番 2 号
2	園 田 学 園 中 学 校	6428-2242	661-0012	南塚口町 1 丁目 24 番 16 号
3	百 合 学 院 中 学 校	6491-6298	661-0974	若王寺 2 丁目 18 番 2 号
4	園 田 学 園 高 等 学 校	6428-2242	661-0012	南塚口町 1 丁目 24 番 16 号
5	百 合 学 院 高 等 学 校	6491-6298	661-0974	若王寺 2 丁目 18 番 2 号
6	産 業 技 術 短 期 大 学	6431-7561	661-0047	西昆陽 1 丁目 27 番 1 号
7	園 田 学 園 女 子 大 学	6429-1201	661-0012	南塚口町 7 丁目 29 番 1 号
8	園 田 学 園 女 子 大 学 短 期 大 学 部	6429-1201	661-0012	南塚口町 7 丁目 29 番 1 号
9	関 西 国 際 大 学	6498-4755	661-0976	潮江 1 丁目 3 番 23 号

私 立 幼 稚 園

令和4年4月1日現在

	園 名	T E L	郵便番号	所 在 地
1	難 波 愛 の 園 幼 稚 園	6482-2206	660-0893	西難波町 5 丁目 8 番 33 号
2	か ら た ち 幼 稚 園	6488-2261	660-0828	東大物町 1 丁目 5 番 5 号
3	慈 愛 幼 稚 園	6481-3008	660-0806	金楽寺町 2 丁目 30 番 10 号
4	く い せ よ う ち え ん	6481-0848	660-0814	杭瀬本町 1 丁目 9 番 36 号
5	常 光 寺 幼 稚 園	6481-6170	660-0811	常光寺 1 丁目 18 番 10 号
6	し も さ か べ 幼 稚 園	6499-1545	661-0975	下坂部 2 丁目 8 番 23 号
7	梅 花 幼 稚 園 (休園中)	6481-7627	660-0803	長洲本通 1 丁目 9 番 23 号
8	は ま よ う ち え ん	6499-4919	661-0967	浜 2 丁目 2 番 13 号
9	梅 花 東 幼 稚 園	6488-7742	660-0803	長洲本通 1 丁目 7 番 35 号
10	み の り 幼 稚 園	6416-4287	660-0085	元浜町 2 丁目 58 番地
11	七 松 幼 稚 園	6418-6732	660-0052	七松町 2 丁目 27 番 20 号
12	明 和 幼 稚 園	6421-3216	661-0003	富松町 2 丁目 35 番 46 号
13	め ぐ み 幼 稚 園	6416-6874	660-0054	西立花町 2 丁目 6 番 20 号
14	立 花 愛 の 園 幼 稚 園	6429-0308	661-0025	立花町 3 丁目 20 番 27 号
15	み こ こ ろ 幼 稚 園	6432-5512	661-0035	武庫之荘 3 丁目 5 番 9 号
16	武 庫 之 荘 幼 稚 園	6436-0242	661-0034	武庫之荘西 2 丁目 44 番 35 号
17	武 庫 か ら た ち 幼 稚 園	6431-0202	661-0035	武庫之荘 5 丁目 35 番 2 号
18	母 智 (み と も) 幼 稚 園	6431-2915	661-0041	武庫の里 2 丁目 11 番 20 号
19	武 庫 愛 の 園 幼 稚 園	6438-0030	661-0033	南武庫之荘 4 丁目 5 番 23 号
20	た け ぞ の 幼 稚 園	6436-2415	661-0033	南武庫之荘 1 丁目 10 番 1 号
21	武 庫 東 か ら た ち 幼 稚 園	6432-4343	661-0031	武庫之荘本町 1 丁目 10 番 10 号
22	園 田 学 園 女 子 大 学 付 属 園 田 学 園 幼 稚 園	6429-3177	661-0012	南塚口町 1 丁目 24 番 14 号
23	百 合 学 院 幼 稚 園	6491-7681	661-0972	小中島 2 丁目 18 番 1 号
24	園 田 慈 愛 幼 稚 園	6492-0606	661-0982	食満 5 丁目 10 番 40 号

尼崎市立教育機関等施設

令和4年4月1日現在

施設名	T E L	F A X	所在地	設置・開設年月
歴史博物館	6489-9801	6489-9800	南城内10番地の2	令和2年10月
田能資料館	6492-1777	同左	田能6丁目5番1号	昭和45年7月
中央図書館	6481-5244	6481-2142	北城内27番地	平成2年8月
北図書館	6438-7322	6438-7344	南武庫之荘3丁目21番21号	昭和54年6月
屋内プール	6413-8171	6412-0054	西御園町93番地の2	昭和58年4月
中央体育館	同上	同上	同上	同上
小田体育館	6498-4761	同左	潮江1丁目15番3号	平成6年4月
大庄体育館	6419-5373	同左	菜切山町20番地	昭和55年4月
立花体育館	6423-5550	同左	三反田町1丁目1番1号	昭和60年6月
武庫体育館	6431-2507	同左	武庫之荘8丁目17番5号	昭和51年10月
園田体育館	6492-5286	同左	食満2丁目1番1号	昭和47年12月
教育総合センター	6494-3155	6494-3151	若王寺2丁目18番3号	平成28年7月
教育・障害福祉センター	4950-5654	4950-5658	三反田町1丁目1番1号	昭和60年6月
子どもの育ち支援センター「いくしあ」			若王寺2丁目18番6号	令和元年10月
面接相談（予約制）	6409-4995			
電話相談（随時）	6430-9980			
教育支援室	6409-4995			
ほっとすてっぷEAST	6430-9898		若王寺2丁目18番3号	平成31年4月
ほっとすてっぷWEST			水堂町2丁目35番1号	令和元年6月
ほっとすてっぷSOUTH			大島3丁目9番25号	令和3年4月
美方高原自然の家	(0796) 97-3600	(0796) 97-3602	〒667-1532 美方郡香美町小代区新屋1432番地の35	平成8年4月
丹波少年自然の家	(0795) 87-1633	(0795) 87-1777	〒669-3803 丹波市青垣町西芦田イケ2032-2	昭和54年4月

県の主な教育機関

令和4年4月1日現在

学校名	T E L	郵便番号	所在地
兵庫県教育委員会	(078) 341-7711(代)	650-857	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
阪神教育事務所 (西宮総合庁舎)	(0798) 39-6152(代)	662-0854	西宮市櫛塚町2丁目28番

令和4年度 尼崎の教育

発行 令和4年9月
編集・発行 尼崎市教育委員会

表紙の写真：中学校の給食時の様子